

令和4年6月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第72号	令和4年度郡山市一般会計補正予算(第5号)	4
議案第73号	令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	36
議案第74号	令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	48
議案第75号	令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第1号)	56
議案第76号	令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)	65
議案第77号	郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	82
議案第78号	郡山市税条例等の一部を改正する条例	85
議案第79号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	98
議案第80号	新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	106
議案第81号	郡山市都市公園条例の一部を改正する条例	110
議案第82号	工事請負契約について	113
議案第83号	工事請負契約について	115
議案第84号	工事請負契約について	116
議案第85号	工事請負契約について	117
議案第86号	工事請負契約について	118
議案第87号	工事請負契約の変更について	120
議案第88号	財産の取得について	121
議案第89号	財産の取得について	122
議案第90号	財産の取得について	123
議案第91号	財産の処分について	125
議案第92号	損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について	126
議案第93号	専決処分の承認を求めることについて	127
報告第2号	専決処分事項の報告について	407
報告第3号	令和3年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	426

報告第4号	令和3年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	427
報告第5号	令和3年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	430
報告第6号	令和3年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	431
報告第7号	令和3年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書	432
報告第8号	令和3年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	433
報告第9号	令和3年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	434
報告第10号	令和3年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書	435
報告第11号	令和3年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	436
報告第12号	令和3年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書	437
報告第13号	令和3年度郡山市工業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書	438
報告第14号	令和3年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書	439
報告第15号	令和3年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	440
報告第16号	令和3年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	441
報告第17号	令和3年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	442
報告第18号	令和3年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書	443

令和4年度郡山市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度郡山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,713,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,449,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 使用料及び手数料		2,373,581	54,240	2,427,821
	1 使用料	1,446,611	54,240	1,500,851
17 国庫支出金		23,959,590	1,909,295	25,868,885
	1 国庫負担金	16,284,693	836,173	17,120,866
	2 国庫補助金	7,584,338	1,073,122	8,657,460
18 県支出金		10,691,241	53,550	10,744,791
	2 県補助金	4,122,294	53,550	4,175,844
20 寄附金		210,176	129	210,305
	1 寄附金	210,176	129	210,305
21 繰入金		5,318,289	680,000	5,998,289
	2 基金繰入金	5,253,161	680,000	5,933,161
23 諸収入		5,302,095	4,714	5,306,809
	5 雑入	841,779	4,714	846,493
24 市債		13,301,000	1,011,500	14,312,500
	1 市債	13,301,000	1,011,500	14,312,500
歳入	合 計	134,736,062	3,713,428	138,449,490

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		11,748,811	60,290	11,809,101
	1 総務管理費	8,187,226	27,398	8,214,624
	3 戸籍住民基本台帳費	907,298	32,892	940,190
3 民生費		49,182,627	24,276	49,206,903
	1 社会福祉費	3,485,093	4,853	3,489,946
	2 心身障害者福祉費	6,995,413	500	6,995,913
	3 老人福祉費	9,658,412	509	9,658,921
	4 児童福祉費	22,497,868	18,414	22,516,282
4 衛生費		19,085,896	2,040,416	21,126,312
	1 保健衛生費	8,537,513	2,040,416	10,577,929
5 労働費		122,762	1,500	124,262
	1 労働諸費	122,762	1,500	124,262
6 農林水産業費		4,229,521	142,437	4,371,958
	1 農業費	3,888,846	142,437	4,031,283
7 商工費		6,174,342	74,758	6,249,100
	1 商工費	6,174,342	74,758	6,249,100
8 土木費		16,728,964	1,922	16,730,886
	4 都市計画費	9,695,334	1,060	9,696,394
	5 住宅費	963,579	862	964,441
10 教育費		13,424,537	586,191	14,010,728
	2 小中学校費	7,139,782	285,486	7,425,268
	3 社会教育費	4,602,115	300,705	4,902,820
11 災害復旧費		730,667	784,681	1,515,348
	3 文教施設災害復旧費	624,003	784,681	1,408,684
14 予備費		498,472	△3,043	495,429

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	498,472	△3,043	495,429
歳	出	134,736,062	3,713,428	138,449,490

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(追加)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年割額
10 教育費	3 社会教育費	(仮称) 歴史情報・公文書館 整備事業	千円 3,179,867	4	千円 0
				5	2,487,562
				6	692,305

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	3 社会教育費	(仮称) 富久山総合学習センター別館整備事業	千円 209,892
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧工事	760,840

第 4 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉施設等整備費補助金 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 85,662
郡山市磐梯熱海観光物産館指定管理料	令和4年度から 令和10年度まで	111,066
郡山市営住宅指定管理料	令和4年度から 令和9年度まで	1,635,975

第 5 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 24,000		%		千円 233,800		%	
(仮称)歴史情報・公文書館 施設整備事業	1,004,600				1,045,500			
文教施設災害復旧事業	457,700				1,218,500			
合 計	13,301,000				14,312,500			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,442,636	0	50,442,636
2 地方譲与税	1,219,056	0	1,219,056
3 利子割交付金	28,018	0	28,018
4 配当割交付金	174,726	0	174,726
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	0	74,615
6 法人事業税交付金	963,891	0	963,891
7 地方消費税交付金	7,999,938	0	7,999,938
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	0	17,880
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	105,108	0	105,108
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	0	2,944
12 地方特例交付金	242,979	0	242,979
13 地方交付税	10,045,000	0	10,045,000
14 交通安全対策特別交付金	55,047	0	55,047
15 分担金及び負担金	428,990	0	428,990
16 使用料及び手数料	2,373,581	54,240	2,427,821
17 国庫支出金	23,959,590	1,909,295	25,868,885
18 県支出金	10,691,241	53,550	10,744,791
19 財産収入	179,261	0	179,261
20 寄附金	210,176	129	210,305
21 繰入金	5,318,289	680,000	5,998,289
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	5,302,095	4,714	5,306,809
24 市債	13,301,000	1,011,500	14,312,500
歳入合計	134,736,062	3,713,428	138,449,490

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	664,199	0	664,199				
2 総務費	11,748,811	60,290	11,809,101	33,549		3,600	23,141
3 民生費	49,182,627	24,276	49,206,903	22,365		129	1,782
4 衛生費	19,085,896	2,040,416	21,126,312	1,455,132		54,240	531,044
5 労働費	122,762	1,500	124,262	1,500			
6 農林水産業費	4,229,521	142,437	4,371,958	54,885			87,552
7 商工費	6,174,342	74,758	6,249,100	73,804		954	
8 土木費	16,728,964	1,922	16,730,886			862	1,060
9 消防費	3,829,336	0	3,829,336				
10 教育費	13,424,537	586,191	14,010,728	321,610	250,700	160	13,721
11 災害復旧費	730,667	784,681	1,515,348		760,800		23,881
12 公債費	8,315,927	0	8,315,927				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	498,472	△3,043	495,429				△3,043
歳出合計	134,736,062	3,713,428	138,449,490	1,962,845	1,011,500	59,945	679,138

2 歳入

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生使用料	143,439	54,240	197,679	1 保健衛生使用料	54,240	休日・夜間急病センター使用料 54,240
計	1,446,611	54,240	1,500,851			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	949,360	836,173	1,785,533	1 保健衛生費国庫負担金	836,173	感染症予防事業費国庫負担金 518,508 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 317,665
計	16,284,693	836,173	17,120,866			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	250,883	33,549	284,432	1 総務管理費国庫補助金	11,898	デジタル基盤改革支援事業費国庫補助金 11,898

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金				2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	21,651	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 21,651
2 民生費国庫補助金	1,903,163	20,700	1,923,863	1 社会福祉費国庫補助金	4,080	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 4,080
				4 児童福祉費国庫補助金	16,620	子ども・子育て支援交付金 1,665 地方創生臨時交付金 14,955
3 衛生費国庫補助金	2,610,572	618,959	3,229,531	1 保健衛生費国庫補助金	618,959	地方創生臨時交付金 156,015 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 462,944
4 労働費国庫補助金	5,500	1,500	7,000	1 労働諸費国庫補助金	1,500	地方創生臨時交付金 1,500
5 農林水産業費国庫補助金	42,415	3,000	45,415	1 農業費国庫補助金	3,000	地方創生臨時交付金 3,000
6 商工費国庫補助金	168,045	73,804	241,849	1 商工費国庫補助金	73,804	地方創生臨時交付金 73,804
9 教育費国庫補助金	756,497	321,610	1,078,107	2 小中学校費国庫補助金	275,354	地方創生臨時交付金 275,354
				3 社会教育費国庫補助金	46,256	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 45,300 デジタル田園都市国家構想推進交付金 956
計	7,584,338	1,073,122	8,657,460			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,657,689	1,665	1,659,354	4 児童福祉費 県補助金	1,665	子ども・子育て支援県交付金 1,665
4 農林水産業費県補助金	568,108	51,885	619,993	1 農業費県補助金	51,885	新規就農者育成総合対策事業費県補助金 51,885
計	4,122,294	53,550	4,175,844			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	129	131	2 児童福祉費 寄附金	129	子育て支援推進寄附金 129
計	210,176	129	210,305			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,360,000	680,000	5,040,000	1 財政調整基金繰入金	680,000	財政調整基金繰入金 680,000

18款 県支出金

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	5,253,161	680,000	5,933,161			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	841,692	4,714	846,406	2 雑入	4,714	語学指導外国人住宅使用料個人負担分 160 国立・国定公園地域復興推進事業費補助金 954 コミュニティ事業助成金 3,600
計	841,779	4,714	846,493			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債	1,876,700	250,700	2,127,400	2 社会教育債	250,700	社会教育施設整備事業債 250,700
9 災害復旧債	520,500	760,800	1,281,300	2 文教施設災害復旧債	760,800	社会教育施設災害復旧事業債 760,800
計	13,301,000	1,011,500	14,312,500			

21款 繰入金

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
7 情報政策費	1,491,509	23,798	1,515,307	特定財源	11,898	12 委託料	23,798	◎情報政策推進事業費 ○デジタルファースト推進事業費★	23,798 23,798
				国・県 一般財源	11,898 11,900				
特定財源の内訳									
(国) デジタル基盤改革支援事業費国庫補助金				11,898					
13 市民協働推進費	276,701	3,600	280,301	特定財源	3,600	18 負担金補助及び交付金	3,600	◎自治振興費	3,600
				その他	3,600				
特定財源の内訳									
(他) コミュニティ事業助成金				3,600					
計	8,187,226	27,398	8,214,624	特定財源	15,498				
				国・県	11,898				
				その他	3,600				
				一般財源	11,900				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基本台帳費	897,457	32,892	930,349	特定財源	21,651	12 委託料	32,892	◎戸籍事務費	32,892
				国・県	21,651				
				一般財源	11,241				
	特定財源の内訳								
	(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金				21,651				
計	907,298	32,892	940,190	特定財源	21,651				
				国・県	21,651				
				一般財源	11,241				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	810,422	4,853	815,275	特定財源	4,080	10 需用費	773	◎生活困窮者自立支援事業費	4,080
				国・県	4,080	19 扶助費	4,080		
				一般財源	773				

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	特定財源の内訳 (国) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金			4,080			
計	3,485,093	4,853	3,489,946	特定財源 国・県 一般財源	4,080 4,080 773		

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 障害福祉費	6,818,316	500	6,818,816	一般財源	500	7 報償費 8 旅費 10 需用費	258 218 24	◎地域生活支援事業費 500
計	6,995,413	500	6,995,913	一般財源	500			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 後期高齢者医療費	3,609,550	509	3,610,059	一般財源 509	27 繰出金	509	◎後期高齢者医療事業費 509
計	9,658,412	509	9,658,921	一般財源 509			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども政策費	1,411,822	129	1,411,951	特定財源 129 その他 129	24 積立金	129	◎すこやか子育て基金費 129
	特定財源の内訳 (他) 子育て支援推進寄附金			129			
2 こども家庭支援費	8,690,061	11,771	8,701,832	特定財源 11,771 国・県 11,771	10 需用費	11,771	◎こども総合支援センター費 8,639 ◎地域子育て支援センター費 3,132
	特定財源の内訳						
	(国) 子ども・子育て支援交付金			1,665			
	(国) 地方創生臨時交付金			8,441			
	(県) 子ども・子育て支援県交付金			1,665			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 保育費	11,167,597	6,514	11,174,111	特定財源	6,514	18 負担金補助 及び交付金	6,514	◎認可外保育施設費	4,514
				国・県	6,514			○認可外保育施設支 援事業費★	4,514
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金				6,514	◎特別保育推進事業費
								○病児・病後児保育 事業費★	2,000
計	22,497,868	18,414	22,516,282	特定財源	18,414				
				国・県	18,285				
				その他	129				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
2 保健所健康 政策費	372,013	37,373	409,386	特定財源	54,240	11 役務費	37,373	◎休日・夜間急病セン ター費	37,373
				その他	54,240			○休日・夜間急病セ ンター運営事業費★	37,373
				一般財源	△16,867				
				特定財源の内訳 (他) 休日・夜間急病センター使用料					54,240

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明				
						区分	金額					
3 保健所保健 ・感染症費	1,781,644	1,241,597	3,023,241	特定財源	693,686	7 報償費	11,500	◎職員給与費 ◎感染症予防対策事業 費 ○新型コロナウイルス 対策医療機関支援 事業費★	0 1,241,597 150,672			
				国・県	693,686	8 旅費	164					
				一般財源	547,911	10 需用費	12,983					
						11 役務費	235					
				特定財源の内訳						12 委託料	962,453	
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金						13 使用料及び 賃借料	6,090	
				(国) 地方創生臨時交付金						18 負担金補助 及び交付金	150,672	
				(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費国庫補助金						19 扶助費	97,500	
14 ワクチン接 種費	1,390,094	761,446	2,151,540	特定財源	761,446	1 報酬	114	◎新型コロナウイルス ワクチン接種事業費	761,446			
				国・県	761,446	7 報償費	292					
						8 旅費	73					
				特定財源の内訳						10 需用費	3,080	
				(国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負 担金						11 役務費	22,638	
				(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費国庫補助金						12 委託料	729,896	
										13 使用料及び 賃借料	5,353	
計	8,537,513	2,040,416	10,577,929	特定財源	1,509,372							
				国・県	1,455,132							
				その他	54,240							
				一般財源	531,044							

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 労働諸費	121,368	1,500	122,868	特定財源	1,500	18 負担金補助及び交付金	1,500	◎雇用対策費	1,500
				国・県	1,500				
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					1,500				
計	122,762	1,500	124,262	特定財源	1,500				
				国・県	1,500				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 農業政策費	382,262	51,885	434,147	特定財源	51,885	7 報償費	135	◎農業改良事業費	51,885
				国・県	51,885	18 負担金補助及び交付金	51,750	○豊かな地域農業を担う農家育成事業費	
特定財源の内訳								★	51,885
(県) 新規就農者育成総合対策事業費県補助金					51,885				
3 農業振興費	504,865	3,000	507,865	特定財源	3,000	12 委託料	3,000	◎農業改良事業費	3,000
				国・県	3,000			○郡山地域産業6次化推進事業費★	3,000

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 農業振興費	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金				3,000			
4 農地費	1,778,402	81,052	1,859,454	一般財源	81,052	24 積立金	81,052	◎ため池放射性物質対策事業費 81,052
6 農業集落排水事業費	538,562	6,500	545,062	一般財源	6,500	23 投資及び出資金	6,500	◎農業集落排水事業費 6,500
計	3,888,846	142,437	4,031,283	特定財源 国・県 一般財源	54,885 54,885 87,552			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 商工振興費	4,658,289	10,000	4,668,289	特定財源 国・県	10,000 10,000	18 負担金補助及び交付金	10,000	◎振興事業費 10,000 ○こおりやま中小企業活性化事業費★ 10,000
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金				10,000			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 観光物産費	779,447	64,758	844,205	特定財源	64,758	7 報償費	585	◎観光振興対策事業費 ○インバウンド観光 推進事業費★	64,758 954
				国・県	63,804	8 旅費	297		
				その他	954	12 委託料	954		
						18 負担金補助 及び交付金	62,922		
	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生臨時交付金	63,804				
				(他) 国立・国定公園地域復興推進事業費補助金	954				
計	6,174,342	74,758	6,249,100	特定財源	74,758				
				国・県	73,804				
				その他	954				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 街路費	713,598	1,060	714,658	一般財源	1,060	18 負担金補助 及び交付金	1,060	◎県営事業負担金	1,060
計	9,695,334	1,060	9,696,394	一般財源	1,060				

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 住宅費	963,579	862	964,441	特定財源	862	12 委託料	862	◎市営住宅費	862
				その他	862				
	特定財源の内訳								
	(他) 市営住宅使用料				862				
計	963,579	862	964,441	特定財源	862				
				その他	862				

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 学校教育推進費	946,654	10,132	956,786	特定財源	160	7 報償費	△12	◎学校教育総務費	6,790			
				その他	160	8 旅費	△513	◎指導事業費	3,342			
				一般財源	9,972	10 需用費	992	○小中学校英語教育				
						11 役務費	20	推進事業費★	3,342			
				特定財源の内訳					13 使用料及び	1,126		
				(他) 語学指導外国人住宅使用料個人負担分				160	賃借料			
					17 備品購入費	6,790						
					18 負担金補助及び交付金	1,729						

8款 土木費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 学校管理費	3,501,569	275,354	3,776,923	特定財源	275,354	12 委託料	74,914	◎小学校スクールバス 運行費 26,779 ◎学校保健指導費 48,135 ◎学校給食費 200,440
				国・県	275,354	18 負担金補助 及び交付金	200,440	
	特定財源の内訳							
	(国) 地方創生臨時交付金				275,354			
計	7,139,782	285,486	7,425,268	特定財源	275,514			
				国・県	275,354			
				その他	160			
				一般財源	9,972			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 生涯学習費	1,253,537	209,892	1,463,429	特定財源	209,800	14 工事請負費	209,892	◎総合学習センター費 209,892
				市債	209,800			
				一般財源	92			
	特定財源の内訳							
	(市債) 社会教育施設整備事業債				209,800			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 文化振興費	2,532,794	90,813	2,623,607	特定財源	87,156	12 委託料	9,383	◎歴史資料館費	90,813
				国・県 市債 一般財源	46,256 40,900 3,657	14 工事請負費	81,430	○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★	90,813
	特定財源の内訳							◎文化財保護費	0
				(国)都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	45,300			○指定文化財保護事 業費★	0
				(国)デジタル田園都市国家構想推進交付金	956				
				(市債)社会教育施設整備事業債	40,900				
計	4,602,115	300,705	4,902,820	特定財源	296,956				
				国・県	46,256				
				市債	250,700				
				一般財源	3,749				

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会教育施設災害復旧費	284,603	784,681	1,069,284	特定財源	760,800	7 報償費	292	◎令和3年発生災害復旧費 784,681
				市債	760,800	8 旅費	11	
				一般財源	23,881	10 需用費	177	
						11 役務費	223	
						12 委託料	23,138	
		14 工事請負費	760,840					
計	624,003	784,681	1,408,684	特定財源	760,800			
				市債	760,800			
				一般財源	23,881			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	498,472	△3,043	495,429	一般財源	△3,043		
計	498,472	△3,043	495,429	一般財源	△3,043		

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	13,001	57,876	4,808	62,684	
	議 員	37	267,876		85,721 (3.20)		353,597	85,781	439,378	
	その他の 特別職	5,290	211,986	17,100	5,472 (3.20)		234,558	3,063	237,621	
	計	5,330	479,862	51,096	102,072 (3.20)	13,001	646,031	93,652	739,683	
補 正 前	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	13,001	57,876	4,808	62,684	
	議 員	37	267,876		85,721 (3.20)		353,597	85,781	439,378	
	その他の 特別職	5,290	211,872	17,100	5,472 (3.20)		234,444	3,063	237,507	
	計	5,330	479,748	51,096	102,072 (3.20)	13,001	645,917	93,652	739,569	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	0	114	0	0 (0.00)		114	0	114	
	計	0	114	0	0 (0.00)	0	114	0	114	

一般会計

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他							
10教育費	3 社会教育 費	(仮称)歴史情報・公文書館整備事業	4	0								0.0		
			5	2,487,562	1,054,900	1,289,300	143,362				2,487,562	78.2		
			6	692,305	81,900	549,200	61,205				692,305	21.8		
			計	3,179,867	1,136,800	1,838,500	204,567				3,179,867	100.0		

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
老人福祉施設等整備費補助金 (令和4年度分)	85,662			令和4年度 令和5年度	85,662	85,662			
郡山市磐梯熱海観光物産館指定管理料	111,066			令和4年度 令和10年度	111,066				111,066
郡山市営住宅指定管理料	1,635,975			令和4年度 令和9年度	1,635,975			1,635,975	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	29,982,347	33,081,323	補正前の額	9,591,500	3,167,855	補正前の額	39,504,968
			補正額	250,700		補正額	250,700
			補正後の額	9,842,200		補正後の額	39,755,668
(8) 教育	10,852,044	12,373,160	補正前の額	1,876,700	1,067,404	補正前の額	13,182,456
			補正額	250,700		補正額	250,700
			補正後の額	2,127,400		補正後の額	13,433,156
2 災害復旧債	3,316,124	4,322,513	補正前の額	520,500	42,440	補正前の額	4,800,573
			補正額	760,800		補正額	760,800
			補正後の額	1,281,300		補正後の額	5,561,373
(7) 文教	218,620	1,032,587	補正前の額	457,700	6,637	補正前の額	1,483,650
			補正額	760,800		補正額	760,800
			補正後の額	1,218,500		補正後の額	2,244,450
合 計	81,647,034	87,339,424	補正前の額	13,301,000	8,028,957	補正前の額	92,611,467
			補正額	1,011,500		補正額	1,011,500
			補正後の額	14,312,500		補正後の額	93,622,967

一般会計

令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ398,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,234,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,785,065	△916,411	4,868,654
	1 国民健康保険税	5,785,065	△916,411	4,868,654
3 県支出金		19,827,101	1,675	19,828,776
	1 県補助金	19,827,101	1,675	19,828,776
5 繰入金		2,877,546	783,488	3,661,034
	2 基金繰入金	250,000	783,488	1,033,488
6 繰越金		250,000	530,000	780,000
	1 繰越金	250,000	530,000	780,000
歳入	合計	28,835,366	398,752	29,234,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		19,657,163	1,386	19,658,549
	6 傷病手当金	0	1,386	1,386
3 国民健康保険事業費納付金		7,639,967	△144,083	7,495,884
	1 医療給付費分	5,325,679	△163,301	5,162,378
	2 後期高齢者支援金等分	1,807,245	△68,232	1,739,013
	3 介護納付金分	507,043	87,450	594,493
5 基金積立金		250,056	530,000	780,056
	1 基金積立金	250,056	530,000	780,056
6 諸支出金		46,443	11,449	57,892
	1 償還金及び還付加算金	46,443	11,449	57,892
歳 出	合 計	28,835,366	398,752	29,234,118

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,785,065	△916,411	4,868,654
2 国庫支出金	2,026	0	2,026
3 県支出金	19,827,101	1,675	19,828,776
4 財産収入	55	0	55
5 繰入金	2,877,546	783,488	3,661,034
6 繰越金	250,000	530,000	780,000
7 諸収入	93,573	0	93,573
歳入合計	28,835,366	398,752	29,234,118

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	666,488	0	666,488				
2 保険給付費	19,657,163	1,386	19,658,549	1,386			
3 国民健康保険事業費納付金	7,639,967	△144,083	7,495,884	52			△144,135
4 保健事業費	375,249	0	375,249				
5 基金積立金	250,056	530,000	780,056				530,000
6 諸支出金	46,443	11,449	57,892				11,449
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	28,835,366	398,752	29,234,118	1,438			397,314

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	5,782,064	△ 916,808	4,865,256	1 医療給付費分現年課税分	△ 776,007	一般被保険者医療給付費分現年課税分 △ 776,007
				2 後期高齢者支援金等分現年課税分	△ 274,815	一般被保険者後期高齢者支援金等分現年課税分 △ 274,815
				3 介護納付金分現年課税分	△ 1,172	一般被保険者介護納付金分現年課税分 △ 1,172
				4 医療給付費分滞納繰越分	89,584	一般被保険者医療給付費分滞納繰越分 89,584
				5 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	32,455	一般被保険者後期高齢者支援金等分滞納繰越分 32,455
				6 介護納付金分滞納繰越分	13,147	一般被保険者介護納付金分滞納繰越分 13,147
2 退職被保険者等国民健康保険税	3,001	397	3,398	4 医療給付費分滞納繰越分	215	退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分 215

国民健康保険特別会計

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 退職被保険者等国民健康保険税				5 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	132	退職被保険者等後期高齢者支援金等分滞納繰越分 132
				6 介護納付金分滞納繰越分	50	退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分 50
計	5,785,065	△ 916,411	4,868,654			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,816,425	1,675	19,818,100	2 特別交付金	1,675	特別調整県交付金 1,438 保険者努力支援県交付金 237
計	19,827,101	1,675	19,828,776			

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	250,000	783,488	1,033,488	1 国民健康保 険事業財政 調整基金繰 入金	783,488	国民健康保険事業財政調整基金繰入金 783,488
計	250,000	783,488	1,033,488			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	530,000	780,000	1 前年度繰越 金	530,000	前年度繰越金 530,000
計	250,000	530,000	780,000			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 傷病手当金	0	1,386	1,386	特定財源 国・県	1,386 1,386	18 負担金補助 及び交付金	1,386	◎傷病手当金支給費 1,386
	特定財源の内訳 (県) 特別調整県交付金				1,386			
計	0	1,386	1,386	特定財源 国・県	1,386 1,386			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般被保険 者医療給付 費分	5,325,679	△163,301	5,162,378	特定財源 国・県 一般財源	52 52 △163,353	18 負担金補助 及び交付金	△163,301	◎一般被保険者医療給 付費分 △163,301
	特定財源の内訳 (県) 特別調整県交付金				52			
計	5,325,679	△163,301	5,162,378	特定財源 国・県 一般財源	52 52 △163,353			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,807,245	△68,232	1,739,013	一般財源 △68,232	18 負担金補助及び交付金	△68,232	◎一般被保険者後期高齢者支援金等分 △68,232
計	1,807,245	△68,232	1,739,013	一般財源 △68,232			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	507,043	87,450	594,493	一般財源 87,450	18 負担金補助及び交付金	87,450	◎介護納付金分 87,450
計	507,043	87,450	594,493	一般財源 87,450			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	250,056	530,000	780,056	一般財源 530,000	24 積立金	530,000	◎国民健康保険事業財政調整基金費 530,000

国民健康保険特別会計

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	250,056	530,000	780,056	一般財源	530,000		

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 償還金	3	11,449	11,452	一般財源	11,449	22 償還金利子 及び割引料	◎県支出金返還金 11,449
計	46,443	11,449	57,892	一般財源	11,449		

令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,769,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		811,919	509	812,428
	1 他会計繰入金	811,919	509	812,428
歳入	合計	3,769,344	509	3,769,853

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,264	509	100,773
	2 徴収費	17,546	509	18,055
歳出	合計	3,769,344	509	3,769,853

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,935,428	0	2,935,428
2 繰入金	811,919	509	812,428
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	21,996	0	21,996
歳入合計	3,769,344	509	3,769,853

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	100,264	509	100,773			509	
2 広域連合納付金	3,650,712	0	3,650,712				
3 保健事業費	7,718	0	7,718				
4 諸支出金	10,650	0	10,650				
歳出合計	3,769,344	509	3,769,853			509	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	811,919	509	812,428	1 事務費繰入金	509	事務費繰入金 509
計	811,919	509	812,428			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 徴収費	17,546	509	18,055	特定財源	509	12 委託料	509	◎徴収事務費	509
				その他	509				
	特定財源の内訳								
	(他) 事務費繰入金				509				
計	17,546	509	18,055	特定財源	509				
				その他	509				

令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ198,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,694,896千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		124,622	198,301	322,923
	2 財産売払収入	124,369	198,301	322,670
歳 入	合 計	1,496,595	198,301	1,694,896

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 公債費		125,478	198,301	323,779
	1 公債費	125,478	198,301	323,779
歳 出	合 計	1,496,595	198,301	1,694,896

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県支出金	700	0	700
2 財産収入	124,622	198,301	322,923
3 繰入金	252,573	0	252,573
4 市債	1,118,700	0	1,118,700
歳入合計	1,496,595	198,301	1,694,896

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	1,371,117	0	1,371,117				
2 公債費	125,478	198,301	323,779			198,301	
歳出合計	1,496,595	198,301	1,694,896			198,301	

2 歳入

(款) 2 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	124,369	198,301	322,670	1 土地売払収入	198,301	工業団地造成敷地売払収入 198,301
計	124,369	198,301	322,670			

3 歳出

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 元金	124,369	198,301	322,670	特定財源	198,301	22 償還金 及び割引料	198,301	◎繰上償還元金 198,301
				その他	198,301			
特定財源の内訳								
(他) 工業団地造成敷地売払収入				198,301				
計	125,478	198,301	323,779	特定財源	198,301			
				その他	198,301			

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
西部第一工業団地 造成事業債	1,731,995	1,332,389	1,118,700	補正前の額	124,369	補正前の額	2,326,720
				補正額	198,301	補正額	△ 198,301
				補正後の額	322,670	補正後の額	2,128,419
合 計	1,731,995	1,332,389	1,118,700	補正前の額	124,369	補正前の額	2,326,720
				補正額	198,301	補正額	△ 198,301
				補正後の額	322,670	補正後の額	2,128,419

工業団地開発事業特別会計

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「87,484千円」を「212,484千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 農業集落排水事業資本的収入	246,245千円		125,000千円	371,245千円
第1項 企業債	73,500千円		118,500千円	192,000千円
第2項 他会計出資金	162,745千円		6,500千円	169,245千円
	支		出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	480,360千円		125,000千円	605,360千円
第1項 建設改良費	87,484千円		125,000千円	212,484千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水事業	千円 73,500	千円 192,000			
合計	73,500	192,000			

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
資本的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本的收入			125,000	
	1 企業債		118,500	
		1 建設改良費等企業債	118,500	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		6,500	
		1 他会計出資金	6,500	一般会計出資金を補正

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本の支出			125,000	
	1 建設改良費		125,000	
		1 農業集落排水事業建設費	125,000	工事請負費を補正

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,072
固定資産除却費	8,501
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	76
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3
長期前受金戻入額	△ 166,711
支払利息	65,796
未収金の増減額 (△は増加)	34,567
未払金の増減額 (△は減少)	△ 15,388
小計	312,916
利息の支払額	△ 65,796
業務活動によるキャッシュ・フロー	247,120

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 193,168
国庫補助金による収入	10,000
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 909
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,077
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	192,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 392,876
他会計からの出資による収入	169,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,631
資金増加額(又は減少額)	31,412
資金期首残高	6,929
資金期末残高	38,341

令和3年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地 物						184,706	
	ロ 建 築 物					474,375		
	ハ 構 築 物	減 価 却 累 計				<u>△ 147,534</u>	326,841	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計				<u>△ 4,266,403</u>	10,227,674	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計				<u>2,149,441</u>	476,694	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計				<u>91</u>	91	
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 却 累 計				<u>145</u>		
	固 定 資 産 合 計	減 価 却 累 計				<u>△ 138</u>	<u>7</u>	<u>11,216,013</u>
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						6,929	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金						111,458	
(3)	貯 流 資 産 合 計						<u>△ 476</u>	<u>110,982</u>
	流 動 資 産 合 計						<u>474</u>	<u>118,385</u>
	資 産 合 計							<u><u>11,334,398</u></u>

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	企業債計			
	イ 建設改良費等	債計	3,439,853		
	企業固定負債	計		3,439,853	
	イ 企業固定負債	合			3,439,853
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	企業債計			
	イ 建設改良費等	債計	392,876		
	企業未引当金	計		392,876	
(2)	未引当金	金		237,890	
(3)	引当金	計			
	イ 賞与引当金	金計	619		
	引当金	計		619	
(4)	預流	金計		80	
	流動負債	合			631,465
5	繰上	債			
(1)	繰上	債			
	繰上	債		7,639,256	
	繰上	債		△ 2,813,234	
	繰上	債			4,826,022
	繰上	債			<u>8,897,340</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	口	会	資	出	1,469,294	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,312,331</u>
						2,312,331
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	
	口	県	補	助		101,156
	ハ	受	益	者	負	担
	ニ	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剰
						余
						金
						合
						計
						額
						302
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剰
						余
						金
						合
						計
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,437,058</u>
						<u>11,334,398</u>

令和4年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				474,375			
	ハ 構 築 物	減 価 却 累 計			△ 157,112		317,263	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			△ 4,574,289		10,104,455	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			2,149,441			
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			△ 1,741,355		408,086	
					91			
					0		91	
					145			
					△ 138		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計						11,014,608	
	固 定 資 産 合 計							11,014,608
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						38,341	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金						76,891	
(3)	貯 流 資 産 合 計						△ 552	
								76,339
								474
	流 動 資 産 合 計							115,154
								11,129,762

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	3,242,298		
	イ 建設改良費等	業債計		3,242,298	
	イ 建設改良費等	業債計			3,242,298
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	389,555		
	イ 建設改良費等	業債計		389,555	
(2)	未引当金	金計		222,502	
(3)	引当金	金計			
	イ 賞与引当金	金計	622		
	イ 賞与引当金	金計		622	
(4)	預流	金計		80	
	イ 預流	金計			612,759
5	繰上	益			
(1)	繰上	益		7,648,347	
	繰上	益		△ 2,979,945	
	繰上	益			4,668,402
	繰上	益			<u>8,523,459</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	口	会	資	出	1,638,539	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		<u>2,481,576</u>
	資	本	金	合		2,481,576
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	101,156
	口	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	二	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
	資	本	剩	余	金	合
	利	益	剩	余	金	合
	イ	当	年	度	未	処
	利	益	剩	余	金	合
	剩	余	金	合		
	資	本	合			<u>124,727</u>
	負	債	資	本	合	
						0
						<u>0</u>
						<u>124,727</u>
						<u>2,606,303</u>
						<u>11,129,762</u>

(参考資料) 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的収入		246,245	125,000	371,245		
1 企業債		73,500	118,500	192,000		
	1 建設改良費等企業債	73,500	118,500	192,000	農業集落排水事業債	118,500
2 他会計出資金		162,745	6,500	169,245		
	1 他会計出資金	162,745	6,500	169,245	他会計出資金	6,500
資本的収入合計		246,245	125,000	371,245		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		480,360	125,000	605,360		
1 建設改良費		87,484	125,000	212,484		
	1 農業集落排水事業建設費	87,484	125,000	212,484	工事請負費	125,000
資本的支出合計		480,360	125,000	605,360		

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		134,736,062	3,713,428	138,449,490
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,835,366	398,752	29,234,118
	後期高齢者医療特別会計	3,769,344	509	3,769,853
	介護保険特別会計	26,738,344	0	26,738,344
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地区画整理事業特別会計	124,745	0	124,745
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,240,392	0	1,240,392
	徳定土地区画整理事業特別会計	964,004	0	964,004
	大町土地区画整理事業特別会計	364,975	0	364,975
	駐車場事業特別会計	83,967	0	83,967
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,502	0	22,502
	総合地方卸売市場特別会計	1,137,066	0	1,137,066
	工業団地開発事業特別会計	1,496,595	198,301	1,694,896
	熱海温泉事業特別会計	662,502	0	662,502
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	24,881	0	24,881
	多田野財産区特別会計	7,144	0	7,144
	河内財産区特別会計	12,806	0	12,806

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	863	0	863
	月形財産区特別会計	1,171	0	1,171
	舟津財産区特別会計	25,713	0	25,713
	館財産区特別会計	24,433	0	24,433
	浜路財産区特別会計	743	0	743
	横沢財産区特別会計	14,284	0	14,284
	中野財産区特別会計	3,219	0	3,219
	後田財産区特別会計	2,471	0	2,471
	水道事業会計	13,533,289	0	13,533,289
	簡易水道事業会計	346,936	0	346,936
	下水道事業会計	21,951,531	0	21,951,531
	農業集落排水事業会計	1,156,573	125,000	1,281,573
	計	102,554,703	722,562	103,277,265
	合 計	237,290,765	4,435,990	241,726,755

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬				114											114	2,770,581	2,770,695
2 給料															0	7,781,070	7,781,070
3 職員手当等															0	5,854,611	5,854,611
4 共済費															0	3,021,512	3,021,512
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費			258	11,792		135	585			△ 12	292				13,050	729,199	742,249
8 旅費			218	237			297			△ 513	11				250	245,269	245,519
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			12,568	16,063						992	177				29,800	6,080,236	6,110,036
11 役務費				60,246						20	223				60,489	975,269	1,035,758
12 委託料		56,690		1,692,349		3,000	954	862		84,297	23,138				1,861,290	17,631,917	19,493,207
13 使用料及び賃借料				11,443						1,126					12,569	1,848,555	1,861,124
14 工事請負費										291,322	760,840				1,052,162	14,475,118	15,527,280
15 原材料費															0	75,317	75,317
16 公有財産購入費															0	114,692	114,692
17 備品購入費										6,790					6,790	383,231	390,021
18 負担金補助及び交付金		3,600	6,514	150,672	1,500	51,750	72,922	1,060		202,169					490,187	24,201,691	24,691,878
19 扶助費			4,080	97,500											101,580	23,192,563	23,294,143
20 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
21 補償補填及び賠償金															0	264,720	264,720
22 償還金利子及び割引料															0	8,517,197	8,517,197
23 投資及び出資金						6,500									6,500	2,251,910	2,258,410
24 積立金			129			81,052									81,181	194,269	275,450
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金			509												509	9,430,492	9,431,001
予備費														△ 3,043	△ 3,043	498,472	495,429
歳出合計		60,290	24,276	2,040,416	1,500	142,437	74,758	1,922		586,191	784,681			△ 3,043	3,713,428	134,736,062	138,449,490

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費				114											114	19,571,973	19,572,087
うち職員給															0	7,781,070	7,781,070
2 扶助費			4,080	97,500											101,580	30,524,986	30,626,566
3 公債費															0	8,315,927	8,315,927
4 物件費		32,892	242	1,780,338		3,000	1,251			92,692					1,910,415	22,412,849	24,323,264
5 維持補修費			7,542												7,542	2,723,853	2,731,395
6 補助費等			6,772	162,464	1,500	10,635	48,507			202,177					432,055	15,648,039	16,080,094
うち補助交付金			6,514	150,672	1,500	10,500	47,922			200,440					417,548	4,214,706	4,632,254
7 積立金			129			81,052									81,181	194,269	275,450
8 投資及び出資金						6,500									6,500	2,251,910	2,258,410
9 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
10 繰出金			509												509	9,430,492	9,431,001
11 普通建設事業費		27,398	5,002			41,250	25,000	1,922		291,322					391,894	16,888,963	17,280,857
(1) 補助事業費			5,002			41,250				81,430					127,682	11,379,555	11,507,237
(2) 単独事業費		27,398					25,000	1,922		209,892					264,212	5,509,408	5,773,620
12 災害復旧事業費											784,681				784,681	2,092,841	2,877,522
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△ 3,043	△ 3,043	498,472	495,429
歳出合計		60,290	24,276	2,040,416	1,500	142,437	74,758	1,922		586,191	784,681			△ 3,043	3,713,428	134,736,062	138,449,490

4 令和4年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	1 総務管理費	13 市民協働推進費	コミュニティ助成事業費補助金	0	3,600	3,600	
3 民生費	4 児童福祉費	3 保育費	病児・病後児保育利用支援事業費補助金	720	2,000	2,720	
			認可外保育施設協力金	0	4,514	4,514	
4 衛生費	1 保健衛生費	3 保健所保健・感染症費	新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業費補助金	62,389	150,672	213,061	
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	雇用継続支援補助金	5,500	1,500	7,000	
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	新規就農者育成総合対策事業費補助金	0	51,750	51,750	
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	中小企業等向け専門家活用支援事業費補助金	1,500	10,000	11,500	
			2 観光物産費	コンベンション参加者宿泊・周遊促進事業費補助金	0	20,422	20,422
			メイドインこおりやま市場拡大支援補助金	0	5,000	5,000	
			海外販路開拓等支援補助金	0	12,500	12,500	
			宿泊施設環境整備支援補助金	0	25,000	25,000	
10 教育費	2 小中学校費	2 学校管理費	学校給食費補助金	368,400	200,440	568,840	

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成20年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当</p>

該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ（略）

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える

該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ（略）

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える

場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される郡山市議会議員及び郡山市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された郡山市議会議員及び郡山市長の選挙については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

選挙運動用自動車の使用等に係る公費の支払いの限度額を改定する。

郡山市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市税条例等の一部を改正する条例

(郡山市税条例の一部改正)

第1条 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第26条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年</p>

告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところに

の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない

。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところに

より、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給

より、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。

与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第27条 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第27条 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第41条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

3～15 (略)

16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする

。

17・18 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第41条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

3～15 (略)

16・17 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定す

等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の5 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

る優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の5 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項に

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される

法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第28条 所得割額の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

。

（郡山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 郡山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中郡山市税条例第27条の3の改正規定を次のように改める。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有する

市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

ものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第12条第2項、第16条第1号及び第27条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

(郡山市手数料条例の一部改正)

第3条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）	(略)			2	地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付	(略)		
3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講				3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講			

	<p>じたものを含む。)の閲覧 (同法第382条の4に規定 する固定資産課税台帳に住 所に代わる事項の記載した ものの閲覧を含み、同法第 416条第3項又は第419条第 8項の規定により公示した 期間において納税義務者の 閲覧に供する場合を除く。)</p>		<p>じたものを含む。)の閲覧 (同法第416条第3項又は 第419条第8項の規定によ り公示した期間において納 税義務者の閲覧に供する場 合を除く。)</p>
4	<p>地方税法第382条の3の規 定に基づく固定資産課税台 帳に記載されている事項の 証明書(同条ただし書の規 定による措置を講じたもの を含む。)の交付(同法第 382条の4に規定する当該 証明書に住所に代わる事項 の記載したものの交付を含 む。)</p>	4	<p>地方税法第382条の3の規 定に基づく固定資産課税台 帳に記載されている事項の 証明書(同条ただし書の規 定による措置を講じたもの を含む。)の交付</p>
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中郡山市税条例第27条の2の見出し及び第1項、第27条の3の見出し及び第1項の改正規定、同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第28条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中郡山市税条例第17条第4項及び第6項、第23条の2第1項及び第2項、第26条第1項ただし書及び第2項、第27条第2項及び第3項並びに第41条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（郡山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年郡山市条例第25号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第3条並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の郡山市手数料条例別表第1第2号の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第27条の2第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の郡山市税条例（次項において「旧条例」という。）第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 令和2年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の郡山市手数料条例別表第1第3号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の郡山市手数料条例別表第1第4号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（提 案 要 旨）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の</p>

前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯
18,400円

(2) 特定世帯 9,200円

(3) 特定継続世帯 13,800円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

(2) 特定世帯 3,200円

(3) 特定継続世帯 4,800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯
17,800円

(2) 特定世帯 8,900円

(3) 特定継続世帯 13,350円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(2) 特定世帯 3,150円

(3) 特定継続世帯 4,725円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

について10,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とする

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者

について7,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,300円とする

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者

等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を
超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被
保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
16,170円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,880円

(イ) 特定世帯 6,440円

(ウ) 特定継続世帯 9,660円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1
人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円

(イ) 特定世帯 2,240円

(ウ) 特定継続世帯 3,360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
7,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
3,710円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1

等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を
超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被
保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,460円

(イ) 特定世帯 6,230円

(ウ) 特定継続世帯 9,345円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1
人について 5,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,410円

(イ) 特定世帯 2,205円

(ウ) 特定継続世帯 3,308円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
5,320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
3,010円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1

人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200円

（イ）特定世帯 4,600円

（ウ）特定継続世帯 6,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

（イ）特定世帯 1,600円

（ウ）特定継続世帯 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1

人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,900円

（イ）特定世帯 4,450円

（ウ）特定継続世帯 6,675円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,150円

（イ）特定世帯 1,575円

（ウ）特定継続世帯 2,363円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,150円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1

人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,620円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,680円

（イ）特定世帯 1,840円

（ウ）特定継続世帯 2,760円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,280円

（イ）特定世帯 640円

（ウ）特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者

人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,560円

（イ）特定世帯 1,780円

（ウ）特定継続世帯 2,670円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,440円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,260円

（イ）特定世帯 630円

（ウ）特定継続世帯 945円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 860円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者

均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 19,635円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,325円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,860円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 6,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とある

均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 17,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 15,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 6,120円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 5,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,600円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とある

のは「125万円」とする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23年度分から令和4年度分までの保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

のは「125万円」とする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う国民健康保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23年度分から令和3年度分までの国民健康保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

国民健康保険税課税額の算定に係る所得割額等の算定率等を改正するとともに、地方税法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税、減額等の特例等について所要の改正を行い、併せて規定を整備する。

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（令和2年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 市長は、国民健康保険税の納税義務者について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者が納付すべき令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（国民健康保険税を減免する必要があると市長が認める場合にあっては令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを含むものとし、特別徴収の場合に<u>あっては特別徴収対象年金給付の支払日</u>）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条の2 市長は、国民健康保険税の納税義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納税義務者が納付すべき令和3年度分の国民健康保険税の額のうち、同年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（<u>国民健康保険税を減免する必要があると市長が認める場合にあっては令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを含むものとし、特別徴収の場合に<u>あっては特別徴収対象年金給付の支払日</u></u>）が設定されているものについて、同条に定めるところ</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 市長は、国民健康保険税の納税義務者について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者が納付すべき令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（国民健康保険税を減免する必要があると市長が認める場合にあっては令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを含むものとし、特別徴収の場合に<u>あっては、特別徴収対象年金給付の支払日</u>）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条の2 市長は、国民健康保険税の納税義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納税義務者が納付すべき令和3年度分の国民健康保険税の額のうち、同年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（<u>特別徴収の場合に<u>あっては、特別徴収対象年金給付の支払日</u></u>）が設定されているものについて、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和元年」とあるのは「令和2年」と読み替</p>

ろにより減免する。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和元年」とあるのは「令和2年」と読み替えるものとする。

第2条の3 市長は、国民健康保険税の納税義務者が第2条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納税義務者が納付すべき令和4年度分の国民健康保険税の額のうち、同年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和4年」と、「令和元年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。

（介護保険料の減免）

第3条 市長は、介護保険料の納付義務者等（第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この条において同じ。）について次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号被保険者に係る令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（介護保険料を減免する必要があると市長が認める場合にあっては令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを含むものとし、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3条の2 市長は、介護保険料の納付義務者等が前条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納付義務者等に係る令和3年度分の介護保険料のうち、同年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（介護保険料を減免する必要があると市長が認める場合にあつては令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを

えるものとする。

（介護保険料の減免）

第3条 市長は、介護保険料の納付義務者等（第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この条において同じ。）について次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号被保険者に係る令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（介護保険料を減免する必要があると市長が認める場合にあっては令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されているものを含むものとし、特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3条の2 市長は、介護保険料の納付義務者等が前条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納付義務者等に係る令和3年度分の介護保険料のうち、同年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、同条に定めるところにより減免する

含むものとし、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和元年」とあるのは「令和2年」と、「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

第3条の3 市長は、介護保険料の納付義務者等が第3条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納付義務者等に係る令和4年度分の介護保険料のうち、同年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和4年」と、「令和元年」とあるのは「令和3年」と、「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

(減免の申請)

第4条の2 前条の規定は、第2条の2及び第3条の2の規定により国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者について準用する。この場合において、前条中「令和3年3月31日まで（令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日まで）」とあるのは、「令和4年3月31日まで（令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者は、令和5年3月31日まで）」と読み替えるものとする。

第4条の3 第4条の規定は、第2条の3及び第3条の3の規定により国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者について準用する。この場合において、第4条中「令和3年3月31日まで（令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日まで）」とあるのは、「令和5年3月31日まで」と読み替えるものとする。

。この場合において、同条第1項第2号中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和元年」とあるのは「令和2年」と、「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

(減免の申請)

第4条の2 前条の規定は、第2条の2及び第3条の2の規定により国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者について準用する。この場合において、前条中「令和3年3月31日まで（令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日まで）」とあるのは、「令和4年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(減免の決定通知)

第5条 市長は、前3条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を調査し、その可否を決定したときは、その旨を申請者に対し、通知するものとする。

(減免の決定通知)

第5条 市長は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を調査し、その可否を決定したときは、その旨を申請者に対し、通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(提 案 要 旨)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うとともに、規定を整備する。

郡山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市都市公園条例の一部を改正する条例

郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(有料公園施設の使用許可)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 開成山公園内駐車場（郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）に定める駐車場を除く。以下同じ。）に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）を駐車する者は、市長が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き7日（1日に満たない時間があるときは、これを1日とする。）を超えて駐車してはならない。</u></p> <p>(使用料の前納)</p> <p>第11条 使用料は、公園の使用の許可又は有料公園施設の使用の許可の際前納しなければならない。ただし、<u>開成山公園内駐車場及び使用期間が6月を超える場合の納付の方法は、市長が定める。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条の2の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。<u>ただし、開成山公園内駐車場の利用料金の額は、別表第4の7に規定する使用料の額と同額とする。</u></p>	<p>(有料公園施設の使用許可)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の前納)</p> <p>第11条 使用料は、公園の使用の許可又は有料公園施設の使用の許可の際前納しなければならない。ただし、使用期間が6月を超える場合の納付の方法は、市長が定める。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条の2の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p>

4・5 (略)

別表第1 (第6条の2関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
(略)	
開成山公園	開成山公園内駐車場

別表第2 (第6条の3関係)

有料公園施設の供用日及び供用時間

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
(略)		
開成山公園内駐車場	1月1日から12月31日までの日	午前0時から午後12時まで

備考

- 1 この表において「休場日」とは、次に掲げる日とする。
(1)・(2) (略)
- 2 開成山公園内駐車場への自動車の入場は、午前5時から午後10時までの間に限るものとする。

別表第3 (第10条関係)

公園の使用料

- 1 公園施設を設ける場合 (公募対象公園施設を設ける場合を除く。)

単位	金額
1平方メートルにつき1月	250円

- 2 公園施設を管理する場合

4・5 (略)

別表第1 (第6条の2関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
(略)	

別表第2 (第6条の3関係)

有料公園施設の供用日及び供用時間

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
(略)		

備考 この表において「休場日」とは、次に掲げる日とする。

- 1・2 (略)

別表第3 (第10条関係)

公園の使用料

- 1 公園施設を設ける場合 (公募対象公園施設を設ける場合を除く。)

公園施設の 種類及び名称	単位	金額
売店	1平方メートルにつき1月	250円
軽飲食店	1平方メートルにつき1月	250円

- 2 公園施設を管理する場合

単位	金額
1平方メートルにつき1月	460円

3～6 (略)
別表第4 (第10条関係)
有料公園施設の使用料

1～6 (略)

7 開成山公園内駐車場の使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の2時間まで 入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	無料 300円 (1日当たり1,300円を限度とする。)
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで 入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	無料 100円 (1日当たり1,000円を限度とする。)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

開成山公園内駐車場を有料化することに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

公園施設の 種類及び名称	単位	金額
売店	1平方メートルにつき1月	460円
軽飲食店	1平方メートルにつき1月	460円

3～6 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1～6 (略)

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間）） |
| 2 | 工事場所 | 郡山市田村町徳定字中河原外地内 |
| 3 | 工事概要 | 施工延長 133.77メートル
管渠工 一式
吐口工 一式
水路工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金464,637,800円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 郡山市日和田町高倉字上萱沼47番地6
椎根・カシムラ特定建設工事共同企業体
構成員 郡山市日和田町高倉字上萱沼47番地6
（代表者） 株式会社椎根建設
代表取締役 椎根和芳
構成員 郡山市大平町字後田101番地の8
カシムラ工業有限会社
代表取締役 鹿志村 智彦 |
| 7 | 支出科目 | 令和4年度
一般会計
（款）8 土木費
（項）3 河川費
（目）1 河川費 |

(提 案 要 旨)

河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）
- 2 工事場所 郡山市並木四丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,536.74平方メートル
普通教室
校長室
事務室
印刷室
家庭科室等
- 4 契約金額 金163,130,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市富久山町久保田字本木51番地
村越建設株式会社
代表取締役 村越 弘昌
- 7 支出科目 令和4年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立永盛小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）
- 2 工事場所 郡山市安積町地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,780.10平方メートル
普通教室
職員室
校長室
事務室
更衣室等
- 4 契約金額 金171,600,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市富田町字権現林3番地の4
株式会社オオバ工務店
代表取締役 大場 俊之
- 7 支出科目 令和4年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立永盛小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立赤木小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）
- 2 工事場所 郡山市赤木町地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,748.15平方メートル
普通教室
調理室
会議室
印刷室
放送室等
- 4 契約金額 金173,800,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市石湫町1番9号
陰山建設株式会社
代表取締役 陰 山 正 弘
- 7 支出科目 令和4年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立赤木小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事 |
| 2 | 工事場所 | 郡山市熱海町上伊豆島外地内 |
| 3 | 工事概要 | 造成面積 47.3ヘクタール
土工 一式
調節池工 一式
排水工 一式
法面工 一式
道路工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金4,809,200,000円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
鹿島・昭和特定建設工事共同企業体
構成員 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
（代表者） 鹿島建設株式会社東北支店
常務執行役員支店長 勝 治 博
構成員 郡山市虎丸町14番9号
昭和建設工業株式会社
代表取締役 滝 田 幸 生 |
| 7 | 支出科目 | 令和4年度（継続費）
工業団地開発事業特別会計
（款）1 工業団地開発事業費
（項）2 工業団地造成事業費 |

(目) 1 西部第一工業団地造成事業費

(提 案 要 旨)

郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事の請負契約を締結する。

工事請負契約の変更について

令和3年12月17日議会の議決を得た麓山地区立体駐車場建設工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

記

- 4 契約金額中「1,083,500,000円」を「1,099,120,000円」に改める。

(提 案 要 旨)

屋外階段の増設等の追加工事が必要となったことによる設計変更に伴い、契約金額を変更する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 消防ポンプ自動車2台
型式 CD-I型
ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金42,240,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市久留米三丁目27番地
株式会社ホシノ郡山支店
支店長 六角 篤 |
| 6 | 支出科目 | 令和4年度
一般会計
(款) 9 消 防 費
(項) 1 消 防 費
(目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

消防ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 取得する動産 | 小型動力ポンプ積載車4台
型式 ダブルキャブ 4輪駆動
ぎ装 一式 |
| 3 取得価格 | 金30,360,000円 |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 取得の相手方 | 福島市岡島字源氏山2番2
日本ドライケミカル株式会社福島営業所
所長 高橋 良 |
| 6 支出科目 | 令和4年度
一般会計
(款) 9 消 防 費
(項) 1 消 防 費
(目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

小型動力ポンプ積載車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和4年6月15日提出

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 感染症対策・学習保障等に要する消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | テレビ602台ほか1件
テレビ602台
型 55V型
本体質量 20キログラム以下（スタンドは除く。）
消費電力 リモコン待機時 0.5ワット以下
省エネ 省エネ基準達成率198パーセント以上
テレビ台（棚板付き）602台
対応ディスプレイ 55V型
耐荷重 取付けディスプレイ 20キログラム以上
棚板部 5キログラム以上 |
| 3 | 取得価格 | 金58,008,720円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市開成五丁目6番2号
株式会社大関
代表取締役 嶋原和義 |
| 6 | 支出科目 | 令和4年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）2 学校管理費 |

(提 案 要 旨)

テレビ等を取得する。

財産の処分について
郡山西部第二工業団地の分譲用地を次のとおり売却する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 売却する財産
 - (1) 所在地 郡山市待池台二丁目60番3
 - (2) 物件
土地 宅地
13,220.05平方メートル
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却予定価格 金198,300,750円
- 4 売却の相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番17号
アサヒロジスティクス株式会社
代表取締役 横塚 元樹

(提案要旨)

郡山西部第二工業団地の分譲用地を売却する。

損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について

令和2年10月19日午後8時30分頃、郡山市安積北井二丁目148番地先の市道上において、郡山市安積町長久保一丁目10番地の2小山純一が、道路側溝用の蓋の隙間に足をとられて転倒し、左足関節等を負傷したことに関し、当該被害者が令和3年8月2日に郡山簡易裁判所に提起し、福島地方裁判所郡山支部に移送となった損害賠償請求事件（令和3年（ワ）第207号）について、同裁判所が令和4年3月8日に提示した和解案により次のとおり裁判上の和解をし、損害を賠償するものとする。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

記

和解条項

- 1 郡山市は、原告に対し、本件和解金として金250,000円の支払義務があることを認める。
- 2 郡山市は、原告に対し、前項の金員を、令和4年7月末日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は郡山市の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び郡山市は、原告と郡山市の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提 案 要 旨)

本件訴訟に関し、裁判上の和解をする。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第7号 令和4年度郡山市一般会計補正予算（第3号）（別紙）
令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）（別紙）
- 2 専決第8号 令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例（別紙）
- 3 専決第9号 令和3年度郡山市一般会計補正予算（第17号）（別紙）
令和3年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）
令和3年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（別紙）
令和3年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
令和3年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）（別紙）
令和3年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）
令和3年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第5号）（別紙）
令和3年度郡山市水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）
令和3年度郡山市下水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）
令和3年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）
- 4 専決第10号 郡山市税条例等の一部を改正する条例（別紙）
- 5 専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第17号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第18号 令和4年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

(提 案 要 旨)

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和4年度郡山市一般会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害復旧事業に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害復旧事業に伴い、緊急に歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害復旧事業に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和4年3月28日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和4年度郡山市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度郡山市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,758,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,154,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		22,778,038	599,552	23,377,590
	1 国庫負担金	16,108,374	176,319	16,284,693
	2 国庫補助金	6,579,105	423,233	7,002,338
18 県支出金		10,191,241	500,000	10,691,241
	1 県負担金	5,280,672	500,000	5,780,672
21 繰入金		4,663,029	655,260	5,318,289
	1 特別会計繰入金	75,128	△10,000	65,128
	2 基金繰入金	4,587,901	665,260	5,253,161
23 諸収入		4,802,093	500,002	5,302,095
	3 貸付金元利収入	3,772,999	500,000	4,272,999
	5 雑入	841,777	2	841,779
24 市債		12,797,200	503,800	13,301,000
	1 市債	12,797,200	503,800	13,301,000
歳入	合計	131,395,448	2,758,614	134,154,062

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		11,685,797	63,014	11,748,811
	2 徴税費	2,080,043	63,014	2,143,057
3 民生費		48,020,367	580,260	48,600,627
	6 災害救助費	45,172	580,260	625,432
4 衛生費		18,240,896	845,000	19,085,896
	2 清掃費	9,503,273	845,000	10,348,273
6 農林水産業費		4,224,521	5,000	4,229,521
	1 農業費	3,883,846	5,000	3,888,846
7 商工費		5,584,142	590,200	6,174,342
	1 商工費	5,584,142	590,200	6,174,342
8 土木費		16,707,970	20,994	16,728,964
	5 住宅費	942,585	20,994	963,579
11 災害復旧費		74,805	655,862	730,667
	2 公共土木施設災害復旧費	8,539	52,000	60,539
	3 文教施設災害復旧費	47,960	576,043	624,003
	4 総務施設災害復旧費	0	5,500	5,500
	5 民生施設災害復旧費	0	5,000	5,000
	6 労働施設災害復旧費	0	15,319	15,319
	7 商工施設災害復旧費	0	2,000	2,000
14 予備費		500,188	△1,716	498,472
	1 予備費	500,188	△1,716	498,472
歳 出	合 計	131,395,448	2,758,614	134,154,062

一般会計

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年 3 月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金 (令和 4 年度貸付分)	令和 4 年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民福祉施設災害復旧事業	千円 5,500	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
社会福祉施設等災害復旧事業	4,200			
労働施設災害復旧事業	15,300			
商工施設災害復旧事業	2,000			
公共土木施設災害復旧事業	32,000			
合 計	59,000			

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	千円 5,000		%		千円 40,000		%	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文教施設災害復旧事業	千円 47,900		%		千円 457,700		%	
合 計	12,797,200				13,242,000			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,442,636	0	50,442,636
2 地方譲与税	1,219,056	0	1,219,056
3 利子割交付金	28,018	0	28,018
4 配当割交付金	174,726	0	174,726
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	0	74,615
6 法人事業税交付金	963,891	0	963,891
7 地方消費税交付金	7,999,938	0	7,999,938
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	0	17,880
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	105,108	0	105,108
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	0	2,944
12 地方特例交付金	242,979	0	242,979
13 地方交付税	10,045,000	0	10,045,000
14 交通安全対策特別交付金	55,047	0	55,047
15 分担金及び負担金	428,990	0	428,990
16 使用料及び手数料	2,373,581	0	2,373,581
17 国庫支出金	22,778,038	599,552	23,377,590
18 県支出金	10,191,241	500,000	10,691,241
19 財産収入	179,261	0	179,261
20 寄附金	210,176	0	210,176
21 繰入金	4,663,029	655,260	5,318,289
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,802,093	500,002	5,302,095
24 市債	12,797,200	503,800	13,301,000
歳入合計	131,395,448	2,758,614	134,154,062

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	664,199	0	664,199				
2 総務費	11,685,797	63,014	11,748,811				63,014
3 民生費	48,020,367	580,260	48,600,627	500,000	35,000	45,260	
4 衛生費	18,240,896	845,000	19,085,896	422,500			422,500
5 労働費	122,762	0	122,762				
6 農林水産業費	4,224,521	5,000	4,229,521				5,000
7 商工費	5,584,142	590,200	6,174,342			500,000	90,200
8 土木費	16,707,970	20,994	16,728,964			20,994	
9 消防費	3,829,336	0	3,829,336				
10 教育費	13,424,537	0	13,424,537				
11 災害復旧費	74,805	655,862	730,667	177,052	468,800		10,010
12 公債費	8,315,927	0	8,315,927				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	500,188	△1,716	498,472				△1,716
歳出合計	131,395,448	2,758,614	134,154,062	1,099,552	503,800	566,254	589,008

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 災害復旧費国庫負担金	0	176,319	176,319	1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	14,000	道路橋りょう災害復旧費国庫負担金 14,000
				2 文教施設災害復旧費国庫負担金	162,319	公立学校施設災害復旧費国庫負担金 162,319
計	16,108,374	176,319	16,284,693			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	2,188,072	422,500	2,610,572	2 清掃費国庫補助金	422,500	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 422,500
10 災害復旧費国庫補助金	0	733	733	1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	733	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 733
計	6,579,105	423,233	7,002,338			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,275,460	500,000	5,775,460	5 災害救助費 県負担金	500,000	災害救助費繰替支弁金 500,000
計	5,280,672	500,000	5,780,672			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 駐車場事業繰入金	13,578	△ 10,000	3,578	1 駐車場事業 繰入金	△ 10,000	駐車場事業繰入金 △ 10,000
計	75,128	△ 10,000	65,128			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,740,000	620,000	4,360,000	1 財政調整基 金繰入金	620,000	財政調整基金繰入金 620,000
3 きずな基金繰入金	34,088	45,260	79,348	1 きずな基金 繰入金	45,260	きずな基金繰入金 45,260

18款 県支出金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	4,587,901	665,260	5,253,161			

(款) 23 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 商工費貸付金元利収入	3,641,488	500,000	4,141,488	1 商工費貸付金元利収入	500,000	中小企業融資原資預託金収入 500,000
計	3,772,999	500,000	4,272,999			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	841,690	2	841,692	2 雑入	2	雇用保険料個人負担分 2
計	841,777	2	841,779			

21款 繰入金

23款 諸収入

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	228,100	35,000	263,100	2 災害救助債	35,000	災害援護資金貸付事業債 35,000
9 災害復旧債	51,700	468,800	520,500	2 文教施設災害復旧債	409,800	公立学校施設災害復旧事業債 90,400 社会教育施設災害復旧事業債 236,100 保健体育施設災害復旧事業債 83,300
				3 総務施設災害復旧債	5,500	市民福祉施設災害復旧事業債 5,500
				4 民生施設災害復旧債	4,200	社会福祉施設等災害復旧事業債 4,200
				5 労働施設災害復旧債	15,300	労働施設災害復旧事業債 15,300
				6 商工施設災害復旧債	2,000	観光振興施設災害復旧事業債 2,000
				7 公共土木施設災害復旧債	32,000	道路橋りょう災害復旧事業債 15,000 公園施設災害復旧事業債 17,000
計	12,797,200	503,800	13,301,000			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 資産税費	678,633	63,014	741,647	一般財源 63,014	10 需用費	1,747	◎固定資産税課税費 63,014
					11 役務費	960	
					12 委託料	36,036	
					13 使用料及び賃借料	24,271	
計	2,080,043	63,014	2,143,057	一般財源 63,014			

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	45,172	580,260	625,432	特定財源 580,260	10 需用費	150	◎災害救助費 545,260 ◎災害援護資金費 35,000
					国・県	500,000	
					市債	35,000	
					19 扶助費	544,860	
				20 貸付金	35,000		
特定財源の内訳							
(県) 災害救助費繰替支弁金				500,000			
(市債) 災害援護資金貸付事業債				35,000			
(他) きずな基金繰入金				45,260			

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	45,172	580,260	625,432	特定財源 580,260 国・県 500,000 市債 35,000 その他 45,260			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	9,503,273	845,000	10,348,273	特定財源 422,500	11 役務費	15,500	◎災害等廃棄物処理事業費 845,000
				国・県 422,500	12 委託料	634,500	
				一般財源 422,500	18 負担金補助及び交付金	195,000	
				特定財源の内訳 (国) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 422,500			
計	9,503,273	845,000	10,348,273	特定財源 422,500 国・県 422,500 一般財源 422,500			

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
5 総合地方卸 売市場費	519,808	5,000	524,808	一般財源	5,000	27 繰出金	5,000	◎総合地方卸売市場費 5,000
計	3,883,846	5,000	3,888,846	一般財源	5,000			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 商工振興費	4,068,089	590,200	4,658,289	特定財源	500,000	11 役務費	33	◎金融対策費 590,200 ○中小企業融資制度 事業費★ 590,200
				その他	500,000	18 負担金補助 及び交付金	90,167	
				一般財源	90,200	20 貸付金	500,000	
				特定財源の内訳 (他) 中小企業融資原資預託金収入		500,000		
計	5,584,142	590,200	6,174,342	特定財源	500,000			
				その他	500,000			
				一般財源	90,200			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 住宅費	942,585	20,994	963,579	特定財源	20,994	1 報酬	712	◎職員給与費	994
				その他	20,994	3 職員手当等	84	◎市営住宅費	20,000
						4 共済費	144		
						8 旅費	54		
						10 需用費	20,000		
		特定財源の内訳							
				(他) 市営住宅使用料	20,992				
				(他) 雇用保険料個人負担分	2				
計	942,585	20,994	963,579	特定財源	20,994				
				その他	20,994				

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路橋りょう災害復旧費	3,038	35,000	38,038	特定財源	29,000	12 委託料	6,000	◎令和4年発生災害復	
				国・県	14,000	14 工事請負費	29,000	旧費	35,000
				市債	15,000				
				一般財源	6,000				
		特定財源の内訳							
				(国) 道路橋りょう災害復旧費国庫負担金	14,000				
				(市債) 道路橋りょう災害復旧事業債	15,000				

8款 土木費

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 公園施設災害復旧費	0	17,000	17,000	特定財源	17,000	10 需用費	17,000	◎令和4年発生災害復旧費 17,000
	特定財源の内訳 (市債) 公園施設災害復旧事業債				17,000			
計	8,539	52,000	60,539	特定財源	46,000			
				国・県	14,000			
				市債	32,000			
				一般財源	6,000			

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 社会教育施設災害復旧費	47,960	236,643	284,603	特定財源	236,100	10 需用費	229,336	◎令和4年発生災害復旧費 236,643
				市債	236,100	12 委託料	7,307	
特定財源の内訳 (市債) 社会教育施設災害復旧事業債				236,100				

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 公立学校施設災害復旧費	0	256,100	256,100	特定財源	252,719	10 需用費	256,100	◎令和4年発生災害復旧費 256,100
				国・県	162,319			
				市債	90,400			
				一般財源	3,381			
特定財源の内訳								
(国) 公立学校施設災害復旧費国庫負担金					162,319			
(市債) 公立学校施設災害復旧事業債					90,400			
3 保健体育施設災害復旧費	0	83,300	83,300	特定財源	83,300	10 需用費	73,300	◎令和4年発生災害復旧費 83,300
				市債	83,300	12 委託料	10,000	
特定財源の内訳								
(市債) 保健体育施設災害復旧事業債					83,300			
計	47,960	576,043	624,003	特定財源	572,119			
				国・県	162,319			
				市債	409,800			
				一般財源	3,924			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 総務施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 総務施設災害復旧費	0	5,500	5,500	特定財源	5,500	10 需用費	5,500	◎令和4年発生災害復旧費 5,500
				市債	5,500			
特定財源の内訳 (市債) 市民福祉施設災害復旧事業債					5,500			
計	0	5,500	5,500	特定財源	5,500			
				市債	5,500			

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 社会福祉施設等災害復旧費	0	5,000	5,000	特定財源	4,933	10 需用費	5,000	◎令和4年発生災害復旧費 5,000
				国・県 市債	733 4,200			
特定財源の内訳								
(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金					733			
(市債) 社会福祉施設等災害復旧事業債					4,200			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	0	5,000	5,000	特定財源 4,933 国・県 733 市債 4,200 一般財源 67			

(款) 11 災害復旧費

(項) 6 労働施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働施設災害復旧費	0	15,319	15,319	特定財源 15,300 市債 15,300 一般財源 19	10 需用費	15,319	◎令和4年発生災害復旧費 15,319
	特定財源の内訳 (市債) 労働施設災害復旧事業債			15,300			
計	0	15,319	15,319	特定財源 15,300 市債 15,300 一般財源 19			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 7 商工施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 商工施設災害復旧費	0	2,000	2,000	特定財源 市債	2,000 2,000	10 需用費	2,000	◎令和4年発生災害復旧費 2,000
	特定財源の内訳 (市債) 観光振興施設災害復旧事業債				2,000			
計	0	2,000	2,000	特定財源 市債	2,000 2,000			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	500,188	△1,716	498,472	一般財源	△1,716		
計	500,188	△1,716	498,472	一般財源	△1,716		

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2,045) 1,890	2,290,833	7,729,974	5,739,538	15,760,345	2,927,860	18,688,205
補 正 前	(2,043) 1,890	2,290,121	7,729,974	5,739,454	15,759,549	2,927,716	18,687,265
比 較	(2) 0	712	0	84	796	144	940

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	188,100	167,862	129,071	30,063	745,706	36,002	100
	補 正 前	188,100	167,862	129,071	30,063	745,706	36,002	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,964,966	1,249,977	130	3,916	281,107	9,889	65
	補 正 前	1,964,882	1,249,977	130	3,916	281,107	9,889	65
	比 較	84	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,631			547	914,406		
	補 正 前	17,631			547	914,406		
	比 較	0			0	0		

ア 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2,015) 119	2,290,833	508,324	463,668	3,262,825	512,318	3,775,143
補 正 前	(2,013) 119	2,290,121	508,324	463,584	3,262,029	512,174	3,774,203
比 較	(2) 0	712	0	84	796	144	940

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,423		1,078	1,332		
	補 正 前		20,423		1,078	1,332		
	比 較		0		0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	440,835						
	補 正 前	440,751						
	比 較	84						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金 (令和4年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額			令和4年度 令和11年度	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額				全額

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	29,982,347	34,109,196	補正前の額	9,556,500	3,167,855	補正前の額	40,497,841
			補正額	35,000		補正額	35,000
			補正後の額	9,591,500		補正後の額	40,532,841
(2) 民生	1,285,337	1,411,186	補正前の額	228,100	178,138	補正前の額	1,461,148
			補正額	35,000		補正額	35,000
			補正後の額	263,100		補正後の額	1,496,148
2 災害復旧債	3,316,124	4,825,413	補正前の額	51,700	42,440	補正前の額	4,834,673
			補正額	468,800		補正額	468,800
			補正後の額	520,500		補正後の額	5,303,473
(1) 総務		4,000	補正前の額	0		補正前の額	4,000
			補正額	5,500		補正額	5,500
			補正後の額	5,500		補正後の額	9,500
(2) 民生	1,200	4,400	補正前の額	0		補正前の額	4,400
			補正額	4,200		補正額	4,200
			補正後の額	4,200		補正後の額	8,600
(4) 労働		16,200	補正前の額	0		補正前の額	16,200
			補正額	15,300		補正額	15,300
			補正後の額	15,300		補正後の額	31,500
(6) 土木	522,733	529,238	補正前の額	0	29,895	補正前の額	499,343
			補正額	32,000		補正額	32,000
			補正後の額	32,000		補正後の額	531,343

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(7) 文教	218,620	1,494,687	補正前の額	47,900	6,637	補正前の額	1,535,950
			補正額	409,800		補正額	409,800
			補正後の額	457,700		補正後の額	1,945,750
(9) 商工			補正前の額	0		補正前の額	0
			補正額	2,000		補正額	2,000
			補正後の額	2,000		補正後の額	2,000
合 計	81,647,034	88,870,197	補正前の額	12,797,200	8,028,957	補正前の額	93,638,440
			補正額	503,800		補正額	503,800
			補正後の額	13,301,000		補正後の額	94,142,240

一般会計

(別紙)

令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		83,967	△10,000	73,967
	1 駐車場管理費	83,967	△10,000	73,967
2 災害復旧費		0	10,000	10,000
	1 都市施設災害復旧費	0	10,000	10,000
歳 出	合 計	83,967	0	83,967

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	83,207	0	83,207
2 財産収入	656	0	656
3 諸収入	104	0	104
歳入合計	83,967	0	83,967

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	83,967	△10,000	73,967			△10,000	
2 災害復旧費	0	10,000	10,000			10,000	
歳出合計	83,967	0	83,967				

2 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 駐車場管理費	83,967	△10,000	73,967	特定財源	△10,000	27 繰出金	△10,000	◎駐車場管理運営費 △10,000
				その他	△10,000			
特定財源の内訳								
(他) 駐車場使用料				△10,000				
計	83,967	△10,000	73,967	特定財源	△10,000			
				その他	△10,000			

(款) 2 災害復旧費

(項) 1 都市施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 駐車場災害復旧費	0	10,000	10,000	特定財源	10,000	10 需用費	10,000	◎令和4年発生災害復旧費 10,000
				その他	10,000			
特定財源の内訳								
(他) 駐車場使用料				10,000				
計	0	10,000	10,000	特定財源	10,000			
				その他	10,000			

駐車場事業特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

令和4年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,137,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		519,808	5,000	524,808
	1 一般会計繰入金	519,808	5,000	524,808
歳入	合計	1,132,066	5,000	1,137,066

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		307,318	5,000	312,318
	1 総務管理費	294,756	5,000	299,756
歳出	合計	1,132,066	5,000	1,137,066

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	264,534	0	264,534
2 繰入金	519,808	5,000	524,808
3 諸収入	102,224	0	102,224
4 市債	245,500	0	245,500
歳入合計	1,132,066	5,000	1,137,066

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	307,318	5,000	312,318			5,000	
2 公債費	824,748	0	824,748				
歳出合計	1,132,066	5,000	1,137,066			5,000	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	519,808	5,000	524,808	1 一般会計繰入金	5,000	一般会計繰入金 5,000
計	519,808	5,000	524,808			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般管理費	294,756	5,000	299,756	特定財源	5,000	10 需用費	5,000	◎管理事務費 5,000
				その他	5,000			
	特定財源の内訳							
				(他) 一般会計繰入金	5,000			
計	294,756	5,000	299,756	特定財源	5,000			
				その他	5,000			

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		131,395,448	2,758,614	134,154,062
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,835,366	0	28,835,366
	後期高齢者医療特別会計	3,769,344	0	3,769,344
	介護保険特別会計	26,738,344	0	26,738,344
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地区画整理事業特別会計	124,745	0	124,745
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,240,392	0	1,240,392
	徳定土地区画整理事業特別会計	964,004	0	964,004
	大町土地区画整理事業特別会計	364,975	0	364,975
	駐車場事業特別会計	83,967	0	83,967
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,502	0	22,502
	総合地方卸売市場特別会計	1,132,066	5,000	1,137,066
	工業団地開発事業特別会計	1,496,595	0	1,496,595
	熱海温泉事業特別会計	662,502	0	662,502
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	24,881	0	24,881
	多田野財産区特別会計	7,144	0	7,144
	河内財産区特別会計	12,806	0	12,806

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	863	0	863
	月形財産区特別会計	1,171	0	1,171
	舟津財産区特別会計	25,713	0	25,713
	館財産区特別会計	24,433	0	24,433
	浜路財産区特別会計	743	0	743
	横沢財産区特別会計	14,284	0	14,284
	中野財産区特別会計	3,219	0	3,219
	後田財産区特別会計	2,471	0	2,471
	水道事業会計	13,533,289	0	13,533,289
	簡易水道事業会計	346,936	0	346,936
	下水道事業会計	21,951,531	0	21,951,531
	農業集落排水事業会計	1,156,573	0	1,156,573
	計	102,549,703	5,000	102,554,703
	合 計	233,945,151	2,763,614	236,708,765

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬								712							712	2,769,869	2,770,581
2 給料															0	7,781,070	7,781,070
3 職員手当等								84							84	5,854,527	5,854,611
4 共済費								144							144	3,021,368	3,021,512
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費															0	729,199	729,199
8 旅費								54							54	245,215	245,269
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費		1,747	150					20,000			603,555				625,452	5,454,682	6,080,134
11 役務費		960	250	15,500			33								16,743	957,140	973,883
12 委託料		36,036		634,500							23,307				693,843	16,905,562	17,599,405
13 使用料及び賃借料		24,271													24,271	1,824,284	1,848,555
14 工事請負費											29,000				29,000	14,446,118	14,475,118
15 原材料費															0	75,317	75,317
16 公有財産購入費															0	114,692	114,692
17 備品購入費															0	383,231	383,231
18 負担金補助及び交付金				195,000			90,167								285,167	23,916,524	24,201,691
19 扶助費			544,860												544,860	22,099,703	22,644,563
20 貸付金			35,000				500,000								535,000	3,646,488	4,181,488
21 補償補填及び賠償金															0	264,720	264,720
22 償還金利子及び割引料															0	8,517,197	8,517,197
23 投資及び出資金															0	2,251,910	2,251,910
24 積立金															0	194,269	194,269
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金						5,000									5,000	9,425,492	9,430,492
予備費														△ 1,716	△ 1,716	500,188	498,472
歳出合計		63,014	580,260	845,000		5,000	590,200	20,994			655,862			△ 1,716	2,758,614	131,395,448	134,154,062

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名															計	補正前の額	合計
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費			
1 人件費							940								940	19,571,033	19,571,973
うち職員給															0	7,781,070	7,781,070
2 扶助費			544,860												544,860	29,432,126	29,976,986
3 公債費															0	8,315,927	8,315,927
4 物件費		63,014	400	650,000			33	54							713,501	21,665,348	22,378,849
5 維持補修費								20,000							20,000	2,703,853	2,723,853
6 補助費等				195,000			90,167								285,167	15,362,872	15,648,039
うち補助交付金							90,167								90,167	4,124,539	4,214,706
7 積立金															0	194,269	194,269
8 投資及び出資金															0	2,251,910	2,251,910
9 貸付金			35,000				500,000								535,000	3,646,488	4,181,488
10 繰出金						5,000									5,000	9,425,492	9,430,492
11 普通建設事業費															0	16,888,963	16,888,963
(1) 補助事業費															0	11,379,555	11,379,555
(2) 単独事業費															0	5,509,408	5,509,408
12 災害復旧事業費											655,862				655,862	1,436,979	2,092,841
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△ 1,716	△ 1,716	500,188	498,472
歳出合計		63,014	580,260	845,000		5,000	590,200	20,994			655,862			△ 1,716	2,758,614	131,395,448	134,154,062

4 令和4年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	信用保証料等補助金	156,551	90,167	246,718

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例（別紙）

理 由

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害により甚大な被害を受け、担税能力等を喪失したと認められる者に対する市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税を直ちに減免する必要が生じたため。

令和4年3月28日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震による災害（以下「災害」という。）により甚大な被害を受け、担税能力等を喪失したと認められる者に対する市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税（以下「市民税等」という。）の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(個人の市民税の減免)

第2条 市長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者が納付すべき令和3年度分及び令和4年度分の市民税のうち、令和4年3月16日以降に納期の末日が到来するものについて、それぞれ当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合 同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

事由	減免の割合
死亡したとき	全部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなったとき	全部
障害者（法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったとき	10分の9

(2) 個人の市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上で、令和3年中の同項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下である場合 次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	全部
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	2分の1
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	4分の1

750万円を超えるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	4分の1
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	8分の1

(3) 納税義務者の農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。以下同じ。）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、令和3年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）農業所得に係る市民税の所得割の額（減免の対象となる市民税の所得割の額に令和3年中の合計所得金額のうち農業所得の占める割合を乗じて得た額をいう。）を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

2 前項各号の規定のうち2以上の規定の適用を受けることができる納税義務者については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

（固定資産税の減免）

第3条 市長は、固定資産税の納税義務者がその所有する土地につき災害により損害を受けた場合には、当該損害を受けた土地に対する令和4年度分の固定資産税について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 市長は、固定資産税の納税義務者がその所有する家屋につき災害により損害を受けた場合には、当該損害を受けた家屋に対する令和4年度分の固定資産税について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	10分の6

中規模半壊又は半壊	10分の4
-----------	-------

3 市長は、固定資産税の納税義務者がその所有する償却資産につき損害を受けた場合には、当該損害を受けた償却資産に対する令和4年度分の固定資産税について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は修理不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
使用目的を著しく損じた場合で、償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

(事業所税の減免)

第4条 市長は、事業所税の納税義務者が事務所又は事業所において行う事業を休止した場合には、当該事業に係る令和4年度分から令和6年度分までの事業所税（令和4年4月1日から令和6年3月31日までに終了する事業年度分に限る。）の資産割額のうち当該事務所又は事業所において休止した事業の用に供していた部分について、課税標準の算定期間の月数に対する当該課税標準の算定期間内の災害により事業を休止している日の属する月数の割合により減免する。

(都市計画税の減免)

第5条 第3条の規定は、都市計画税について準用する。

(国民健康保険税の減免)

第6条 市長は、国民健康保険税の納税義務者について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者が納付すべき令和3年度分から令和4年度分までの国民健康保険税の額のうち、令和4年3月分から令和5年2月分までの月割に相当する額について、それぞれ当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合 同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

事由	減免の割合
死亡したとき	全部
障害者となったとき	10分の9

(2) 国民健康保険税の納税義務者及び当該納税義務者の世帯に属する被保険者（以下この条において「納税義務者等」という。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上で、令和3年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合 次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	全部
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	2分の1
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	4分の1
750万円を超えるとき	損害の程度が10分の5以上のとき	4分の1
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき	8分の1

- (3) 納税義務者等の農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、令和3年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）農業所得に係る国民健康保険税の額（減免の対象となる国民健康保険税額に、令和3年中の合計所得金額のうち農業所得の占める割合を乗じて得た額をいう。）を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

- 2 前項各号の規定のうち2以上の規定の適用を受けることができる納税義務者については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

（減免の申請）

第7条 第2条から前条までの規定により市民税等の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由となるべき事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、同日までに提出することが困難な特別な事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 減免を受けようとする市民税等の種別
- (3) 減免を受けようとする事由となるべき事実及び被害状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

（減免の決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を調査し、その可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市民税等の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る市民税等の減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和3年度郡山市一般会計補正予算（第17号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和3年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和3年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和3年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和3年度郡山市総合卸売市場特別会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和3年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

7 令和3年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

8 令和3年度郡山市水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

9 令和3年度郡山市下水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

10 令和3年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和4年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和3年度郡山市一般会計補正予算(第17号)

令和3年度郡山市の一般会計補正予算(第17号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ684,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,051,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		1,177,672	33,044	1,210,716
	1 地方揮発油譲与税	292,480	6,984	299,464
	2 自動車重量譲与税	829,907	26,303	856,210
	3 地方道路譲与税	1	△1	0
	4 森林環境譲与税	55,284	△242	55,042
3 利子割交付金		34,811	△5,602	29,209
	1 利子割交付金	34,811	△5,602	29,209
4 配当割交付金		120,795	82,141	202,936
	1 配当割交付金	120,795	82,141	202,936
5 株式等譲渡所得割交付金		74,023	140,444	214,467
	1 株式等譲渡所得割交付金	74,023	140,444	214,467
6 法人事業税交付金		672,943	297,402	970,345
	1 法人事業税交付金	672,943	297,402	970,345
7 地方消費税交付金		7,812,604	616,632	8,429,236
	1 地方消費税交付金	7,812,604	616,632	8,429,236
8 ゴルフ場利用税交付金		18,337	1,109	19,446
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,337	1,109	19,446
9 特別地方消費税交付金		1	△1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金		75,508	△1,092	74,416
	1 環境性能割交付金	75,508	△1,092	74,416
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		2,854	90	2,944
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,854	90	2,944
12 地方特例交付金		343,020	859,597	1,202,617

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	859,597	859,597
13 地方交付税		13,079,356	1,608,365	14,687,721
	1 地方交付税	13,079,356	1,608,365	14,687,721
14 交通安全対策特別交付金		48,114	8,341	56,455
	1 交通安全対策特別交付金	48,114	8,341	56,455
15 分担金及び負担金		403,883	△3,159	400,724
	1 負担金	403,883	△3,159	400,724
16 使用料及び手数料		2,417,552	△845	2,416,707
	1 使用料	1,501,024	△405	1,500,619
	2 手数料	916,528	△440	916,088
17 国庫支出金		37,096,303	△208,632	36,887,671
	1 国庫負担金	17,356,222	△6,904	17,349,318
	2 国庫補助金	19,663,399	△197,254	19,466,145
	3 委託金	76,682	△4,474	72,208
18 県支出金		10,783,330	△1,148,603	9,634,727
	1 県負担金	6,044,974	△271,924	5,773,050
	2 県補助金	4,134,449	△876,663	3,257,786
	3 委託金	603,907	△16	603,891
19 財産収入		123,418	913	124,331
	1 財産運用収入	69,643	△1,389	68,254
	2 財産売払収入	53,775	2,302	56,077
20 寄附金		443,295	△45,070	398,225
	1 寄附金	443,295	△45,070	398,225

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		6,360,825	20,500	6,381,325
	1 特別会計繰入金	97,947	33,000	130,947
	2 基金繰入金	6,262,878	△12,500	6,250,378
23 諸収入		4,755,104	△40,287	4,714,817
	5 雑入	789,606	△40,287	749,319
24 市債		13,376,400	△1,530,773	11,845,627
	1 市債	13,376,400	△1,530,773	11,845,627
歳入	合計	154,367,078	684,514	155,051,592

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		18,447,035	3,776,015	22,223,050
	1 総務管理費	15,325,451	3,930,147	19,255,598
	3 戸籍住民基本台帳費	968,715	△137,779	830,936
	4 選挙費	291,125	△10,256	280,869
	5 統計調査費	57,468	△6,097	51,371
3 民生費		57,587,085	△271,942	57,315,143
	1 社会福祉費	7,066,022	2,226	7,068,248
	2 心身障害者福祉費	6,872,296	△2,732	6,869,564
	3 老人福祉費	9,489,467	2,704	9,492,171
	4 児童福祉費	26,906,407	25,303	26,931,710
	5 生活保護費	6,077,282	△2,435	6,074,847
	6 災害救助費	1,175,611	△297,008	878,603
4 衛生費		20,409,705	△814,135	19,595,570
	1 保健衛生費	11,525,928	△644,799	10,881,129
	2 清掃費	8,653,836	△169,336	8,484,500
5 労働費		190,018	△16,183	173,835
	1 労働諸費	190,018	△16,183	173,835
6 農林水産業費		3,370,936	△55,273	3,315,663
	1 農業費	3,047,151	△34,201	3,012,950
	2 林業費	323,785	△21,072	302,713
7 商工費		6,888,133	△112,681	6,775,452
	1 商工費	6,888,133	△112,681	6,775,452
8 土木費		17,096,145	△541,319	16,554,826
	1 土木管理費	323,657	△5,302	318,355
	2 道路橋りょう費	4,903,521	△14,020	4,889,501

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	1,146,133	△30,494	1,115,639
	4 都市計画費	9,281,760	△64,951	9,216,809
	5 住宅費	1,441,074	△426,552	1,014,522
9 消防費		3,840,954	△23,683	3,817,271
	1 消防費	3,840,954	△23,683	3,817,271
10 教育費		14,348,765	△324,111	14,024,654
	2 小中学校費	8,548,695	△241,644	8,307,051
	3 社会教育費	4,202,201	△44,842	4,157,359
	4 保健体育費	1,049,929	△37,625	1,012,304
11 災害復旧費		2,212,591	△928,380	1,284,211
	1 農林水産施設災害復旧費	302,408	△53,924	248,484
	2 公共土木施設災害復旧費	44,767	△2,240	42,527
	4 民生施設災害復旧費	42,657	△2,229	40,428
	5 労働施設災害復旧費	16,280	△1,650	14,630
	6 文教施設災害復旧費	1,802,395	△868,337	934,058
14 予備費		562,972	△3,794	559,178
	1 予備費	562,972	△3,794	559,178
歳出	合計	154,367,078	684,514	155,051,592

一般会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふれあいセンター施設整備事業	千円 18,800		%		千円 9,500		%	
災害援護資金貸付事業	243,000				25,927			
一般廃棄物処理事業	125,700				124,700			
保健衛生施設整備事業	1,400				600			
農業農村整備事業	87,000				82,000			
林道整備事業	20,900				18,500			
観光振興施設整備事業	384,600				348,400			
公共施設等除却事業	50,100				36,000			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 1,189,300		%		千円 1,177,800		%	
河川整備事業	574,100				550,800			
公園整備事業	39,900				38,800			
消防防災設備整備事業	178,800				156,400			
学校教育施設等整備事業	1,880,900				1,256,600			
公民館施設整備事業	16,900				10,900			
(仮称)歴史情報・公文書館 施設整備事業	17,200				15,600			
総合学習センター施設整備事 業	141,400				89,600			
農林水産施設災害復旧事業	144,300				110,500			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設災害復旧事業	千円 26,100		%		千円 20,700		%	
労働施設災害復旧事業	16,200				14,600			
公立学校施設災害復旧事業	204,500				174,500			
社会教育施設災害復旧事業	868,200				593,600			
保健体育施設災害復旧事業	210,000				52,500			
合 計	13,376,400				11,845,627			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	49,021,962	0	49,021,962
2 地方譲与税	1,177,672	33,044	1,210,716
3 利子割交付金	34,811	△5,602	29,209
4 配当割交付金	120,795	82,141	202,936
5 株式等譲渡所得割交付金	74,023	140,444	214,467
6 法人事業税交付金	672,943	297,402	970,345
7 地方消費税交付金	7,812,604	616,632	8,429,236
8 ゴルフ場利用税交付金	18,337	1,109	19,446
9 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金	75,508	△1,092	74,416
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,854	90	2,944
12 地方特例交付金	343,020	859,597	1,202,617
13 地方交付税	13,079,356	1,608,365	14,687,721
14 交通安全対策特別交付金	48,114	8,341	56,455
15 分担金及び負担金	403,883	△3,159	400,724
16 使用料及び手数料	2,417,552	△845	2,416,707
17 国庫支出金	37,096,303	△208,632	36,887,671
18 県支出金	10,783,330	△1,148,603	9,634,727
19 財産収入	123,418	913	124,331
20 寄附金	443,295	△45,070	398,225
21 繰入金	6,360,825	20,500	6,381,325
22 繰越金	6,124,968	0	6,124,968
23 諸収入	4,755,104	△40,287	4,714,817
24 市債	13,376,400	△1,530,773	11,845,627
歳入合計	154,367,078	684,514	155,051,592

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	660,544	0	660,544				
2 総務費	18,447,035	3,776,015	22,223,050	△144,853	△9,300	44,132	3,886,036
3 民生費	57,587,085	△271,942	57,315,143	△283,030	△66,534	12,087	65,535
4 衛生費	20,409,705	△814,135	19,595,570	△691,548	△1,800	2,274	△123,061
5 労働費	190,018	△16,183	173,835	8,095			△24,278
6 農林水産業費	3,370,936	△55,273	3,315,663	△33,007	△7,400	△2,028	△12,838
7 商工費	6,888,133	△112,681	6,775,452	285,291	△36,200	△2,902	△358,870
8 土木費	17,096,145	△541,319	16,554,826	△368,623	△43,900	13,956	△142,752
9 消防費	3,840,954	△23,683	3,817,271	4,050	△22,400		△5,333
10 教育費	14,348,765	△324,111	14,024,654	30,725	△702,000	△70,477	417,641
11 災害復旧費	2,212,591	△928,380	1,284,211	△311,134	△495,000		△122,246
12 公債費	8,752,194	0	8,752,194				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	562,972	△3,794	559,178				△3,794
歳出合計	154,367,078	684,514	155,051,592	△1,504,034	△1,384,534	△2,958	3,576,040

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	292,480	6,984	299,464	1 地方揮発油譲与税	6,984	地方揮発油譲与税 6,984
計	292,480	6,984	299,464			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	829,907	26,303	856,210	1 自動車重量譲与税	26,303	自動車重量譲与税 26,303
計	829,907	26,303	856,210			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 地方道路譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税	1	△ 1	0	1 地方道路譲与税	△ 1	地方道路譲与税 △ 1
計	1	△ 1	0			

2款 地方譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	55,284	△ 242	55,042	1 森林環境譲与税	△ 242	森林環境譲与税 △ 242
計	55,284	△ 242	55,042			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	34,811	△ 5,602	29,209	1 利子割交付金	△ 5,602	利子割交付金 △ 5,602
計	34,811	△ 5,602	29,209			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	120,795	82,141	202,936	1 配当割交付金	82,141	配当割交付金 82,141
計	120,795	82,141	202,936			

2款 地方譲与税

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	74,023	140,444	214,467	1 株式等譲渡所得割交付金	140,444	株式等譲渡所得割交付金 140,444
計	74,023	140,444	214,467			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	672,943	297,402	970,345	1 法人事業税交付金	297,402	法人事業税交付金 297,402
計	672,943	297,402	970,345			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	7,812,604	616,632	8,429,236	1 地方消費税交付金	616,632	地方消費税交付金 616,632
計	7,812,604	616,632	8,429,236			

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	18,337	1,109	19,446	1 ゴルフ場利用税交付金	1,109	ゴルフ場利用税交付金 1,109
計	18,337	1,109	19,446			

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0	1 特別地方消費税交付金	△ 1	特別地方消費税交付金 △ 1
計	1	△ 1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	75,508	△ 1,092	74,416	1 環境性能割交付金	△ 1,092	環境性能割交付金 △ 1,092
計	75,508	△ 1,092	74,416			

8款 ゴルフ場利用税交付金

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,854	90	2,944	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	90	国有提供施設等所在市町村助成交付金 90
計	2,854	90	2,944			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	859,597	859,597	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	859,597	固定資産税減収補てん特別交付金 746,878 都市計画税減収補てん特別交付金 112,719
計	0	859,597	859,597			

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	13,079,356	1,608,365	14,687,721	1 地方交付税	1,608,365	特別交付税 1,608,365
計	13,079,356	1,608,365	14,687,721			

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	48,114	8,341	56,455	1 交通安全対策特別交付金	8,341	交通安全対策特別交付金 8,341
計	48,114	8,341	56,455			

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	376,426	△ 2,949	373,477	2 児童福祉費負担金	△ 2,949	保育所入所者負担金 △ 2,949
5 土木費負担金	742	△ 210	532	1 土木管理費負担金	△ 210	木造住宅耐震診断事業費自己負担金 △ 210

13款 地方交付税

14款 交通安全対策特別交付金

15款 分担金及び負担金

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	403,883	△ 3,159	400,724			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生使用料	230,939	△ 405	230,534	4 児童福祉使用料	△ 405	保育所入所者使用料 △ 405
計	1,501,024	△ 405	1,500,619			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	746,556	△ 440	746,116	1 保健衛生手数料	△ 440	東山霊園管理手数料 △ 440
計	916,528	△ 440	916,088			

15款 分担金及び負担金

16款 使用料及び手数料

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	2,602,369	△ 5,414	2,596,955	1 保健衛生費 国庫負担金	△ 5,414	感染症予防事業費国庫負担金 △ 4,918 結核医療費国庫負担金 △ 496
3 災害復旧費国庫負担金	27,902	△ 1,490	26,412	1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	△ 1,490	道路橋りょう災害復旧費国庫負担金 △ 1,490
計	17,356,222	△ 6,904	17,349,318			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	520,618	△ 141,037	379,581	1 総務管理費 国庫補助金	△ 7,813	地方創生推進交付金 △ 14,323 被災者支援総合交付金 86 地方創生臨時交付金 6,424
				2 戸籍住民基本台帳費 国庫補助金	△ 133,224	個人番号カード交付事務費国庫補助金 △ 16,150 個人番号カード交付事業費国庫補助金 △ 127,224 マイナポイント事業費国庫補助金 10,150
2 民生費国庫補助金	10,282,876	△ 15,146	10,267,730	1 社会福祉費 国庫補助金	△ 47	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 △ 47

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	△ 10,233	地方創生臨時交付金 △ 233 民間資金等活用事業調査費国庫補助金 △ 10,000
				3 老人福祉費 国庫補助金	△ 17,993	地方創生推進交付金 △ 17,853 地方創生臨時交付金 △ 140
				4 児童福祉費 国庫補助金	9,416	コミュニティ復興支援事業費国庫補助金 △ 508 福島再生加速化交付金 △ 2,758 子ども・子育て支援交付金 1,433 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補 助金 1,471 保育対策総合支援事業費国庫補助金 7,470 地方創生臨時交付金 6,849 地域少子化対策重点推進交付金 △ 1,796 保育所等整備交付金 △ 2,745
				5 生活保護費 国庫補助金	△ 3,689	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 △ 1,374 新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化交付金 △ 2,315
				6 災害救助費 国庫補助金	7,400	地方創生臨時交付金 7,400
				3 衛生費国庫補助金	4,158,418	△ 69,944

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金						結核医療費国庫補助金 △ 98 感染症対策特別促進事業費国庫補助金 476 福島再生加速化交付金 △ 3,272 子ども・子育て支援交付金 7,346 循環型社会形成推進交付金 △ 1,111 地方創生推進交付金 △ 4,106 地方創生臨時交付金 38,321 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援 事業費国庫補助金 113 マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補 助金 146
				2 清掃費国庫 補助金	△ 102,699	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 △ 102,699
4 労働費国庫補助金	5,705	8,095	13,800	1 労働諸費国 庫補助金	8,095	地方創生推進交付金 △ 5,705 地方創生臨時交付金 13,800
5 農林水産業費国庫 補助金	33,917	9,740	43,657	1 農業費国庫 補助金	9,740	地方創生推進交付金 △ 2,420 地方創生臨時交付金 12,176 農林水産物等販路多様化緊急対策事業費国庫 補助金 △ 16
6 商工費国庫補助金	973,916	287,567	1,261,483	1 商工費国庫 補助金	287,567	地方創生推進交付金 △ 21,571 地方創生臨時交付金 309,138

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫補助金	1,868,903	△ 13,991	1,854,912	1 土木管理費 国庫補助金	△ 3,525	防災・安全交付金 △ 3,525
				2 道路橋りよ う費国庫補 助金	△ 9,128	防災・安全交付金 △ 2,596 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 △ 6,532
				4 都市計画費 国庫補助金	△ 1,338	地方創生推進交付金 △ 1,338
8 消防費国庫補助金	2,850	4,050	6,900	1 消防費国庫 補助金	4,050	防災・安全交付金 150 地方創生臨時交付金 3,900
9 教育費国庫補助金	1,389,388	43,056	1,432,444	1 教育総務費 国庫補助金	1,705	緊急スクールカウンセラー等活用事業費国庫 補助金 1,705
				2 小中学校費 国庫補助金	41,798	地方創生推進交付金 △ 773 教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 268 学校保健特別対策事業費国庫補助金 △ 5 地方創生臨時交付金 190,944 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 2,941 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付 金 △ 528 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 3,230 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付 金 △ 3,576 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △ 107

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金						へき地児童生徒援助費等国庫補助金 Δ 2,711
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 Δ 106
						小学校学校施設環境改善交付金 Δ 134,834
						特別支援教育体制整備費国庫補助金 Δ 67
10 災害復旧費国庫補助金	426,808	Δ 309,644	117,164	3 社会教育費 国庫補助金	55	コミュニティ復興支援事業費国庫補助金 10,773
						文化財発掘調査事業費国庫補助金 Δ 3,055
						都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 Δ 1,218
						学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 Δ 6,025
						地方創生臨時交付金 Δ 420
				4 保健体育費 国庫補助金	Δ 502	地方創生推進交付金 Δ 502
10 災害復旧費国庫補助金	426,808	Δ 309,644	117,164	1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	Δ 2,991	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 Δ 2,991
				2 文教施設災害復旧費国庫補助金	Δ 306,653	都市災害復旧費国庫補助金 Δ 306,653
計	19,663,399	Δ 197,254	19,466,145			

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	43,104	18	43,122	2 児童福祉費委託金	18	厚生労働統計調査国庫委託金 18
4 土木費委託金	10,576	△ 4,492	6,084	1 河川費委託金	△ 4,492	排水機場施設管理国庫委託金 △ 4,558 徳定川浄化施設管理国庫委託金 66
計	76,682	△ 4,474	72,208			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	6,039,376	△ 271,924	5,767,452	5 災害救助費県負担金	△ 271,924	災害救助費繰替支弁金 △ 271,924
計	6,044,974	△ 271,924	5,773,050			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	9,184	4,214	13,398	1 総務管理費県補助金	4,214	消費者行政強化県交付金 14 ふくしま移住支援金給付費県補助金 4,200

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,881,306	3,923	1,885,229	3 老人福祉費 県補助金	175	宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業費県 補助金 175
				4 児童福祉費 県補助金	1,433	子ども・子育て支援県交付金 1,433
				5 生活保護費 県補助金	2,315	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化県交付金 2,315
3 衛生費県補助金	961,164	△ 617,545	343,619	1 保健衛生費 県補助金	△ 617,545	自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 △ 59 子ども・子育て支援県交付金 △ 3,673 再エネ先駆けの地理解促進事業費県補助金 234 浄化槽設置整備事業費県補助金 △ 1,387 除染対策事業費県補助金 △ 622,862 放射線健康対策事業費県補助金 △ 1,211 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費県補助金 9,998 年末年始医療体制強化事業費県補助金 1,010 自宅療養者診療支援事業費県補助金 405
4 農林水産業費県補 助金	505,760	△ 44,983	460,777	1 農業費県補 助金	△ 38,601	農業委員会費県交付金 △ 643 消費者風評対策市町村支援事業費県交付金 △ 981 農地集積・集約化対策事業費県補助金 △ 22,498 地域農業担い手育成支援強化事業費県補助金 △ 860 経営所得安定対策等推進事業費県補助金 △ 3,667 中山間地域等直接支払事業費県交付金 △ 5,571

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金						農業次世代人材投資事業費県補助金	△ 234
						遊休農地等再生対策支援事業費県補助金	△ 331
						環境保全型農業直接支払県交付金	△ 342
						環境保全型農業直接支払等県推進交付金	△ 6
						ふくしまプライド販売力強化支援事業費県補助金	△ 28
						福島県営農再開支援事業費県補助金	△ 80
				地籍調査費県補助金	△ 3,360		
				2 林業費県補助金	△ 6,382	カシノナガキイムシ駆除事業費県補助金	△ 1,950
						造林事業費県補助金	△ 260
						ふくしま森林再生事業県補助金	△ 21
		森林環境県交付金	△ 7,022				
		里山林保全対策事業費県補助金	2,871				
5 商工費県補助金	6,694	△ 2,306	4,388	1 商工費県補助金	△ 2,306	消費者風評対策市町村支援事業費県交付金	△ 1,523
						活力ある商店街支援事業費県補助金	△ 750
						地域創生総合支援事業費県補助金	△ 33
6 土木費県補助金	737,530	△ 350,513	387,017	1 土木管理費県補助金	△ 990	木造住宅耐震診断促進事業費県補助金	△ 234
						木造住宅耐震改修促進事業費県補助金	△ 350
						ブロック塀等安全対策事業費県補助金	△ 406
				2 都市計画費県補助金	458	ふくしま森林再生事業県補助金	△ 4
						除染対策事業費県補助金	462

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費県補助金				3 住宅費県補助金	△ 349,981	福島県沖地震被災住宅修理支援事業費県補助金 △ 349,981
7 教育費県補助金	32,811	△ 12,860	19,951	1 小中学校費県補助金	△ 5,616	森林環境県交付金 △ 254
						放射線健康対策事業費県補助金 △ 4,257
						フッ化物洗口事業費県補助金 △ 584
				2 社会教育費県補助金	△ 11	森林環境県交付金 △ 11
				3 保健体育費県補助金	△ 7,233	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費県交付金 △ 7,233
8 災害復旧費県補助金	0	143,407	143,407	1 農林水産業施設災害復旧費県補助金	143,407	農地農業用施設災害復旧事業費県補助金 143,407
計	4,134,449	△ 876,663	3,257,786			

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	581,744	△ 3,314	578,430	1 総務管理費委託金	47	うつくしま権限移譲交付金 234 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △ 187
				3 選挙費委託金	435	衆議院議員総選挙県委託金 435
				4 統計調査費委託金	△ 3,796	経済センサス県委託金 △ 3,796
2 民生費委託金	26	99	125	1 心身障害者福祉費委託金	99	うつくしま権限移譲交付金 99
3 衛生費委託金	3,785	1,355	5,140	1 保健衛生費委託金	1,355	県民健康調査費県委託金 △ 1 うつくしま権限移譲交付金 1,356
4 農林水産業費委託金	3,968	2,236	6,204	1 農業費委託金	2,236	うつくしま権限移譲交付金 2,236
5 商工費委託金	50	30	80	1 商工費委託金	30	うつくしま権限移譲交付金 30
6 土木費委託金	12,984	373	13,357	1 土木管理費委託金	163	うつくしま権限移譲交付金 163
				3 河川費委託金	210	河川環境保全事業県委託金 210
7 教育費委託金	1,350	△ 795	555	1 保健体育費委託金	△ 795	オリンピック・パラリンピック教育推進事業費県委託金 △ 795
計	603,907	△ 16	603,891			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	55,662	△ 928	54,734	1 土地建物貸付収入	△ 928	建物貸付収入 △ 928
2 利子及び配当金	13,981	△ 461	13,520	1 利子及び配当金	△ 461	財政調整基金利子 △ 85 きずな基金利子 △ 3 地方創生応援基金利子 1 福祉施設整備基金利子 △ 8 高齢化社会対策基金利子 37 すこやか子育て基金利子 △ 5 保健衛生施設整備基金利子 △ 411 森林環境譲与税基金利子 △ 2 市有林基金利子 △ 3 水と緑のまちづくり基金利子 5 篤志奨学資金給与基金利子 9 学校施設整備基金利子 △ 2 文化体育振興基金利子 33 文化施設整備基金利子 2 音楽堂整備基金利子 △ 21 美術品取得基金利子 △ 4 体育施設整備基金利子 △ 4
計	69,643	△ 1,389	68,254			

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	51,074	2,302	53,376	2 立木売却収入	2,302	立木売却収入 2,302
計	53,775	2,302	56,077			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	197,195	△ 50,580	146,615	1 ふるさと納税寄附金	△ 30,935	こおりやま応援寄附金 △ 30,935
				2 地方創生応援税制寄附金	△ 19,645	地方創生応援寄附金 △ 19,645
3 民生費寄附金	9,063	2,981	12,044	1 老人福祉費寄附金	30	高齢化社会対策推進寄附金 30
				2 児童福祉費寄附金	2,851	子育て支援推進寄附金 2,851
				3 社会福祉費寄附金	100	社会福祉対策寄附金 100
4 衛生費寄附金	3,956	500	4,456	1 保健衛生費寄附金	500	環境寄附金 400
						保健衛生対策寄附金 100

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費寄附金	1	△ 1	0	1 都市計画費寄附金	△ 1	水と緑のまちづくり基金寄附金 △ 1
6 教育費寄附金	232,770	2,030	234,800	1 小中学校費寄附金	1,905	奨学資金給与費寄附金 1,905
				2 社会教育費寄附金	41	文化施設整備寄附金 41
				3 保健体育費寄附金	84	体育施設整備寄附金 84
計	443,295	△ 45,070	398,225			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 駐車場事業繰入金	22,882	33,000	55,882	1 駐車場事業繰入金	33,000	駐車場事業繰入金 33,000
計	97,947	33,000	130,947			

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地方創生応援基金繰入金	12,239	9,468	21,707	1 地方創生応援基金繰入金	9,468	地方創生応援基金繰入金 9,468
4 すこやか子育て基金繰入金	18,400	△ 3,300	15,100	1 すこやか子育て基金繰入金	△ 3,300	すこやか子育て基金繰入金 △ 3,300
5 保健衛生施設整備基金繰入金	104,710	△ 1,998	102,712	1 保健衛生施設整備基金繰入金	△ 1,998	保健衛生施設整備基金繰入金 △ 1,998
6 環境基金繰入金	8,500	△ 2,950	5,550	1 環境基金繰入金	△ 2,950	環境基金繰入金 △ 2,950
8 森林環境譲与税基金繰入金	18,016	△ 4,900	13,116	1 森林環境譲与税基金繰入金	△ 4,900	森林環境譲与税基金繰入金 △ 4,900
10 篤志奨学資金給与基金繰入金	6,984	△ 610	6,374	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	△ 610	篤志奨学資金給与基金繰入金 △ 610
11 文化施設整備基金繰入金	35,185	△ 6,255	28,930	1 文化施設整備基金繰入金	△ 6,255	文化施設整備基金繰入金 △ 6,255
12 美術品取得基金繰入金	4,455	△ 1,955	2,500	1 美術品取得基金繰入金	△ 1,955	美術品取得基金繰入金 △ 1,955

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	6,262,878	△ 12,500	6,250,378			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	788,587	△ 40,287	748,300	1 実費徴収金	△ 3,440	放課後児童クラブ経費実費収入 △ 3,440
				2 雑入	△ 36,847	シティプロモーション推進事業費負担金 91 経営継承・発展等支援事業費補助金 551 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △ 6,870 農業者年金業務委託手数料 45 一般財団法人自治体国際化協会助成金 △ 1,468 みらいを描く市町村等支援事業助成金 △ 165 NEXCO東日本助成金 △ 12 新市町村振興宝くじ交付金 △ 12,894 文化財発掘調査事業開発者負担金 △ 20,807 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △ 149 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 5,251 ビジネスミッション派遣事業参加者負担金 △ 420

21款 繰入金

23款 諸収入

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	789,606	△ 40,287	749,319			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	18,800	△ 9,300	9,500	1 総務管理債	△ 9,300	ふれあいセンター施設整備事業債 △ 9,300
2 民生債	243,000	△ 217,073	25,927	1 災害救助債	△ 217,073	災害援護資金貸付事業債 △ 217,073
3 衛生債	127,100	△ 1,800	125,300	1 清掃債	△ 1,000	一般廃棄物処理事業債 △ 1,000
				2 保健衛生債	△ 800	保健衛生施設整備事業債 △ 800
4 農林水産業債	107,900	△ 7,400	100,500	1 農業債	△ 5,000	農業農村整備事業債 △ 5,000
				2 林業債	△ 2,400	林道整備事業債 △ 2,400
5 商工債	392,800	△ 36,200	356,600	1 商工債	△ 36,200	観光振興施設整備事業債 △ 36,200
6 土木債	2,158,000	△ 43,900	2,114,100	1 道路橋りょう債	△ 11,500	道路整備事業債 △ 11,500
				2 河川債	△ 23,300	河川整備事業債 △ 23,300
				3 都市計画債	△ 1,100	公園整備事業債 △ 1,100
				4 住宅債	△ 8,000	公共施設等除却事業債 △ 8,000
7 消防債	178,800	△ 22,400	156,400	1 消防債	△ 22,400	消防防災設備整備事業債 △ 22,400
8 教育債	2,063,400	△ 689,800	1,373,600	1 小中学校債	△ 624,300	小学校教育施設等整備事業債 △ 616,300
						中学校教育施設等整備事業債 △ 8,000

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債				2 社会教育債	△ 59,400	社会教育施設整備事業債 △ 7,600 総合学習センター施設整備事業債 △ 51,800
				3 保健体育債	△ 6,100	公共施設等除却事業債 △ 6,100
9 災害復旧債	1,476,500	△ 502,900	973,600	1 農林水産施設災害復旧債	△ 33,800	農地農業用施設災害復旧事業債 △ 33,800
				2 公共土木施設災害復旧債	△ 5,400	道路橋りょう災害復旧事業債 △ 5,400
				5 労働施設災害復旧債	△ 1,600	労働施設災害復旧事業債 △ 1,600
				6 文教施設災害復旧債	△ 462,100	公立学校施設災害復旧事業債 △ 30,000 社会教育施設災害復旧事業債 △ 274,600 保健体育施設災害復旧事業債 △ 157,500
計	13,376,400	△ 1,530,773	11,845,627			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 総務法務費	715,779	0	715,779	特定財源	86		◎長期避難者等支援事業費	0	
				国・県	86			○長期避難者等支援事業費★	0
				一般財源	△86				
	特定財源の内訳								
	(国) 被災者支援総合交付金				86				
4 職員厚生費	1,443,526	196,481	1,640,007	特定財源	3,490	3 職員手当等	168,888	◎退職手当費	168,888
				国・県	3,490	18 負担金補助及び交付金	27,593	◎職員福利厚生費	0
				一般財源	192,991			◎企業会計退職手当負担金	27,593
	特定財源の内訳								
	(国) 地方創生臨時交付金				3,490				
6 政策開発費	243,138	9,734	252,872	特定財源	11,403	12 委託料	△140	◎地方創生費	△6,400
				国・県	△4,870	18 負担金補助及び交付金	△6,400	○移住・定住促進事業費★	△6,400
				その他	16,273				
				一般財源	△1,669	24 積立金	16,274	◎まちづくり基本指針費	△140
	特定財源の内訳								
	(国) 地方創生推進交付金				△9,070			○あすまち郡山推進事業費★	△140
	(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金				4,200			◎地方創生応援基金費	16,274
	(他) 地方創生応援基金利子				1				
	(他) 地方創生応援寄附金				16,272				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
9 財政管理費	7,118,742	3,727,860	10,846,602	特定財源	27,859	24 積立金	3,727,860	◎財政調整基金費	3,699,915
				その他	27,859			◎減債基金費	1
				一般財源	3,700,001			◎きずな基金費	27,944
	特定財源の内訳								
				(他) 財政調整基金利子	△85				
				(他) きずな基金利子	△3				
				(他) こおりやま応援寄附金	27,897				
				(他) 社会福祉対策寄附金	50				
10 財産管理費	327,213	2,934	330,147	特定財源	2,934	27 繰出金	2,934	◎熱海温泉事業費	2,934
				国・県	2,934				
	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生臨時交付金	2,934				
13 市民協働推進費	301,702	△964	300,738	特定財源	△248	18 負担金補助及び交付金	△964	◎職員給与費	0
				国・県	△248			◎市民協働推進事業費	△964
				一般財源	△716			○協働のまちづくり推進事業費★	△964
	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生推進交付金	△482				
				(県) うつくしま権限移譲交付金	234				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
14 男女共同参画費	105,626	△321	105,305	特定財源	△4,146	7 報償費	△13	◎男女共同参画推進費	0
				国・県	△4,146	8 旅費	△55	○男女共同参画推進	
				一般財源	3,825	10 需用費	△195	事業費★	0
						11 役務費	△58	◎男女共同参画センター費	0
								◎女性活躍推進費	0
特定財源の内訳									
(国) 地方創生推進交付金					△3,959			○女性活躍推進事業	
(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金					△187			費★	0
								◎人権啓発活動推進費	△321
								○人権啓発活動推進	
								事業費★	△321
15 市民安全費	328,239	△1,452	326,787	特定財源	△798	7 報償費	△63	◎消費生活センター費	△288
				国・県	△798	8 旅費	△288	◎セーフコミュニティ	
				一般財源	△654	10 需用費	△429	推進事業費	△1,164
						11 役務費	△14	○セーフコミュニティ	
						12 委託料	△658	推進事業費★	△1,164
特定財源の内訳									
(国) 地方創生推進交付金					△812				
(県) 消費者行政強化県交付金					14				
21 ふれあいセンター費	81,794	△4,125	77,669	特定財源	△9,300	14 工事請負費	△4,125	◎ふれあいセンター費	△4,125
				市債	△9,300				
				一般財源	5,175				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
21 ふれあいセンター費	特定財源の内訳 (市債) ふれあいセンター施設整備事業債						
計	15,325,451	3,930,147	19,255,598	特定財源 31,280 国・県 △3,552 市債 △9,300 その他 44,132 一般財源 3,898,867			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	959,874	△137,779	822,095	特定財源 △133,224	11 役務費	△5,691	◎職員給与費 0
				国・県 △133,224	12 委託料	△5	◎住民基本台帳費 0
				一般財源 △4,555	17 備品購入費	△4,980	◎個人番号カード事務
					18 負担金補助及び交付金	△127,103	費 △137,779
				特定財源の内訳			
				(国) 個人番号カード交付事務費国庫補助金 △16,150			
				(国) 個人番号カード交付事業費国庫補助金 △127,224			
				(国) マイナポイント事業費国庫補助金 10,150			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	968,715	△137,779	830,936	特定財源 国・県 一般財源	△133,224 △133,224 △4,555		

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 選挙費	291,125	△10,256	280,869	特定財源 国・県 一般財源	△4,281 △4,281 △5,975	1 報酬	△99	◎職員給与費 ◎衆議院議員総選挙費	0 △10,256
						7 報償費	△2,079		
						8 旅費	△85		
						10 需用費	△1,370		
						11 役務費	△661		
						12 委託料	△3,587		
						13 使用料及び 賃借料	△1,178		
						17 備品購入費	△1,197		
計	291,125	△10,256	280,869	特定財源 国・県 一般財源	△4,281 △4,281 △5,975				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 統計調査費	57,468	△6,097	51,371	特定財源	△3,796	1 報酬	△5,174	◎職員給与費 0
				国・県	△3,796	7 報償費	△5	◎基幹統計調査費 △6,097
				一般財源	△2,301	8 旅費	△19	○経済センサス費 △6,097
						10 需用費	△877	
						11 役務費	△22	
	特定財源の内訳 (県) 経済センサス県委託金			△3,796				
計	57,468	△6,097	51,371	特定財源	△3,796			
				国・県	△3,796			
				一般財源	△2,301			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会福祉総務費	4,420,992	2,226	4,423,218	特定財源	2,226	24 積立金	2,226	◎福祉施設整備基金費 2,226
				その他	2,226			
				特定財源の内訳				
	(他) 福祉施設整備基金利子			△8				
	(他) こおりやま応援寄附金			2,234				

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 婦人保護費	180	0	180	特定財源	△47		◎婦人保護費	0
				国・県	△47			
				一般財源	47			
	特定財源の内訳							
	(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金				△47			
計	7,066,022	2,226	7,068,248	特定財源	2,179			
				国・県	△47			
				その他	2,226			
				一般財源	47			

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	6,709,506	△2,732	6,706,774	特定財源	△10,134	10 需用費	△318	◎地域生活支援事業費	△107
				国・県	△10,134	13 使用料及び	△107	◎障害者福祉センター	
				一般財源	7,402	賃借料		費	△71
						17 備品購入費	△181	◎花かつみ豊心園費	△251

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	特定財源の内訳				18 負担金補助 及び交付金	△2,126	◎在宅障害者福祉対策 事業費 0 ◎障害者援護施設整備 補助事業費 △2,126 ◎更生園費 △177 ○更生園改修費★ 0
				(国) 地方創生臨時交付金 △233 (国) 民間資金等活用事業調査費国庫補助金 △10,000 (県) うつくしま権限移譲交付金 99			
計	6,872,296	△2,732	6,869,564	特定財源 △10,134 国・県 △10,134 一般財源 7,402			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費	1,189,953	2,895	1,192,848	特定財源 △13,155	7 報償費	△150	◎在宅福祉事業費 0
				国・県 △18,127 その他 4,972 一般財源 16,050	24 積立金	3,045	○高齢者健康長寿サ ポート事業費★ 0 ◎生きがい対策事業費 △150 ○高齢者の生きがい と健康づくり事業費 ★ △150
	特定財源の内訳						
				(国) 地方創生推進交付金 △17,853			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費							
	(国) 地方創生臨時交付金						○長寿社会対策推進事業費★ 0
	(県) 宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業費県補助金			175			○スマートシニア応援事業費★ 0
	(他) 高齢化社会対策基金利子			37			◎高齢者文化休養センター費 0
	(他) こおりやま応援寄附金			3,015			◎高齢化社会対策基金費 3,045
	(他) 高齢化社会対策推進寄附金			30			
	(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金			1,890			
3 介護保険事業費	4,489,608	0	4,489,608	特定財源 309 国・県 309 一般財源 △309			◎老人福祉施設等整備補助事業費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金			309			
4 後期高齢者医療費	3,533,235	△191	3,533,044	一般財源 △191	27 繰出金	△191	◎後期高齢者医療事業費 △191
計	9,489,467	2,704	9,492,171	特定財源 △12,846 国・県 △17,818 その他 4,972 一般財源 15,550			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 こども政策 費	1,191,264	6,747	1,198,011	特定財源	11,303	11 役務費	△201	◎職員給与費	0			
				国・県	△190	12 委託料	△3,036	◎児童福祉総務費	△400			
				その他	11,493	18 負担金補助 及び交付金	△4,954	◎子育て環境整備費	△3,552			
				一般財源	△4,556	24 積立金	14,938	○子育て環境整備促 進事業費★	0			
				特定財源の内訳							○個人積算線量測定 事業費★	△2,729
				(国) コミュニティ復興支援事業費国庫補助金				△508			○結婚新生活支援事 業費★	△315
				(国) 福島再生加速化交付金				△2,758			◎すこやか子育て基金 費	14,938
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金				2,017			◎放課後児童クラブ費	0
				(国) 地方創生臨時交付金				5,600			○放課後児童クラブ 運営事業費★	0
				(国) 地域少子化対策重点推進交付金				△1,796			◎民間放課後児童クラ ブ補助事業費	0
				(国) 保育所等整備交付金				△2,745			○民間放課後児童ク ラブ補助事業費★	0
				(他) すこやか子育て基金利子				△5			◎民間認可保育所費	△4,239
				(他) こおりやま応援寄附金				12,087			○認可保育所等整備 補助事業費★	△4,239
(他) 子育て支援推進寄附金				2,851								
(他) 放課後児童クラブ経費実費収入				△3,440								

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 こども家庭支援費	13,710,445	0	13,710,445	特定財源	2,237			◎職員給与費	0
				国・県	4,337			◎子ども家庭総合支援拠点費	0
				その他	△2,100			○LINE子ども・子育て相談事業費★	0
				一般財源	△2,237			◎ファミリーサポートセンター事業費	0
				特定財源の内訳				○ファミリーサポートセンター事業費★	0
				(国) 子ども・子育て支援交付金	1,433				
				(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	1,471				
				(県) 子ども・子育て支援県交付金	1,433				
				(他) すこやか子育て基金繰入金	△2,100				
3 保育費	10,808,534	18,556	10,827,090	特定財源	2,166	7 報償費	△1,492	◎職員給与費	0
				国・県	6,720	8 旅費	△238	◎児童福祉総務費	32,612
				その他	△4,554	17 備品購入費	△13,200	○保育士・保育所支援センター事業費★	22,562
				一般財源	16,390	18 負担金補助及び交付金	△1,000	◎公立保育所費	△14,105
				特定財源の内訳		22 償還金利子及び割引料	34,486	○公立保育所児童カウンセリング事業費★	△905
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金	5,453			○保育所ICT化推進事業費★	△13,200
				(国) 地方創生臨時交付金	1,249			◎民間認可保育所費	△825
				(国) 厚生労働統計調査国庫委託金	18				
				(他) 保育所入所者負担金	△2,949				
				(他) 保育所入所者使用料	△405				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 保育費	(他) すこやか子育て基金繰入金			△1,200				○民間認可保育所児童 カウンセリング事業費★	△825
								◎認可外保育施設費 ○認可外保育施設支 援事業費★	833
								◎特別保育推進事業費 ○病児・病後児保育 事業費★	833
								○医療的ケア児保育 支援事業費★	41
計	26,906,407	25,303	26,931,710	特定財源	15,706				
				国・県	10,867				
				その他	4,839				
				一般財源	9,597				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	6,077,282	△2,435	6,074,847	特定財源	△1,374	10 需用費	△373	◎職員給与費	0
				国・県 一般財源	△1,374 △1,061	18 負担金補助 及び交付金	△2,062	◎生活保護施設費	△2,435
特定財源の内訳									
(国) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金					△1,374				
(国) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金					△2,315				
(県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県交付金					2,315				
計	6,077,282	△2,435	6,074,847	特定財源	△1,374				
				国・県	△1,374				
				一般財源	△1,061				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 災害救助費	1,175,611	△297,008	878,603	特定財源	△331,008	10 需用費	△120	◎災害救助費	△230,474
				国・県	△264,524	11 役務費	△275	◎災害援護資金費	△66,534
				市債	△66,534	19 扶助費	△230,079		
				その他	50	20 貸付金	△66,534		
				一般財源	34,000				
特定財源の内訳									
				(国) 地方創生臨時交付金	7,400				
				(県) 災害救助費繰替支弁金	△271,924				
				(市債) 災害援護資金貸付事業債	△66,534				
				(他) 社会福祉対策寄附金	50				
計	1,175,611	△297,008	878,603	特定財源	△331,008				
				国・県	△264,524				
				市債	△66,534				
				その他	50				
				一般財源	34,000				

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 保健所総務費	332,995	△3,318	329,677	特定財源	△3,332	8 旅費	△22	◎職員給与費	0
				国・県	△3,332	10 需用費	△1,271	◎保健所総務費	△8
				一般財源	14	11 役務費	△205	◎放射線健康管理センター費	△3,310
						12 委託料	△1,820	○内部被ばく検査事業費★	△1,356
								○自家消費野菜等放射能検査事業費★	△1,954
特定財源の内訳									
				(国) 福島再生加速化交付金	△3,272				
				(県) 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金	△59				
				(県) 県民健康調査費県委託金	△1				
2 保健所健康政策費	427,411	△7,843	419,568	特定財源	36,254	7 報償費	△1,199	◎保健所健康政策費	△7,843
				国・県	36,254	8 旅費	△1,045	○SDGs推進全世代健康都市圏事業費★	△7,843
				一般財源	△44,097	10 需用費	△329		
						11 役務費	△688	◎休日・夜間急病センター費	0
						12 委託料	△4,582	○休日・夜間急病センター運営事業費★	0
特定財源の内訳									
				(国) 地方創生推進交付金	△3,903				
				(国) 地方創生臨時交付金	33,000				
				(県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費					
				県補助金	5,742				
				(県) 年末年始医療体制強化事業費県補助金	1,010				
				(県) 自宅療養者診療支援事業費県補助金	405				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 保健所保健 ・感染症費	3,270,930	0	3,270,930	特定財源	△10,808		◎職員給与費	0
				国・県	△10,908		◎予防接種事業費	0
				その他	100		◎感染症予防対策事業費	0
				一般財源	10,808		○特定感染症検査等 対策事業費★	0
	特定財源の内訳						○新型コロナウイルス 対策医療機関支援 事業費★	0
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金	△4,627		◎精神保健福祉費	0
				(国) 結核医療費国庫負担金	△496		○精神保健福祉事業 費★	0
				(国) エイズ対策促進事業費国庫補助金	20			
				(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金	△329			
				(国) 結核医療費国庫補助金	△98			
				(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金	476			
				(国) 地方創生臨時交付金	△7,469			
				(国) 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事 業費国庫補助金	113			
				(国) マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補助 金	146			
				(県) うつくしま権限移譲交付金	1,356			
				(他) 保健衛生対策寄附金	100			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 保健所健康づくり費	1,192,392	0	1,192,392	特定財源	△1,539			◎生活習慣病対策推進事業費	0
				国・県	△4,751			○生活習慣病対策事業費★	0
				その他	3,212			◎健康増進事業費	0
				一般財源	1,539			○健康増進事業費★	0
	特定財源の内訳							◎後期高齢者健康診査事業費	0
	(国) 感染症予防事業費等国庫補助金				△4,751				
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金				△149				
	(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金				3,361				
6 保健所検査費	110,938	△198	110,740	特定財源	△291	17 備品購入費	△198	◎保健所検査費	△198
				国・県	△291				
				一般財源	93				
	特定財源の内訳								
	(国) 感染症予防事業費国庫負担金				△291				
8 母子保健衛生費	779,070	0	779,070	特定財源	15,470			◎職員給与費	0
				国・県	15,470			◎母子保健推進活動費	0
				一般財源	△15,470			○幼児歯科保健事業費★	0

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明			
					区分	金額				
8 母子保健衛生費	特定財源の内訳						○幼児肥満予防対策事業費★	0		
	(国) 子ども・子育て支援交付金				7,346					
	(国) 地方創生推進交付金				△203					
	(国) 地方創生臨時交付金				12,000					
	(県) 子ども・子育て支援県交付金				△3,673			○子育て世代包括支援センター事業費★	0	
9 環境政策費	494,703	△1,734	492,969	特定財源	△814	12 委託料	△1,990	◎環境政策費	△3,020	
				国・県	1,024	14 工事請負費	△1,997	○地球温暖化対策事業費★	△2,490	
				市債	△800	18 負担金補助及び交付金	△2,490	○環境保全啓発事業費★	△530	
				その他	△1,038	24 積立金	4,743	◎新エネルギー普及促進費	△1,460	
		一般財源				△920			○新エネルギー導入促進事業費★	△1,460
	特定財源の内訳							◎環境基金費	5,112	
	(国) 地方創生臨時交付金				790			◎保健衛生施設整備基金費	71	
	(県) 再エネ先駆けの地理解促進事業費県補助金				234			◎東山悠苑費	△1,997	
	(市債) 保健衛生施設整備事業債				△800			◎東山霊園費	△440	
	(他) 東山霊園管理手数料				△440					
	(他) 保健衛生施設整備基金利子				△411					
	(他) こおりやま応援寄附金				5,188					
	(他) 環境寄附金				400					
	(他) 保健衛生施設整備基金繰入金				△1,998					
(他) 環境基金繰入金				△2,950						
(他) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金				△827						

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明						
					区分	金額							
11 浄化槽対策費	101,071	△7,633	93,438	特定財源	△2,498	18 負担金補助及び交付金	△7,633	◎浄化槽対策費	△7,633				
				国・県	△2,498			○浄化槽汚水処理対策補助事業費★	△7,633				
特定財源の内訳													
(国) 循環型社会形成推進交付金					△1,111								
(県) 浄化槽設置整備事業費県補助金					△1,387								
12 医療介護病院費	64,636	0	64,636	特定財源	4,256			◎医療介護病院費	0				
				国・県	4,256								
特定財源の内訳													
(県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金					4,256								
13 原子力災害対策費	1,027,720	△624,073	403,647	特定財源	△624,073	11 役務費	△1,409	◎除染管理費	△622,862				
				国・県	△624,073	12 委託料	△305,553	○除去土壌等仮置場整備事業費★	△440,897				
				特定財源の内訳						14 工事請負費	△317,111	○除去土壌等搬出事業費★	△177,529
				(県) 除染対策事業費県補助金					△622,862			○放射線量等見える化事業費★	△3,234
(県) 放射線健康対策事業費県補助金					△1,211								

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
13 原子力災害対策費							◎原子力災害対策事業費 ○線量計貸与事業費 ★
							△1,211 △1,211
計	11,525,928	△644,799	10,881,129	特定財源 △587,375 国・県 △588,849 市債 △800 その他 2,274 一般財源 △57,424			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	8,653,836	△169,336	8,484,500	特定財源 △103,699 国・県 △102,699 市債 △1,000 一般財源 △65,637	10 需用費	△1,250	◎富久山クリーンセンター費 △786
					12 委託料	△5,014	
					18 負担金補助及び交付金	△163,072	◎河内クリーンセンター費 △635
							◎災害等廃棄物処理事業費 △167,915
	特定財源の内訳						
	(国) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金			△102,699			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	(市債) 一般廃棄物処理事業債						
計	8,653,836	△169,336	8,484,500	特定財源 △103,699 国・県 △102,699 市債 △1,000 一般財源 △65,637			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	188,526	△16,183	172,343	特定財源 8,095	11 役務費	△1	◎雇用対策費 △16,183 ○多様な働き方支援事業費★ 0 ○労働情報発信事業費★ △103
				国・県 8,095	12 委託料	△103	
				一般財源 △24,278	18 負担金補助及び交付金	△16,079	
				特定財源の内訳			
				(国) 地方創生推進交付金 △5,705			
				(国) 地方創生臨時交付金 13,800			
計	190,018	△16,183	173,835	特定財源 8,095 国・県 8,095 一般財源 △24,278			

4款 衛生費

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 農業委員会費	166,433	△1,206	165,227	特定財源	299	10 需用費	△117	◎職員給与費	0
				国・県	254	11 役務費	△1,056	◎農業委員費	0
				その他	45	12 委託料	△33	◎農地基本台帳費	△1,206
				一般財源	△1,505				
	特定財源の内訳								
				(県) 農業委員会費県交付金	△643				
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	778				
				(県) うつくしま権限移譲交付金	119				
				(他) 農業者年金業務委託手数料	45				
2 農業政策費	418,009	△34,408	383,601	特定財源	△21,212	8 旅費	△24	◎職員給与費	0
				国・県	△21,763	10 需用費	△361	◎中山間地域農業活性化対策事業費	△8,539
				その他	551	11 役務費	△44	○中山間地域等直接支払事業費★	△8,539
				一般財源	△13,196	12 委託料	△1,270	◎人・農地プラン事業費	△23,275
						18 負担金補助及び交付金	△32,709	○人・農地プラン事業費★	△23,275
	特定財源の内訳							◎稲作近代化推進費	△2,029
				(国) 地方創生臨時交付金	12,176			◎農業改良事業費	△565
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	△23,276				
				(県) 地域農業担い手育成支援強化事業費県補助金	△860				
				(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金	△3,667				
				(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金	△5,571				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 農業政策費							○豊かな地域農業を担う農家育成事業費★ △565	
3 農業振興費	458,248	△6,660	451,588	特定財源 国・県 その他 一般財源	△1,777 △1,756 △21 △4,883	8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	△698 △26 △225 △2,900 △2,811	◎農業改良事業費 △6,540 ○環境保全型農業直接支援対策事業費★ △459 ○果樹農業6次産業化プロジェクト事業費★ △3,828 ○郡山産農産物等販売促進事業費★ △2,246 ○農産物等海外連携事業費★ △7 ◎農作物災害対策費 △80 ○農産物等放射性物質対策事業費★ △80 ○鳥獣被害防止総合対策事業費★ 0 ◎水産振興奨励費 △40 ○鯉6次産業化プロジェクト事業費★ △40 ◎畜産経営改善対策費 0
				特定財源の内訳				
				(国) 地方創生推進交付金	△2,420			
				(国) 農林水産物等販路多様化緊急対策事業費国庫補助金	△16			
				(県) 消費者風評対策市町村支援事業費県交付金	△981			
				(県) 環境保全型農業直接支払県交付金	△342			
				(県) 環境保全型農業直接支払等県推進交付金	△6			
				(県) ふくしまプライド販売力強化支援事業費県補助金	△28			
				(県) 福島県営農再開支援事業費県補助金	△80			
				(県) うつくしま権限移譲交付金	2,117			
				(他) 地方創生応援基金繰入金	△21			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 農業振興費							○畜産経営改善事業費★ 0	
4 農地費	973,983	△7,790	966,193	特定財源	△8,360	7 報償費	△861	◎農道水路等費 △4,430
				国・県	△3,360	8 旅費	△120	○農業用施設整備事業費★ △4,430
				市債	△5,000	10 需用費	△279	◎地籍調査事業費 △3,360
				一般財源	570	12 委託料	△2,100	○地籍調査事業費(補助)★ △3,360
						14 工事請負費	△4,430	
特定財源の内訳								
(県) 地籍調査費県補助金					△3,360			
(市債) 農業農村整備事業債					△5,000			
6 農業集落排水事業費	539,133	15,863	554,996	一般財源	15,863	18 負担金補助及び交付金	△410	◎農業集落排水事業費 15,863
						23 投資及び出資金	16,273	
計	3,047,151	△34,201	3,012,950	特定財源	△31,050			
				国・県	△26,625			
				市債	△5,000			
				その他	575			
				一般財源	△3,151			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	323,785	△21,072	302,713	特定財源	△11,385	7 報償費	△119	◎職員給与費	0
				国・県	△6,382	8 旅費	△142	◎環境緑化推進事業費	△2,499
				市債	△2,400	10 需用費	△829	○森林整備事業費★	△2,499
				その他	△2,603	11 役務費	△8	◎森林保護対策事業費	△3,027
				一般財源	△9,687	12 委託料	△16,951	◎ふくしま森林再生事業費	△4,640
						13 使用料及び賃借料	△66	○ふくしま森林再生事業費★	△4,640
						14 工事請負費	△2,514	◎市有林管理事業費	2,300
						18 負担金補助及び交付金	△2,499	◎林道費	△4,018
						24 積立金	2,056	○林道整備事業費★	△4,018
								◎森林環境交付金事業費	△7,170
								○森林環境交付金活用事業費★	△7,170
								◎森林経営管理事業費	△1,774
								○森林経営管理事業費★	△1,774
								◎森林環境譲与税基金費	△244
特定財源の内訳									
(県) カシノナガキクイムシ駆除事業費県補助金					△1,950				
(県) 造林事業費県補助金					△260				
(県) ふくしま森林再生事業県補助金					△21				
(県) 森林環境県交付金					△7,022				
(県) 里山林保全対策事業費県補助金					2,871				
(市債) 林道整備事業債					△2,400				
(他) 森林環境譲与税基金利子					△2				
(他) 市有林基金利子					△3				
(他) 立木売払収入					2,302				
(他) 森林環境譲与税基金繰入金					△4,900				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	323,785	△21,072	302,713	特定財源 △11,385 国・県 △6,382 市債 △2,400 その他 △2,603 一般財源 △9,687			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	5,154,838	△27,087	5,127,751	特定財源 207,654	12 委託料	△571	◎振興事業費 △15,848
				国・県 207,654	18 負担金補助 及び交付金	△15,277	○人材育成事業費★ 0
				一般財源 △234,741	20 貸付金	△11,239	○創業支援事業費★ △2,155
				特定財源の内訳			○こおりやま中小企 業活性化事業費★ △558
			(国) 地方創生推進交付金 △14,954				○農商工連携推進事 業費★ △137
			(国) 地方創生臨時交付金 223,358				◎金融対策費 △11,239
			(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金 △750				○中小企業融資制度 事業費★ △11,239

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
2 観光物産費	1,314,383	△72,568	1,241,815	特定財源	49,138	8 旅費	△2,870	◎観光宣伝費	△43		
				国・県	86,187	10 需用費	△32,791	○観光誘客事業費★	△43		
				市債	△36,200	12 委託料	△43	◎観光振興対策事業費	△27,755		
				その他	△849	13 使用料及び 賃借料	△21	◎郡山ユラックス熱海 費	△39,920		
				一般財源	△121,706	14 工事請負費	△7,129	○郡山ユラックス熱 海長寿命化事業費★	△39,920		
				特定財源の内訳				18 負担金補助 及び交付金	△29,714	◎物産振興費	△4,850
				(国) 地方創生臨時交付金				87,743		○物産振興事業費★	△4,850
				(県) 消費者風評対策市町村支援事業費県交付金				△1,523			
				(県) 地域創生総合支援事業費県補助金				△33			
				(市債) 観光振興施設整備事業債				△36,200			
(他) 建物貸付収入				△928							
(他) シティプロモーション推進事業費負担金				91							
(他) NEXCO東日本助成金				△12							
3 産業創出費	386,592	△13,026	373,566	特定財源	△10,603	7 報償費	△444	◎新事業創出促進事業 費	△4,046		
				国・県	△8,550	8 旅費	△2,219	○産業イノベーション 事業費★	△3,638		
				その他	△2,053	10 需用費	△911	○知的財産活用推進 事業費★	△408		
				一般財源	△2,423	11 役務費	△287	◎企業誘導費	△7,722		
				特定財源の内訳				12 委託料	△5,005		
				(国) 地方創生推進交付金				△6,617	13 使用料及び 賃借料	△2,901	

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 産業創出費						18 負担金補助及び交付金	△1	○企業誘致活動事業費★ ◎工業団地開発事業費	△7,722 △1,258
						27 繰出金	△1,258		
						(国) 地方創生臨時交付金	△1,963		
						(県) うつくしま権限移譲交付金	30		
						(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金	△1,468		
(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金	△165								
(他) ビジネスミッション派遣事業参加者負担金	△420								
計	6,888,133	△112,681	6,775,452	特定財源	246,189				
				国・県	285,291				
				市債	△36,200				
				その他	△2,902				
				一般財源	△358,870				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 建築指導費	127,652	△5,302	122,350			12 委託料	△4,341	◎職員給与費 ◎建築指導事務費 ○住宅・建築物耐震化事業費★	0 △5,302 △2,211
						18 負担金補助及び交付金	△961		
						特定財源	△4,562		
						国・県	△4,352		
				その他	△210				
				一般財源	△740				

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	特定財源の内訳						
				(国) 防災・安全交付金	△3,525		
				(県) 木造住宅耐震診断促進事業費県補助金	△234		
				(県) 木造住宅耐震改修促進事業費県補助金	△350		
				(県) ブロック塀等安全対策事業費県補助金	△406		
				(県) うつくしま権限移譲交付金	163		
				(他) 木造住宅耐震診断事業費自己負担金	△210		
計	323,657	△5,302	318,355	特定財源	△4,562		
				国・県	△4,352		
				その他	△210		
				一般財源	△740		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路建設費	881,953	0	881,953	特定財源	100		◎道路費	0	
				市債	100			○幹線道路新設改良 舗装事業費★	0
				一般財源	△100		○通学路安全対策事業費★	0	
	特定財源の内訳								
	(市債) 道路整備事業債				100				
2 道路維持費	3,899,875	△14,020	3,885,855	特定財源	△12,387	12 委託料	△1,850	◎道路費	0
				国・県	△9,128	14 工事請負費	△12,170	○道路ストック整備 事業費★	0
市債	△11,600	○交通安全施設整備 事業費★	0						
				その他	8,341			◎橋りょう費	△13,470
				一般財源	△1,633			○橋りょう長寿命化 事業費★	△13,470
	特定財源の内訳							◎水路側溝費	△550
	(国) 防災・安全交付金				△2,596			○水路側溝整備事業 費★	△550
	(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金				△6,532			◎地下道費	0
	(市債) 道路整備事業債				△11,600				
	(他) 交通安全対策特別交付金				8,341				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,903,521	△14,020	4,889,501	特定財源 △12,287 国・県 △9,128 市債 △11,500 その他 8,341 一般財源 △1,733			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川費	1,146,133	△30,494	1,115,639	特定財源 △27,582	7 報償費	△1,091	◎河川費 △25,394 ○準用河川改修事業費★ △7,886 ○普通河川改修事業費★ △6,308 ○水辺空間整備事業費★ △343 ◎急傾斜地崩壊対策事業費 △5,100
				国・県 △4,282	10 需用費	△1,388	
				市債 △23,300	11 役務費	△29	
				一般財源 △2,912	12 委託料	△14,632	
					14 工事請負費	△8,254	
					18 負担金補助及び交付金	△5,100	
特定財源の内訳							
			(国) 排水機場施設管理国庫委託金	△4,558			
			(国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金	66			
			(県) 河川環境保全事業県委託金	210			
			(市債) 河川整備事業債	△23,300			

8款 土木費

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,146,133	△30,494	1,115,639	特定財源 △27,582 国・県 △4,282 市債 △23,300 一般財源 △2,912			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
5 公園費	1,028,749	△2,542	1,026,207	特定財源 △638	12 委託料	△3	◎公園費 △2,547
				国・県 458	14 工事請負費	△2,544	○公園トイレ整備事業費★ △2,544
			市債 △1,100	18 負担金補助及び交付金	△1,544	◎緑化推進事業費 △1,544	
			その他 4	24 積立金	1,549	○緑あふれるまちづくり事業費★ △1,544	
			一般財源 △1,904			◎水と緑のまちづくり基金費 1,549	
	特定財源の内訳						
			(県) ふくしま森林再生事業県補助金 △4				
			(県) 除染対策事業費県補助金 462				
			(市債) 公園整備事業債 △1,100				
			(他) 水と緑のまちづくり基金利子 5				
			(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金 △1				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
7 公共下水道費	5,209,769	△57,844	5,151,925	一般財源	△57,844	23 投資及び出資金	△57,844	◎公共下水道費	△57,844
8 公共交通対策費	238,192	△4,565	233,627	特定財源 国・県 一般財源	△1,338 △1,338 △3,227	12 委託料	△4,565	◎総合交通対策費 ○公共交通計画策定 事業費★	△4,565 △4,565
	特定財源の内訳 (国) 地方創生推進交付金				△1,338				
計	9,281,760	△64,951	9,216,809	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△1,976 △880 △1,100 4 △62,975				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 住宅費	1,441,074	△426,552	1,014,522	特定財源	△352,160	12 委託料	△481	◎職員給与費	0
				国・県	△349,981	14 工事請負費	△42,171	◎住宅総務費	△383,900
				市債	△8,000	18 負担金補助 及び交付金	△383,900	★	△1,500
				その他	5,821			◎市営住宅費	△42,652
				一般財源	△74,392			総合改善事業費★	△33,713
				特定財源の内訳					
				(県) 福島県沖地震被災住宅修理支援事業費県補助金	△349,981				
				(市債) 公共施設等除却事業債	△8,000				
				(他) 市営住宅使用料	5,821				
計	1,441,074	△426,552	1,014,522	特定財源	△352,160				
				国・県	△349,981				
				市債	△8,000				
				その他	5,821				
				一般財源	△74,392				

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,806,657	△23,659	3,782,998	特定財源	△18,500	10 需用費	△1,196	◎常備消防費	0
				国・県	3,900	11 役務費	△172	◎消防施設費	△9,325
				市債	△22,400	12 委託料	△11,560	○消防力整備事業費	
				一般財源	△5,159	14 工事請負費	△9,328	★	△9,325
						16 公有財産購入費	△1,403	◎災害対策費	△14,334
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金				3,900				○防災情報発信事業費★	△11,560
(市債) 消防防災設備整備事業債				△22,400				○災害時用備蓄品整備事業費★	△2,774
2 災害対策費	34,297	△24	34,273	特定財源	150	12 委託料	△24	◎浸水対策推進事業費	△24
				国・県	150			○洪水ハザードマップ改訂事業費★	△24
特定財源の内訳									
(国) 防災・安全交付金				150					
計	3,840,954	△23,683	3,817,271	特定財源	△18,350				
				国・県	4,050				
				市債	△22,400				
				一般財源	△5,333				

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総合教育支援センター費	393,645	0	393,645	特定財源	1,705		◎職員給与費
				国・県	1,705		
				一般財源	△1,705		
	特定財源の内訳						
	(国) 緊急スクールカウンセラー等活用事業費国庫補助金				1,705		
計	547,940	0	547,940	特定財源	1,705		
				国・県	1,705		
				一般財源	△1,705		

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 学校教育推進費	1,115,858	△62,520	1,053,338	特定財源	△11,744	7 報償費	△710	◎学校教育総務費	△1,477			
				国・県	△13,048	8 旅費	△264	◎指導事業費	△1,114			
				その他	1,304	10 需用費	△140	○小中学校英語教育推進事業費★	△803			
				一般財源	△50,776	18 負担金補助及び交付金	△2,317	○通学路等交通安全確保事業費★	△59			
				特定財源の内訳					19 扶助費	△60,994	◎奨学資金費	1,065
				(国) 地方創生推進交付金					24 積立金	1,905	○奨学資金給与事業費★	△840
				(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金							◎小学校就学奨励援助費	△13,584
				(国) 地方創生臨時交付金							◎中学校就学奨励援助費	△47,410
				(国) 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金								
				(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
				(国) 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金								
				(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
				(県) 森林環境県交付金								
				(他) 篤志奨学資金給与基金利子								
(他) 奨学資金給与費寄附金												
(他) 篤志奨学資金給与基金繰入金												
2 学校管理費	4,109,294	△15,292	4,094,002	特定財源	185,455	1 報酬	△764	◎職員給与費	0			
				国・県	185,455	7 報償費	△113	◎小学校教授費	△158			
				一般財源	△200,747	8 旅費	△398	◎小学校スクールバス				
						10 需用費	△354	運行費	△3,859			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 学校管理費	特定財源の内訳				11 役務費	△4	◎中学校管理費	△1,215	
	(国) 学校保健特別対策事業費国庫補助金				12 委託料	△8,111	◎中学校教授費	△196	
	(国) 地方創生臨時交付金				18 負担金補助 及び交付金	△5,548	◎学校保健指導費	△4,437	
	(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金						○個人積算線量測定 事業費★	△4,256	
	(国) へき地児童生徒援助費等国庫補助金						○小学校フッ化物洗 口事業費★	△181	
	(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金						◎学校給食費	△5,427	
	(県) 放射線健康対策事業費県補助金								
	(県) フッ化物洗口事業費県補助金								
(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助 金									
3 学校施設費	2,586,378	△163,686	2,422,692	特定財源	△759,136	8 旅費	△238	◎小学校施設費	△156,298
				国・県	△134,834	10 需用費	△898	○小学校施設環境整 備事業費★	△1,591
				市債	△624,300	11 役務費	△698	○小学校長寿命化改 修事業費★	△154,707
				その他	△2	13 使用料及び 賃借料	△29,580	◎中学校施設費	△7,386
	一般財源				595,450	14 工事請負費	△132,270	○中学校施設環境整 備事業費★	△7,386
	特定財源の内訳				24 積立金	△2	◎学校施設整備基金費	△2	
	(国) 小学校学校施設環境改善交付金				△134,834				
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債				△616,300				
(市債) 中学校教育施設等整備事業債				△8,000					
(他) 学校施設整備基金利子				△2					

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 教育研修センター費	737,165	△146	737,019	特定財源	△67	7 報償費	△99	◎教育研修センター費 ○教育研修事業費（ 教職員スキルアップ 事業）★	△146 △146
				国・県 一般財源	△67 △79	8 旅費	△47		
特定財源の内訳									
(国) 特別支援教育体制整備費国庫補助金				△67					
計	8,548,695	△241,644	8,307,051	特定財源	△585,492				
				国・県	37,506				
				市債	△624,300				
				その他	1,302				
				一般財源	343,848				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明									
					区分	金額										
1 生涯学習費	1,386,499	△54,978	1,331,521	特定財源	△71,295	7 報償費	△5,560	◎総合学習センター費	△32,143							
				国・県	4,748	8 旅費	△1,368	◎振興事業費	△6,919							
				市債	△70,000	10 需用費	△582	○家庭教育充実事業費★	△2,538							
				その他	△6,043	11 役務費	△34	○地域学校協働活動推進事業費★	△4,381							
				一般財源	16,317	13 使用料及び賃借料	△4	◎公民館費	△15,916							
				特定財源の内訳					14 工事請負費	△47,430	◎家庭教育ふれあい事業費★	△629				
				(国) コミュニティ復興支援事業費国庫補助金									10 需用費	△71	◎図書館費	△223
				(国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金									13 使用料及び賃借料	△130		
				(市債) 社会教育施設整備事業債									17 備品購入費	△22		
				(市債) 総合学習センター施設整備事業債												
				(市債) 社会教育施設災害復旧事業債												
				(他) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金												
				3 図書館費	472,464	△223	472,241	特定財源	△142							
国・県	△142															
一般財源	△81															
特定財源の内訳																
(国) 地方創生臨時交付金					△131											
(県) 森林環境県交付金					△11											

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
4 文化振興費	1,993,596	12,318	2,005,914	特定財源	△44,245	7 報償費	△95	◎振興事業費	△288			
				国・県	△4,562	8 旅費	△231	○文化団体支援事業				
				市債	△1,600	10 需用費	△2,235	費★	0			
				その他	△38,083	11 役務費	△29	○文化芸術振興事業				
				一般財源	56,563	12 委託料	△40,301	費★	△288			
						18 負担金補助 及び交付金	53,355	◎音楽活動推進費	△17,011			
						24 積立金	1,854	○音楽活動推進事業	△17,011			
				特定財源の内訳								
				(国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金				△3,055			◎文化施設整備基金費	1,832
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金				△1,218			◎音楽堂整備基金費	22
				(国) 地方創生臨時交付金				△289			◎市民文化センター費	51,138
				(市債) 社会教育施設整備事業債				△1,600			○市民文化センター	
				(他) 文化体育振興基金利子				20			改修費★	△2,217
				(他) 文化施設整備基金利子				2			◎歴史資料館費	△3,123
				(他) 音楽堂整備基金利子				△21			○(仮称)歴史情報	
				(他) こおりやま応援寄附金				1,831			・公文書館施設整備	
				(他) 文化施設整備寄附金				41			事業費★	△3,123
(他) 文化施設整備基金繰入金				△6,255			◎埋蔵文化財発掘調査					
(他) 新市町村振興宝くじ交付金				△12,894			費	△20,252				
(他) 文化財発掘調査事業開発者負担金				△20,807			○埋蔵文化財発掘調					
							査事業費★	△20,252				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
5 美術館費	328,195	△1,959	326,236	特定財源	△1,959	17 備品購入費	△1,955	◎美術館費 △1,959
				その他	△1,959	24 積立金	△4	
				特定財源の内訳				
				(他) 美術品取得基金利子	△4			
				(他) 美術品取得基金繰入金	△1,955			
計	4,202,201	△44,842	4,157,359	特定財源	△117,641			
				国・県	44			
				市債	△71,600			
				その他	△46,085			
				一般財源	72,799			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 スポーツ振興費	1,049,929	△37,625	1,012,304	特定財源	△40,324	7 報償費	△2,729	◎社会体育振興費	△31,628			
				国・県	△8,530	8 旅費	△2,073	○スポーツ団体等支援事業費★	0			
				市債	△6,100	10 需用費	△905	○2020東京オリンピック・パラリンピック対策事業費★	△4,223			
				その他	△25,694	11 役務費	△263	○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★	△970			
				一般財源	2,699	12 委託料	△25,046	○こおりやまスポーツイノベーション事業費★	△26,435			
						14 工事請負費	△6,719	◎体育施設整備基金費	722			
						17 備品購入費	△188	◎スポーツ広場費	△6,719			
						18 負担金補助及び交付金	△424					
						24 積立金	722					
				特定財源の内訳								
				(国) 地方創生推進交付金				△502				
				(県) ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費県交付金				△7,233				
				(県) オリンピック・パラリンピック教育推進事業費県委託金				△795				
				(市債) 公共施設等除却事業債				△6,100				
				(他) 文化体育振興基金利子				13				
				(他) 体育施設整備基金利子				△4				
				(他) こおりやま応援寄附金				641				
(他) 地方創生応援寄附金				△35,917								
(他) 体育施設整備寄附金				84								
(他) 地方創生応援基金繰入金				9,489								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,049,929	△37,625	1,012,304	特定財源 △40,324 国・県 △8,530 市債 △6,100 その他 △25,694 一般財源 2,699			

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業施設災害復旧費	294,012	△53,924	240,088	特定財源 △38,100 市債 △38,100 一般財源 △15,824	14 工事請負費	△53,924	◎令和元年発生災害復旧費 △53,924
	特定財源の内訳 (市債) 農地農業用施設災害復旧事業債			△38,100			
計	302,408	△53,924	248,484	特定財源 △38,100 市債 △38,100 一般財源 △15,824			

10款 教育費

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 道路橋りょう災害復旧費	33,040	△2,240	30,800	特定財源	△6,890	14 工事請負費	△2,240	◎令和3年発生災害復旧費 △2,240
				国・県	△1,490			
				市債	△5,400			
				一般財源	4,650			
	特定財源の内訳							
				(国) 道路橋りょう災害復旧費国庫負担金	△1,490			
				(市債) 道路橋りょう災害復旧事業債	△5,400			
計	44,767	△2,240	42,527	特定財源	△6,890			
				国・県	△1,490			
				市債	△5,400			
				一般財源	4,650			

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会福祉施設等災害復旧費	42,657	△2,229	40,428	特定財源	△2,991	18 負担金補助及び交付金	△2,229	◎令和3年発生災害復旧費 △2,229
				国・県	△2,991			
				一般財源	762			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉施設等災害復旧費	特定財源の内訳						
				(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	△2,991		
計	42,657	△2,229	40,428	特定財源	△2,991		
				国・県	△2,991		
				一般財源	762		

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 労働施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 労働施設災害復旧費	16,280	△1,650	14,630	特定財源	△1,600	10 需用費	△1,650	◎令和3年発生災害復旧費
				市債	△1,600			△1,650
				一般財源	△50			
	特定財源の内訳							
				(市債) 労働施設災害復旧事業債	△1,600			
計	16,280	△1,650	14,630	特定財源	△1,600			
				市債	△1,600			
				一般財源	△50			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 6 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 公立学校施設災害復旧費	370,700	△148,804	221,896	特定財源	△30,000	10 需用費	△148,804	◎令和3年発生災害復旧費 △148,804
				市債	△30,000			
				一般財源	△118,804			
	特定財源の内訳 (市債) 公立学校施設災害復旧事業債				△30,000			
2 社会教育施設災害復旧費	800,435	△261,971	538,464	特定財源	△262,400	10 需用費	△260,691	◎令和3年発生災害復旧費 △261,971
				市債	△262,400	12 委託料	△1,280	
				一般財源	429			
	特定財源の内訳 (市債) 社会教育施設災害復旧事業債				△262,400			
3 保健体育施設災害復旧費	631,260	△457,562	173,698	特定財源	△464,153	10 需用費	△457,562	◎令和3年発生災害復旧費 △457,562
				国・県	△306,653			
				市債	△157,500			
				一般財源	6,591			
	特定財源の内訳 (国) 都市災害復旧費国庫補助金				△306,653			
	(市債) 保健体育施設災害復旧事業債				△157,500			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 6 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,802,395	△868,337	934,058	特定財源 国・県 市債 一般財源	△756,553 △306,653 △449,900 △111,784		

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	562,972	△3,794	559,178	一般財源	△3,794		
計	562,972	△3,794	559,178	一般財源	△3,794		

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	34,513	79,388	5,074	84,462	
	議 員	38	267,921		85,721 (3.20)		353,642	91,930	445,572	
	その他の 特別職	4,853	191,635	17,100	5,472 (3.20)	6,986	221,193	3,050	224,243	
	計	4,894	459,556	51,096	102,072 (3.20)	41,499	654,223	100,054	754,277	
補 正 前	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	34,513	79,388	5,074	84,462	
	議 員	38	267,921		85,721 (3.20)		353,642	91,930	445,572	
	その他の 特別職	4,954	197,672	17,100	5,472 (3.20)	6,986	227,230	3,050	230,280	
	計	4,995	465,593	51,096	102,072 (3.20)	41,499	660,260	100,054	760,314	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	△ 101	△ 6,037	0	0 (0.00)	0	△ 6,037	0	△ 6,037	
	計	△ 101	△ 6,037	0	0 (0.00)	0	△ 6,037	0	△ 6,037	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,961) 1,893	2,144,421	7,612,934	6,017,619	15,774,974	2,907,624	18,682,598	
補正前	(1,961) 1,893	2,144,421	7,612,934	5,848,731	15,606,086	2,907,624	18,513,710	
比較	(0) 0	0	0	168,888	168,888	0	168,888	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	188,572	172,376	137,709	29,428	785,725	34,991	100
	補 正 前	188,572	172,376	137,709	29,428	785,725	34,991	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,935,973	1,228,327	130	2,520	282,271	10,476	65
	補 正 前	1,935,973	1,228,327	130	2,520	282,271	10,476	65
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	19,217			547	1,189,192		
	補 正 前	19,217			547	1,020,304		
	比 較	0			0	168,888		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(22) 1,774		7,141,228	5,558,467	12,699,695	2,424,547	15,124,242	
補 正 前	(22) 1,774		7,141,228	5,391,376	12,532,604	2,424,547	14,957,151	
比 較	(0) 0		0	167,091	167,091	0	167,091	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	188,572	148,865	137,709	28,902	784,737	33,364	100
	補 正 前	188,572	148,865	137,709	28,902	784,737	33,364	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,505,752	1,228,327	130	2,520	282,271	10,476	65
	補 正 前	1,505,752	1,228,327	130	2,520	282,271	10,476	65
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	19,217			547	1,186,913		
	補 正 前	19,217			547	1,019,822		
	比 較	0			0	167,091		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(1,939) 119	2,144,421	471,706	459,152	3,075,279	483,077	3,558,356
補 正 前	(1,939) 119	2,144,421	471,706	457,355	3,073,482	483,077	3,556,559
比 較	(0) 0	0	0	1,797	1,797	0	1,797

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		23,511		526	988	1,627	
	補 正 前		23,511		526	988	1,627	
	比 較		0		0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	430,221						
	補 正 前	430,221						
	比 較	0						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					2,279		
	補 正 前					482		
	比 較					1,797		

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	30,019,286	32,443,847	補正前の額	5,289,800	3,384,152	補正前の額	34,349,495
			補正額	△ 1,027,873		補正額	△ 1,027,873
			補正後の額	4,261,927		補正後の額	33,321,622
(1) 総務	272,209	336,911	補正前の額	18,800	4,875	補正前の額	350,836
			補正額	△ 9,300		補正額	△ 9,300
			補正後の額	9,500		補正後の額	341,536
(2) 民生	1,372,076	1,372,237	補正前の額	243,000	189,851	補正前の額	1,425,386
			補正額	△ 217,073		補正額	△ 217,073
			補正後の額	25,927		補正後の額	1,208,313
(3) 衛生	3,240,657	4,092,461	補正前の額	127,100	453,520	補正前の額	3,766,041
			補正額	△ 1,800		補正額	△ 1,800
			補正後の額	125,300		補正後の額	3,764,241
(4) 農林水産業	480,159	476,662	補正前の額	107,900	59,089	補正前の額	525,473
			補正額	△ 7,400		補正額	△ 7,400
			補正後の額	100,500		補正後の額	518,073
(5) 商工	2,600	129,900	補正前の額	392,800		補正前の額	522,700
			補正額	△ 36,200		補正額	△ 36,200
			補正後の額	356,600		補正後の額	486,500
(6) 土木	9,996,353	10,425,130	補正前の額	1,954,800	1,125,323	補正前の額	11,254,607
			補正額	△ 35,900		補正額	△ 35,900
			補正後の額	1,918,900		補正後の額	11,218,707

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(7) 消防	1,181,401	1,158,385	補正前の額	178,800	152,730	補正前の額	1,184,455
			補正額	△ 22,400		補正額	△ 22,400
			補正後の額	156,400		補正後の額	1,162,055
(8) 教育	11,291,493	12,374,244	補正前の額	2,063,400	1,150,383	補正前の額	13,287,261
			補正額	△ 689,800		補正額	△ 689,800
			補正後の額	1,373,600		補正後の額	12,597,461
(9) 公営住宅	2,182,338	2,077,917	補正前の額	203,200	248,381	補正前の額	2,032,736
			補正額	△ 8,000		補正額	△ 8,000
			補正後の額	195,200		補正後の額	2,024,736
2 災害復旧債	556,233	3,568,024	補正前の額	1,476,500	42,311	補正前の額	5,002,213
			補正額	△ 502,900		補正額	△ 502,900
			補正後の額	973,600		補正後の額	4,499,313
(3) 農林水産業	34,427	238,469	補正前の額	144,300	5,782	補正前の額	376,987
			補正額	△ 33,800		補正額	△ 33,800
			補正後の額	110,500		補正後の額	343,187
(4) 土木	217,327	551,432	補正前の額	26,100	29,795	補正前の額	547,737
			補正額	△ 5,400		補正額	△ 5,400
			補正後の額	20,700		補正後の額	542,337
(5) 文教	140,676	365,121	補正前の額	1,282,700	6,633	補正前の額	1,641,188
			補正額	△ 462,100		補正額	△ 462,100
			補正後の額	820,600		補正後の額	1,179,088
(8) 労働			補正前の額	16,200		補正前の額	16,200
			補正額	△ 1,600		補正額	△ 1,600
			補正後の額	14,600		補正後の額	14,600

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
合 計	79,146,999	84,360,434	補正前の額	13,376,400	8,449,538	補正前の額	89,287,296
			補正額	△ 1,530,773		補正額	△ 1,530,773
			補正後の額	11,845,627		補正後の額	87,756,523

一般会計

(別紙)

令和3年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)

令和3年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,890,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 財産収入		141	7	148
	1 財産運用収入	141	7	148
歳 入	合 計	29,890,904	7	29,890,911

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金		811,369	8	811,377
	1 基金積立金	811,369	8	811,377
7 予備費		282,579	△1	282,578
	1 予備費	282,579	△1	282,578
歳 出	合 計	29,890,904	7	29,890,911

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,079,473	0	5,079,473
2 国庫支出金	2,051	0	2,051
3 県支出金	20,053,989	0	20,053,989
4 財産収入	141	7	148
5 繰入金	3,847,336	0	3,847,336
6 繰越金	811,227	0	811,227
7 諸収入	96,687	0	96,687
歳入合計	29,890,904	7	29,890,911

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	620,540	0	620,540				
2 保険給付費	19,897,088	0	19,897,088				
3 国民健康保険事業費納付金	7,865,190	0	7,865,190				
4 保健事業費	354,762	0	354,762				
5 基金積立金	811,369	8	811,377			7	1
6 諸支出金	59,376	0	59,376				
7 予備費	282,579	△1	282,578				△1
歳出合計	29,890,904	7	29,890,911			7	

2 歳入

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	141	7	148	1 利子及び配当金	7	国民健康保険事業財政調整基金利子
計	141	7	148			

3 歳出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	811,369	8	811,377	特定財源	24 積立金	8	◎国民健康保険事業財政調整基金費
				その他			
				一般財源			
特定財源の内訳							
(他) 国民健康保険事業財政調整基金利子							
計	811,369	8	811,377	特定財源			
				その他			
				一般財源			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	282,579	△1	282,578	一般財源			
計	282,579	△1	282,578	一般財源			

国民健康保険特別会計

(別紙)

令和3年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)

令和3年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第 1 表 歳入予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		774,354	△191	774,163
	1 他会計繰入金	774,354	△191	774,163
4 諸収入		9,863	191	10,054
	3 雑入	22	191	213
歳入	合計	3,515,476	0	3,515,476

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,716,579	0	2,716,579
2 繰入金	774,354	△191	774,163
3 繰越金	14,680	0	14,680
4 諸収入	9,863	191	10,054
歳入合計	3,515,476	0	3,515,476

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	99,947	0	99,947				
2 広域連合納付金	3,405,689	0	3,405,689				
3 諸支出金	9,840	0	9,840				
歳出合計	3,515,476	0	3,515,476				

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	774,354	△ 191	774,163	1 事務費繰入金	△ 191	事務費繰入金 △ 191
計	774,354	△ 191	774,163			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	22	191	213	1 雑入	191	後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 179 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金 12
計	22	191	213			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	16,029	0	16,029				◎徴収事務費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金			△191			
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金			179			
	(他) 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事 業費補助金			12			
計	16,029	0	16,029				

(別紙)

令和3年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		62,003	27,270	89,273
	1 使用料	62,001	27,269	89,270
	2 手数料	2	1	3
3 諸収入		1,527	4,842	6,369
	1 市預金利子	1	△1	0
	2 雑入	1,526	4,843	6,369
歳 入	合 計	64,186	32,112	96,298

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		64,186	32,112	96,298
	1 駐車場管理費	64,186	32,112	96,298
歳 出	合 計	64,186	32,112	96,298

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	62,003	27,270	89,273
2 財産収入	656	0	656
3 諸収入	1,527	4,842	6,369
歳入合計	64,186	32,112	96,298

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	64,186	32,112	96,298			32,112	
歳出合計	64,186	32,112	96,298			32,112	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	62,001	27,269	89,270	1 駐車場使用料	27,269	駐車場使用料 27,269
計	62,001	27,269	89,270			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	2	1	3	1 手数料	1	定期駐車場使用券再発行手数料 1
計	2	1	3			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	△ 1	0	1 市預金利子	△ 1	市預金利子 △ 1
計	1	△ 1	0			

駐車場事業特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1,526	4,843	6,369	1 雑入	4,843	私用光熱水料 4 消費税還付金 1,604 損害保険金・市有物件災害共済会共済金 3,235
計	1,526	4,843	6,369			

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 駐車場管理費	64,186	32,112	96,298	特定財源	32,112	27 繰出金	32,112	◎駐車場管理運営費 32,112
				その他	32,112			
特定財源の内訳								
				(他) 駐車場使用料	27,269			
				(他) 定期駐車場使用券再発行手数料	1			
				(他) 市預金利子	△1			
				(他) 私用光熱水料	4			
				(他) 消費税還付金	1,604			
				(他) 損害保険金・市有物件災害共済会共済金	3,235			
計	64,186	32,112	96,298	特定財源	32,112			
				その他	32,112			

(別紙)

令和3年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第3号)

令和3年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,474千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,663,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		261,496	△74	261,422
	1 使用料	261,494	△74	261,420
4 市債		781,900	△1,400	780,500
	1 市債	781,900	△1,400	780,500
歳 入	合 計	1,665,256	△1,474	1,663,782

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		854,772	△1,474	853,298
	2 施設費	548,286	△1,474	546,812
歳出	合計	1,665,256	△1,474	1,663,782

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合地方卸売市場施設整備事業	千円 533,500		%		千円 532,100		%	
合 計	781,900				780,500			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	261,496	△74	261,422
2 繰入金	491,345	0	491,345
3 諸収入	130,515	0	130,515
4 市債	781,900	△1,400	780,500
歳入合計	1,665,256	△1,474	1,663,782

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	854,772	△1,474	853,298		△1,400	△74	
2 公債費	810,484	0	810,484				
歳出合計	1,665,256	△1,474	1,663,782		△1,400	△74	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市場使用料	261,494	△ 74	261,420	1 市場使用料	△ 74	施設使用料 △ 74
計	261,494	△ 74	261,420			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	533,500	△ 1,400	532,100	1 総合地方卸売市場施設整備事業債	△ 1,400	総合地方卸売市場施設整備事業債 △ 1,400
計	781,900	△ 1,400	780,500			

総合地方卸売市場特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 施設整備事業費	548,286	△1,474	546,812	特定財源	△1,474	14 工事請負費	△1,474	◎施設整備事業費 ○総合地方卸売市場 施設改修費★	△1,474 △1,474
				市債	△1,400				
				その他	△74				
	特定財源の内訳								
	(市債) 総合地方卸売市場施設整備事業債				△1,400				
	(他) 施設使用料				△74				
計	548,286	△1,474	546,812	特定財源	△1,474				
				市債	△1,400				
				その他	△74				

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
2 総合卸売市場 施設整備事業債	46,600	719,100	補正前の額	533,500		補正前の額	1,252,600
			補正額	△ 1,400		補正額	△ 1,400
			補正後の額	532,100		補正後の額	1,251,200
合 計	4,154,440	4,347,702	補正前の額	781,900	755,136	補正前の額	4,374,466
			補正額	△ 1,400		補正額	△ 1,400
			補正後の額	780,500		補正後の額	4,373,066

(別紙)

令和3年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第4号)

令和3年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,259千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690,337千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県支出金		2,282	△2	2,280
	1 県補助金	2,282	△2	2,280
2 財産収入		1,162,841	1	1,162,842
	1 財産運用収入	2,799	1	2,800
3 繰入金		3,566	△1,258	2,308
	1 一般会計繰入金	3,566	△1,258	2,308
歳 入	合 計	1,691,596	△1,259	1,690,337

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		528,662	△716	527,946
	1 工業団地管理費	28,263	△30	28,233
	2 工業団地造成事業費	500,399	△686	499,713
2 公債費		1,046,398	△543	1,045,855
	1 公債費	1,046,398	△543	1,045,855
歳 出	合 計	1,691,596	△1,259	1,690,337

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県支出金	2,282	△2	2,280
2 財産収入	1,162,841	1	1,162,842
3 繰入金	3,566	△1,258	2,308
4 市債	499,600	0	499,600
5 諸収入	23,307	0	23,307
歳入合計	1,691,596	△1,259	1,690,337

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	528,662	△716	527,946			△716	
2 公債費	1,046,398	△543	1,045,855	△2		△541	
3 諸支出金	116,536	0	116,536				
歳出合計	1,691,596	△1,259	1,690,337	△2		△1,257	

2 歳入

(款) 1 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 工業団地開発事業 費県補助金	2,282	△ 2	2,280	1 工業団地造成事業費県 補助金	△ 2	工業団地造成利子補給金 △ 2
計	2,282	△ 2	2,280			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	2,799	1	2,800	1 土地建物貸 付収入	1	土地貸付収入 1
計	2,799	1	2,800			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,566	△ 1,258	2,308	1 一般会計繰 入金	△ 1,258	一般会計繰入金 △ 1,258
計	3,566	△ 1,258	2,308			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 工業団地管理費	28,263	△30	28,233	特定財源	△30	10 需用費	△5	◎西部第二工業団地管理費 ◎西部第一工業団地管理費	
				その他	△30	12 委託料	△25		△25
				特定財源の内訳					
				(他) 土地貸付収入	1				
				(他) 一般会計繰入金	△31				
計	28,263	△30	28,233	特定財源	△30				
				その他	△30				

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 西部第一工業団地造成事業費	500,399	△686	499,713	特定財源	△686	8 旅費	△162	◎西部第一工業団地造成事業費 ○西部第一工業団地造成事業費★	
				その他	△686	10 需用費	△403		△686
				特定財源の内訳					
				(他) 一般会計繰入金	△686				
計	500,399	△686	499,713	特定財源	△686				
				その他	△686				

工業団地開発事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	2,892	△543	2,349	特定財源 △543 国・県 △2 その他 △541	22 償還金利子 及び割引料	△543	◎本年度償還利子 △543
	特定財源の内訳						
				(県) 工業団地造成利子補給金 △2			
				(他) 一般会計繰入金 △541			
計	1,046,398	△543	1,045,855	特定財源 △543 国・県 △2 その他 △541			

(別紙)

令和3年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算(第5号)

令和3年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		65,656	2,934	68,590
	1 一般会計繰入金	65,656	2,934	68,590
歳 入	合 計	638,705	2,934	641,639

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		515,952	2,934	518,886
	1 予備費	515,952	2,934	518,886
歳出	合計	638,705	2,934	641,639

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	10,738	0	10,738
2 繰越金	562,241	0	562,241
3 諸収入	70	0	70
4 繰入金	65,656	2,934	68,590
歳入合計	638,705	2,934	641,639

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	374	0	374				
2 総務費	122,379	0	122,379			2,934	△2,934
3 予備費	515,952	2,934	518,886				2,934
歳出合計	638,705	2,934	641,639			2,934	

2 歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	65,656	2,934	68,590	1 一般会計繰入金	2,934	一般会計繰入金 2,934
計	65,656	2,934	68,590			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 施設費	38,638	0	38,638	特定財源	2,934		◎施設整備費	0
				その他	2,934			○温泉供給設備高効率化改修事業費★
				一般財源	△2,934			
	特定財源の内訳							
	(他) 一般会計繰入金				2,934			
計	122,379	0	122,379	特定財源	2,934			
				その他	2,934			
				一般財源	△2,934			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	515,952	2,934	518,886	一般財源	2,934		
計	515,952	2,934	518,886	一般財源	2,934		

熱海温泉事業特別会計

(別紙)

令和3年度郡山市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和3年度郡山市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「4,833,116千円」を「4,713,420千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 水道事業収益	8,550,619千円	5,318千円	8,555,937千円
第2項 営業外収益	664,940千円	4,645千円	669,585千円
第3項 特別利益	1千円	673千円	674千円
	支		出
第1款 水道事業費用	7,143,538千円	6,683千円	7,150,221千円
第1項 営業費用	6,669,995千円	6,683千円	6,676,678千円

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,831,957千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額432,120千円、当年度分損益勘定留保資金1,309,836千円及び建設改良積立金4,090,001千円で補てんするものとする。)

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 資本的収入	544,465千円	△95,700千円	448,765千円
第1項 企業債	323,100千円	△95,700千円	227,400千円
	支		出
第1款 資本的支出	6,400,418千円	△119,696千円	6,280,722千円
第1項 建設改良費	5,285,312千円	△119,696千円	5,165,616千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
未給水地区解消事業	千円 323,100	千円 227,400			
合計	323,100	227,400			

第6条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「728,911千円」を「735,594千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額48,139千円のうち一般会計が負担する額10,369千円を除く37,770千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和3年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業収益			5,318	
	2 営業外収益		4,645	
		5 他会計負担金	4,645	退職手当一般会計負担金を補正
	3 特別利益		673	
		2 その他特別利益	673	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業費用			6,683	
	1 営業費用		6,683	
		4 総係費	6,683	退職給付費を補正

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的収入			△ 95,700	
	1 企業債		△ 95,700	
		1 建設改良費等企業債	△ 95,700	△ 95,700

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			△ 119,696	
	1 建設改良費		△ 119,696	
		1 施設拡張改良費	△ 119,696	△ 119,696

令和3年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	1,112,773
減価償却費	2,939,512
固定資産除却費	79,415
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	304
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 7,495
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 13,512
長期前受金戻入額	△ 397,208
受取利息及び受取配当金	1,378
支払利息	169,168
未収金の増減額 (△は増加)	1,876
未払金の増減額 (△は減少)	458,399
前払金の増減額 (△は増加)	739,220
小計	5,083,830
利息及び配当金の受取額	△ 1,378
利息の支払額	△ 169,168
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,913,284

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,939,931
	有形固定資産の売却による収入	1,819
	短期貸付金の回収による収入	273,000
	工事負担金による収入	235,643
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,429,469
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債による収入	227,400
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 1,115,106
	他会計からの出資による収入	10,456
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 877,250
	資金増加額(又は減少額)	△ 1,393,435
	資金期首残高	11,255,790
	資金期末残高	9,862,355

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	14 (20)	316	304,764	220,123	525,203	98,001	623,204
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	() 14		57,974	35,034	93,008	19,382	112,390
	合 計	14 (20) 77	316	362,738	255,157	618,211	117,383	735,594
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	14 (20)	316	304,764	213,440	518,520	98,001	616,521
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	() 14		57,974	35,034	93,008	19,382	112,390
	合 計	14 (20) 77	316	362,738	248,474	611,528	117,383	728,911
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0 (0)	0	0	6,683	6,683	0	6,683
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0 (0) 0	0	0	6,683	6,683	0	6,683

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,288	6,993	7,057	717	41,281	2,053	
	補 正 前	12,288	6,993	7,057	717	41,281	2,053	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	76,205	54,664		12,460	794		40,645
補 正 前	76,205	54,664		12,460	794		33,962	
比 較	0	0		0	0		6,683	

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	料 手 (千円)	当 計 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(2)	316	279,314	213,562	493,192	92,487	585,679
	支 弁 職 員		63						
	資 本 勘 定		()		57,974	35,034	93,008	19,382	112,390
	支 弁 職 員		14						
	合 計	14	(2)	316	337,288	248,596	586,200	111,869	698,069
			77						
補 正 前	損 益 勘 定	14	(2)	316	279,314	206,879	486,509	92,487	578,996
	支 弁 職 員		63						
	資 本 勘 定		()		57,974	35,034	93,008	19,382	112,390
	支 弁 職 員		14						
	合 計	14	(2)	316	337,288	241,913	579,517	111,869	691,386
			77						
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	6,683	6,683	0	6,683
	支 弁 職 員		0						
	資 本 勘 定		()		0	0	0	0	0
	支 弁 職 員		0						
	合 計	0	(0)	0	0	6,683	6,683	0	6,683
			0						

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	12,288	5,826	7,057	705	41,201	2,053		
	補 正 前	12,288	5,826	7,057	705	41,201	2,053		
	比 較	0	0	0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	70,903	54,664		12,460	794		40,645
		補 正 前	70,903	54,664		12,460	794		33,962
	比 較	0	0		0	0		6,683	

令和3年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,255,407	
	ロ 建 物			6,036,598		
	ハ 構 造 物	減 価 償 却 累 計		△ 3,899,156	2,137,442	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計		△ 57,434,203	53,506,945	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計		△ 11,817,349	3,285,979	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計		72,299	8,488	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計		△ 63,811	15	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計		310		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計		△ 295	1,872,159	62,120,069
(2)	無 形 固 定 資 産					
	イ 水 利				6,398	
	ロ 地 上				44	
	ハ ダ ム 使 用				7,603,682	
	ニ 電 話 加 入				3,918	
	無 形 固 定 資 産 合 計					7,614,042
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資				2,467	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					2,467
	固 定 資 産 合 計					69,736,578

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		9,862,355	
(2)	未		收	金	414,487		
	貸	倒	引	金	<u>△ 14,952</u>	399,535	
(3)	貯		蔵	品		46,658	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			10,308,549
	資	資	産	計			<u>80,045,127</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	費	6,133,369		
	企	業	債	計	<u>6,133,369</u>	6,133,369	
(2)	引	職	給	引	697,567		
	口	修	繕	引	<u>1,194,613</u>		
	引	当	金	計		<u>1,892,180</u>	
	固	定	負	債			8,025,549
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	費	1,071,829		
	企	業	債	計	<u>1,071,829</u>	1,071,829	
(2)	未		払	金		1,743,170	
(3)	引		当	金			
	イ	賞	与	引	<u>51,600</u>		
	引	当	金	計		51,600	
(4)	預		り	計		<u>10,958</u>	
	流	動	負	債			2,877,557
5	繰	延	債	受			
(1)	長	期	前	計		17,836,560	
	収	益	化	受		<u>△ 8,967,015</u>	
	繰	延	債	計			8,869,545
	負	債	合	計			<u>19,772,651</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本	金				
(1)	資		本	金				
	イ	固	有	資	本		345,372	
	ロ	出		資			12,009,680	
	ハ	組	入	資	本		37,235,896	
	資		本	金	合			49,590,948
	資		本	金	合			49,590,948
7	剰		余	金				
(1)	資		本	剰	余			
	イ	受	贈	財	産	評	価	
	資	本	剰	余	金	合		181,678
	資	本	剰	余	金	合		181,678
(2)	利		益	剰	余			
	イ	減	債	積	立		1,957,339	
	ロ	建	設	改	良	積	立	3,339,737
	ハ	当	年	度	未	処	分	5,202,774
	利	益	剰	余	金	合		10,499,850
	剰		余	金	合			10,681,528
	資		本	合	合			60,272,476
	負	債	資	本	合			80,045,127

(参考資料)

令和3年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 水道事業収益		8,550,619	5,318	8,555,937			
2 営業外収益		664,940	4,645	669,585			
	5 他会計負担金	10,639	4,645	15,284	他会計負担金	4,645	
3 特別利益		1	673	674			
	2 その他特別利益	0	673	673	その他特別利益	673	
収益的収入合計		8,550,619	5,318	8,555,937			

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 水道事業費用		7,143,538	6,683	7,150,221			
1 営業費用		6,669,995	6,683	6,676,678			
	4 総係費	474,365	6,683	481,048	退職給付費	6,683	
収益的支出合計		7,143,538	6,683	7,150,221			

水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 資本的収入		544,465	△ 95,700	448,765			
1 企業債		323,100	△ 95,700	227,400			
	1 建設改良費等企業債	323,100	△ 95,700	227,400	建設改良費等企業債	△ 95,700	
資本的収入合計		544,465	△ 95,700	448,765			

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 資本的支出		6,400,418	△ 119,696	6,280,722			
1 建設改良費		5,285,312	△ 119,696	5,165,616			
	1 施設拡張改良費	4,833,116	△ 119,696	4,713,420	工事請負費	△ 100,014	
					負担金	△ 19,682	
資本的支出合計		6,400,418	△ 119,696	6,280,722			

(別紙)

令和3年度郡山市下水道事業会計補正予算(第6号)

第1条 令和3年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「6,789,932千円」を「6,522,707千円」に、流域下水道建設費「71,003千円」を「53,412千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「64,924千円」を「60,044千円」に改める。

第3条 予算第3条本文なお書を次のとおり改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の資産減耗費141,700千円の財源にあてるため、企業債141,700千円を借り入れる。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 下水道事業収益	8,903,402千円	157,221千円	9,060,623千円
第2項 営業外収益	3,337,386千円	22,948千円	3,360,334千円
第3項 特別利益	1千円	134,273千円	134,274千円
	支		出
第1款 下水道事業費用	9,052,319千円	8,893千円	9,061,212千円
第1項 営業費用	8,062,924千円	8,893千円	8,071,817千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 下水道事業資本的収入	9,179,205千円	△291,546千円	8,887,659千円
第1項 企業債	4,256,400千円	△242,000千円	4,014,400千円
第2項 他会計出資金	1,980,201千円	△58,209千円	1,921,992千円
第3項 負担金及び分担金	146,947千円	13,206千円	160,153千円
第4項 補助金	2,795,657千円	△4,543千円	2,791,114千円
	支		出
第1款 下水道事業資本的支出	12,590,046千円	△291,546千円	12,298,500千円

第1項 建設改良費 7,265,966千円 △291,546千円 6,974,420千円

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道施設整備事業	千円 3,741,500	千円 3,499,500			
下水道施設等整理事業	155,800	141,700			
合計	4,412,200	4,156,100			

第6条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「670,288千円」を「693,236千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	134,937,357	6,386,762	141,324,119
セグメント負債	100,513,545	5,130,944	105,644,489

令和 3 年度 郡山市 下水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			157,221	
	2 営業外収益		22,948	
		1 他会計負担金	22,948	退職手当一般会計負担金を補正
	3 特別利益		134,273	
		1 過年度損益修正益	133,795	流域下水道維持管理負担金還付金
		2 その他特別利益	478	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業費用			8,893	
	1 営業費用		8,893	
		9 給与費	22,948	退職給付費を補正
		11 資産減耗費	△ 14,055	有形固定資産除却費を補正

下水道事業会計

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 291,546	
	1 企業債		△ 242,000	
		1 建設改良費等企業債	△ 242,000	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 58,209	
		1 他会計出資金	△ 58,209	一般会計出資金を補正
	3 負担金及び分担金		13,206	
		3 工事負担金	13,206	建設工事負担金を補正
	4 補助金		△ 4,543	
1 国庫補助金		△ 4,543	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 291,546	
	1 建設改良費		△ 291,546	
		1 公共下水道建設費	△ 267,225	工事請負費等を補正
		2 流域下水道建設費	△ 17,591	流域下水道建設負担金を補正

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本の支出	1 建設改良費	3 特定環境保全公共下水道建設費	△ 4,880	工事請負費等を補正
		5 固定資産購入費	△ 1,850	工具器具及び備品購入費等を補正

令和3年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 40,719
減価償却費	4,282,714
固定資産除却費	116,070
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,684
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 25,339
長期前受金戻入額	△ 1,244,968
支払利息	929,717
未収金の増減額 (△は増加)	18,771
未払金の増減額 (△は減少)	△ 173,427
前払金の増減額 (△は増加)	257,240
小計	4,129,743
利息の支払額	△ 929,717
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,200,026

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 8,736,958
	無形固定資産の取得による支出	△ 48,557
	国庫補助金による収入	3,787,772
	県補助金による収入	17,820
	受益者負担金分担金による収入	131,531
	工事負担金による収入	28,622
	特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 255,659
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,075,429
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債による収入	4,538,900
	その他の企業債による収入	656,600
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,445,439
	その他の企業債の償還による支出	△ 878,141
	他会計からの出資による収入	1,921,992
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,793,912
	資金増加額（又は減少額）	△ 81,491
	資金期首残高	694,597
	資金期末残高	613,106

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(10)	316	158,218	163,329	321,863	53,405	375,268
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		159,683	103,405	263,088	54,880	317,968
	合 計	(10)	316	317,901	266,734	584,951	108,285	693,236
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(10)	316	158,218	140,381	298,915	53,405	352,320
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		159,683	103,405	263,088	54,880	317,968
	合 計	(10)	316	317,901	243,786	562,003	108,285	670,288
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(0)	0	0	22,948	22,948	0	22,948
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		0	0	0	0	0
	合 計	(0)	0	0	22,948	22,948	0	22,948

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	13,516	6,728	5,510	1,187	36,800	1,009	
	補 正 前	13,516	6,728	5,510	1,187	36,800	1,009	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	69,472	52,371		16,081	807		63,253
補 正 前	69,472	52,371		16,081	807		40,305	
比 較	0	0		0	0		22,948	

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 給 (千円)	料 手 当 (千円)	計 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	13	() 32	316	143,364	159,419	303,099	50,191	353,290
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 37		159,683	103,405	263,088	54,880	317,968
	合 計	13	() 69	316	303,047	262,824	566,187	105,071	671,258
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	13	() 32	316	143,364	136,471	280,151	50,191	330,342
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 37		159,683	103,405	263,088	54,880	317,968
	合 計	13	() 69	316	303,047	239,876	543,239	105,071	648,310
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	() 0	0	0	22,948	22,948	0	22,948
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	() 0	0	0	22,948	22,948	0	22,948

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	13,516	6,093	5,510	1,007	36,800	1,009	
	補 正 前	13,516	6,093	5,510	1,007	36,800	1,009	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
	補 正 後	66,377	52,371		16,081	807		63,253
	補 正 前	66,377	52,371		16,081	807		40,305
	比 較	0	0		0	0		22,948

下水道事業会計

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				未 までの	未 までの	支 払	未 までの	以降の支払	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	進 捗 率 (%)		
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	雨水貯留管整備事業（小原田貯留管）	元	455,000	202,800		230,023	22,177						0.0	通次繰越 455,000	
			2	187,800	82,600		95,733	9,467		641,769		641,769		14.5	通次繰越 1,031	
			3	変更前	1,992,000	889,900		1,002,463	99,637			1,993,031	1,993,031			
				変更額		△ 8,300		8,182	118							
				変更後	1,992,000	881,600		1,010,645	99,755			1,993,031	1,993,031		44.9	
			4	1,804,100	811,800		902,050	90,250					1,804,100	40.6		
			計	変更前	4,438,900	1,987,100		2,230,269	221,531		641,769	1,993,031	2,634,800	1,804,100		
				変更額		△ 8,300		8,182	118							
				変更後	4,438,900	1,978,800		2,238,451	221,649		641,769	1,993,031	2,634,800	1,804,100	100.0	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払	総額に	
					企業債	一般会計 出資	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払 義務 発生額	支 払 義務 発生 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	進 捗 率 (%)	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	水門町ポンプ場長寿命化改築工事	元	35,000	15,800		17,500	1,700						0.0	通次繰越 35,000
			2	215,000	95,800		108,450	10,750		250,000		250,000		52.9	
		3	変更前	222,175	99,200		111,811	11,164			222,175	222,175			
			変更額		△ 1,500		1,498	2							
			変更後	222,175	97,700		113,309	11,166			222,175	222,175		47.1	
		計	変更前	472,175	210,800		237,761	23,614		250,000	222,175	472,175			
			変更額		△ 1,500		1,498	2							
変更後	472,175		209,300		239,259	23,616		250,000	222,175	472,175		100.0			

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払		総額に	
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額		対する 進 捗 率 (%)	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	下水道管理センター樋門・放流渠整備事業	2	0									0.0			
			3	変更前	544,900	243,400		274,222	27,278			544,900	544,900			
				変更額		1,900		△ 1,772	△ 128							
				変更後	544,900	245,300		272,450	27,150			544,900	544,900		45.4	
			4	655,100	294,700		327,550	32,850					655,100	54.6		
			計	変更前	1,200,000	538,100		601,772	60,128			544,900	544,900	655,100		
				変更額		1,900		△ 1,772	△ 128							
				変更後	1,200,000	540,000		600,000	60,000			544,900	544,900	655,100	100.0	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払	総額に			
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務	対する			
									義 務	義 務	発 生	義 務	発 生	進 捗 率			
発 生 額	(見込) 額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)												
1 下水道事 業資本的 支出	1 建設改良 費	雨水貯留管整 備事業(石塚 貯留管)	3	変更前	611,490	273,100		307,734	30,656			611,490	611,490				
			3	変更額		2,100		△ 1,989	△ 111								
			3	変更後	611,490	275,200		305,745	30,545			611,490	611,490		42.5		
			4		828,510	372,800		414,255	41,455					828,510	57.5		
			計	変更前	1,440,000	645,900		721,989	72,111			611,490	611,490	828,510			
			計	変更額		2,100		△ 1,989	△ 111								
			計	変更後	1,440,000	648,000		720,000	72,000			611,490	611,490	828,510	100.0		

下水道事業会計

令和3年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,713,081	
	ロ 建 築 物 額	2,276,845		
	減価償却累計額	<u>△ 909,898</u>	1,366,947	
	ハ 構 築 物 額	165,313,811		
	減価償却累計額	<u>△ 44,712,127</u>	120,601,684	
	ニ 機 械 及 び 装 置	13,250,353		
	減価償却累計額	<u>△ 8,881,989</u>	4,368,364	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	10,484		
	減価償却累計額	<u>△ 8,548</u>	1,936	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	25,974		
	減価償却累計額	<u>△ 12,737</u>	13,237	
	ト 建 設 仮 勘 定		3,446,630	
	有形固定資産合計		<u>133,511,879</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,616,779	
	無形固定資産合計		<u>5,616,779</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投資その他の資産合計		<u>8,384</u>	
	有形固定資産合計		<u>139,137,042</u>	
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		613,106	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金	1,617,145		
	貯 流 資 産 合 計	<u>△ 46,621</u>	1,570,524	
(3)	貯 流 資 産 合 計		<u>3,447</u>	
	流動資産合計		<u>2,187,077</u>	
	流動資産合計		<u><u>141,324,119</u></u>	

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		52,018,959			
	ロ その他企業債		3,481,702			
	企業債合計				55,500,661	
	固定負債合計					55,500,661
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		4,579,088			
	ロ その他企業債		740,024			
	企業債合計				5,319,112	
(2)	未払当				1,583,592	
(3)	引当					
	イ 賞与引当		47,811			
	引当金				47,811	
(4)	預流				3,816	
	流動負債合計					6,954,331
5	繰上					
(1)	長期繰上				60,092,044	
	繰上				△ 16,902,547	
	繰上					43,189,497
	繰上					105,644,489

(参考資料)

令和3年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 下水道事業収益		8,903,402	157,221	9,060,623			
2 営業外収益		3,337,386	22,948	3,360,334			
	1 他会計負担金	1,988,789	22,948	2,011,737	他会計負担金	22,948	
3 特別利益		1	134,273	134,274			
	1 過年度損益修正益	1	133,795	133,796	過年度損益修正益	133,795	
	2 その他特別利益	0	478	478	その他特別利益	478	
収益的収入合計		8,903,402	157,221	9,060,623			

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 下水道事業費用		9,052,319	8,893	9,061,212			
1 営業費用		8,062,924	8,893	8,071,817			
	9 給与費	352,004	22,948	374,952	退職給付費	22,948	
	11 資産減耗費	288,895	△ 14,055	274,840	固定資産除却費	△ 14,055	
収益的支出合計		9,052,319	8,893	9,061,212			

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 下水道事業資本的収入		9,179,205	△ 291,546	8,887,659			
1 企業債		4,256,400	△ 242,000	4,014,400			
	1 建設改良費等企業債	3,741,500	△ 242,000	3,499,500	公共下水道事業債	△ 209,700	
					流域下水道事業債	△ 17,600	
					特定環境保全公共下水道事業債	△ 14,700	
2 他会計出資金		1,980,201	△ 58,209	1,921,992			
1 他会計出資金		1,980,201	△ 58,209	1,921,992	他会計出資金	△ 58,209	
3 負担金及び分担金		146,947	13,206	160,153			
	3 工事負担金	15,416	13,206	28,622	工事負担金	13,206	
4 補助金		2,795,657	△ 4,543	2,791,114			
	1 国庫補助金	2,777,837	△ 4,543	2,773,294	公共下水道費国庫補助金	△ 2,438	
特定環境保全公共下水道費国庫補助金					△ 2,105		
資本的収入合計		9,179,205	△ 291,546	8,887,659			

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 下水道事業資本的支出		12,590,046	△ 291,546	12,298,500			
1 建設改良費		7,265,966	△ 291,546	6,974,420			
	1 公共下水道建設費	6,789,932	△ 267,225	6,522,707	委託料	△ 49,054	
					工事請負費	△ 116,510	

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 建設改良費	1 公共下水道建設費				補償金及び賠償金	△ 98,422	
					負担金	△ 3,239	
	2 流域下水道建設費	71,003	△ 17,591	53,412	負担金	△ 17,591	
	3 特定環境保全公共下水道建設費	64,924	△ 4,880	60,044	委託料	△ 4,024	
					工事請負費	△ 856	
	5 固定資産購入費	18,323	△ 1,850	16,473	土地購入費	△ 1,007	
工具器具及び備品購入費					△ 843		
資本的支出合計		12,590,046	△ 291,546	12,298,500			

(別紙)

令和3年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和3年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「293,675千円」を「274,109千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業収益	694,185千円	0千円	694,185千円
第2項 営業外収益	556,048千円	△410千円	555,638千円
第3項 特別利益	1千円	410千円	411千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	453,243千円	△2,327千円	450,916千円
第1項 企業債	162,500千円	△18,600千円	143,900千円
第2項 他会計出資金	174,564千円	16,273千円	190,837千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	683,302千円	△19,566千円	663,736千円
第1項 建設改良費	293,675千円	△19,566千円	274,109千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水事業	千円 162,500	千円 143,900			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
合計	千円 162,500	千円 143,900			

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「78,509千円」を「78,099千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和3年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業収益			0	
	2 営業外収益		△ 410	
		2 他会計補助金	△ 410	汚水処理一般会計補助金を補正
	3 特別利益		410	
		2 その他特別利益	410	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的収入			△ 2,327	
	1 企業債		△ 18,600	
		1 建設改良費等企業債	△ 18,600	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		16,273	
		1 他会計出資金	16,273	一般会計出資金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的支出			△ 19,566	
	1 建設改良費		△ 19,566	
		1 農業集落排水事業建設費	△ 19,566	工事請負費等を補正

令和3年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	381,242
固定資産除却費	18,653
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 246
長期前受金戻入額	△ 181,092
支払利息	72,729
未収金の増減額 (△は増加)	49,460
未払金の増減額 (△は減少)	217,444
小計	558,193
利息の支払額	△ 72,729
業務活動によるキャッシュ・フロー	485,464

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 396,606
国庫補助金による収入	180,450
県補助金による収入	5,583
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 10,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 221,128
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入金の返済による支出	△ 273,000
建設改良費等企業債による収入	214,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 384,928
その他の企業債の償還による支出	△ 4,699
他会計からの出資による収入	190,837
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 257,790
資金増加額(又は減少額)	6,546
資金期首残高	383
資金期末残高	6,929

令和3年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地 建物						184,706	
	ロ 減価償却累計額					474,375		
	ハ 構築物					<u>△ 147,534</u>	326,841	
	ニ 機械及び装					<u>14,494,077</u>		
	ホ 車両及び運搬					<u>△ 4,266,403</u>	10,227,674	
	ヘ 工器具及び備					<u>2,149,441</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計					<u>△ 1,672,747</u>	476,694	
	流 動 資 産 合 計					91		
	未 償 却 累 計 額					0		91
	減 価 償 却 累 計 額					145		
	有 形 固 定 資 産 合 計					<u>△ 138</u>	7	
	流 動 資 産 合 計							11,216,013
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金							6,929
(2)	未 償 却 累 計 額						111,458	
(3)	貯 留 資 産 合 計						<u>△ 476</u>	110,982
	流 動 資 産 合 計							<u>474</u>
	流 動 資 産 合 計							<u>118,385</u>
	流 動 資 産 合 計							<u>11,334,398</u>

負債の部

3	固定負債	債		
(1)	企業建設改良費等	企業債計		
	イ 建設改良費等	債計	3,439,853	
	企業固定負債	計		3,439,853
4	流動負債	債		
(1)	企業建設改良費等	企業債計		
	イ 建設改良費等	債計	392,876	
	企業未引当金	計		392,876
(2)	未引当金	金		237,890
(3)	引当金	計		
	イ 賞与引当金	金計	619	
	引当金	計		619
(4)	預流	金計		80
	流動負債	計		631,465
5	繰上	益		
(1)	繰上	金額計		
	長期繰上	計	7,639,256	
	繰上	益	△ 2,813,234	
	繰上	益		4,826,022
	繰上	益		8,897,340

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	口	会	資	出	1,469,294	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		
	資	本	金	合		
						2,312,331
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	
						101,156
	口	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	二	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剰
						余
						金
						額
						302
						4
						124,727
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剰
						余
						金
						合
						計
						0
						0
						124,727
						2,437,058
						11,334,398

(参考資料) 令和3年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
 収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 農業集落排水事業収益		694,185	0	694,185			
2 営業外収益		556,048	△ 410	555,638			
	2 他会計補助金	78,509	△ 410	78,099	他会計補助金	△ 410	
3 特別利益		1	410	411			
	2 その他特別利益	0	410	410	その他特別利益	410	
収益的収入合計		694,185	0	694,185			

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 農業集落排水事業資本的収入		453,243	△ 2,327	450,916			
1 企業債		162,500	△ 18,600	143,900			
	1 建設改良費等企業債	162,500	△ 18,600	143,900	農業集落排水事業債	△ 18,600	
2 他会計出資金		174,564	16,273	190,837			
	1 他会計出資金	174,564	16,273	190,837	他会計出資金	16,273	
資本的収入合計		453,243	△ 2,327	450,916			

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明		
					節	金 額	附 記
1 農業集落排水事業資本的支出		683,302	△ 19,566	663,736			
1 建設改良費		293,675	△ 19,566	274,109			
	1 農業集落排水事業建設費	293,675	△ 19,566	274,109	委託料	△ 1,231	
					工事請負費	△ 18,335	
資本的支出合計		683,302	△ 19,566	663,736			

(予 算 資 料)

1 令和3年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		154,367,078	684,514	155,051,592
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,890,904	7	29,890,911
	後期高齢者医療特別会計	3,515,476	0	3,515,476
	介護保険特別会計	26,604,998	0	26,604,998
	公共用地先行取得事業特別会計	4,870	0	4,870
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	6,211	0	6,211
	富田第二土地区画整理事業特別会計	93,217	0	93,217
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	622,302	0	622,302
	徳定土地区画整理事業特別会計	847,410	0	847,410
	大町土地区画整理事業特別会計	1,112,234	0	1,112,234
	駐車場事業特別会計	64,186	32,112	96,298
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,539	0	22,539
	総合地方卸売市場特別会計	1,665,256	△ 1,474	1,663,782
	工業団地開発事業特別会計	1,691,596	△ 1,259	1,690,337
	熱海温泉事業特別会計	638,705	2,934	641,639
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	50,635	0	50,635
	湖南簡易水道事業特別会計	182,863	0	182,863
	中田簡易水道事業特別会計	34,124	0	34,124

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	熱海中山簡易水道事業特別会計	19,648	0	19,648
	多田野財産区特別会計	10,497	0	10,497
	河内財産区特別会計	16,416	0	16,416
	片平財産区特別会計	953	0	953
	月形財産区特別会計	1,343	0	1,343
	舟津財産区特別会計	25,552	0	25,552
	館財産区特別会計	24,542	0	24,542
	浜路財産区特別会計	902	0	902
	横沢財産区特別会計	14,511	0	14,511
	中野財産区特別会計	3,713	0	3,713
	後田財産区特別会計	2,736	0	2,736
	水道事業会計	13,543,956	△ 113,013	13,430,943
	工業用水道事業会計	155,001	0	155,001
	下水道事業会計	21,642,365	△ 282,653	21,359,712
	農業集落排水事業会計	1,366,231	△ 19,566	1,346,665
	計	103,875,892	△ 382,912	103,492,980
	合 計	258,242,970	301,602	258,544,572

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬		△ 5,273								△ 764					△ 6,037	2,610,014	2,603,977
2 給料															0	7,664,030	7,664,030
3 職員手当等		168,888													168,888	5,992,302	6,161,190
4 共済費															0	3,007,678	3,007,678
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△ 2,160	△ 1,642	△ 1,199		△ 980	△ 444	△ 1,091		△ 9,306					△ 16,822	733,193	716,371
8 旅費		△ 447	△ 238	△ 1,067		△ 984	△ 5,089			△ 4,619					△ 12,444	235,049	222,605
9 交際費															0	2,527	2,527
10 需用費		△ 2,871	△ 811	△ 2,850		△ 1,612	△ 33,702	△ 1,388	△ 1,196	△ 5,185	△ 868,707				△ 918,322	7,095,808	6,177,486
11 役務費		△ 6,446	△ 476	△ 2,302	△ 1	△ 1,333	△ 287	△ 29	△ 172	△ 1,028					△ 12,074	1,005,626	993,552
12 委託料		△ 4,390	△ 3,036	△ 318,959	△ 103	△ 23,254	△ 5,619	△ 25,872	△ 11,584	△ 73,458	△ 1,280				△ 467,555	22,769,033	22,301,478
13 使用料及び賃借料		△ 1,178	△ 107			△ 66	△ 2,922			△ 29,714					△ 33,987	2,138,239	2,104,252
14 工事請負費		△ 4,125		△ 319,108		△ 6,944	△ 7,129	△ 65,139	△ 9,328	△ 186,419	△ 56,164				△ 654,356	9,127,298	8,472,942
15 原材料費															0	85,967	85,967
16 公有財産購入費									△ 1,403						△ 1,403	164,630	163,227
17 備品購入費		△ 6,177	△ 13,381	△ 198						△ 2,165					△ 21,921	321,421	299,500
18 負担金補助及び交付金		△ 106,874	△ 10,142	△ 173,195	△ 16,079	△ 38,429	△ 44,992	△ 391,505		45,066	△ 2,229				△ 738,379	25,645,929	24,907,550
19 扶助費			△ 230,079							△ 60,994					△ 291,073	31,854,929	31,563,856
20 貸付金			△ 66,534				△ 11,239								△ 77,773	3,830,531	3,752,758
21 補償補填及び賠償金															0	284,225	284,225
22 償還金利子及び割引料			34,486												34,486	9,834,897	9,869,383
23 投資及び出資金						16,273		△ 57,844							△ 41,571	2,164,856	2,123,285
24 積立金		3,744,134	20,209	4,743		2,056		1,549		4,475					3,777,166	8,121,635	11,898,801
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,713	9,713
27 繰出金		2,934	△ 191				△ 1,258								1,485	9,102,038	9,103,523
予備費														△ 3,794	△ 3,794	562,972	559,178
歳出合計		3,776,015	△ 271,942	△ 814,135	△ 16,183	△ 55,273	△ 112,681	△ 541,319	△ 23,683	△ 324,111	△ 928,380			△ 3,794	684,514	154,367,078	155,051,592

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
	1 人件費		191,195				△ 861				△ 764					189,570	19,370,610
うち職員給															0	7,664,030	7,664,030
2 扶助費			△ 230,079							△ 60,994					△ 291,073	38,751,571	38,460,498
3 公債費															0	8,752,194	8,752,194
4 物件費		△ 21,446	△ 17,802	△ 22,606	△ 104	△ 25,739	△ 14,828	△ 17,384	△ 1,368	△ 96,388					△ 217,665	27,396,683	27,179,018
5 維持補修費				△ 3,247				△ 6,203							△ 9,450	2,486,679	2,477,229
6 補助費等		△ 136,677	25,813	△ 171,912	△ 16,079	△ 36,999	△ 45,436	△ 391,664		35,529					△ 737,425	18,661,009	17,923,584
うち補助交付金		△ 7,364	△ 7,031	△ 7,633	△ 16,079	△ 36,074	△ 44,991	△ 385,444		△ 7,865					△ 512,481	6,158,624	5,646,143
7 積立金		3,744,134	20,209	4,743		2,056		1,549		4,475					3,777,166	8,121,635	11,898,801
8 投資及び出資金						16,273		△ 57,844							△ 41,571	2,164,856	2,123,285
9 貸付金			△ 66,534				△ 11,239								△ 77,773	3,830,531	3,752,758
10 繰出金		2,934	△ 191				△ 1,258								1,485	9,102,038	9,103,523
11 普通建設事業費		△ 4,125	△ 3,358	△ 2,687		△ 10,003	△ 39,920	△ 69,773	△ 22,315	△ 205,969					△ 358,150	12,203,971	11,845,821
(1) 補助事業費								△ 58,661	△ 24	△ 123,293					△ 181,978	8,372,861	8,190,883
(2) 単独事業費		△ 4,125	△ 3,358	△ 2,687		△ 10,003	△ 39,920	△ 11,112	△ 22,291	△ 82,676					△ 176,172	3,831,110	3,654,938
12 災害復旧事業費				△ 618,426							△ 928,380				△ 1,546,806	2,962,329	1,415,523
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△ 3,794	△ 3,794	562,972	559,178
歳出合計		3,776,015	△ 271,942	△ 814,135	△ 16,183	△ 55,273	△ 112,681	△ 541,319	△ 23,683	△ 324,111	△ 928,380			△ 3,794	684,514	154,367,078	155,051,592

4 令和3年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	18,000	△6,400	11,600
		13 市民協働推進費	クラウドファンディング活用促進事業費補助金	1,000	△964	36
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	障害福祉サービス事業所等継続支援補助金	2,026	△1,526	500
			生産活動拡大支援補助金	1,500	△600	900
	4 児童福祉費	1 こども政策費	結婚新生活スタートアップ支援補助金	42,000	△315	41,685
			認可保育所等施設整備費補助金	48,825	△3,111	45,714
			認定こども園移行支援補助金	1,128	△1,128	0
			子ども食堂新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金	1,200	△400	800
	3 保育費	認可外保育施設協力金	1,958	△1,000	958	
5 生活保護費	1 生活保護費	社会福祉施設等施設整備費補助金	82,600	△2,062	80,538	
4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	8,500	△2,490	6,010
		11 浄化槽対策費	浄化槽設置整備事業補助金	29,473	△3,113	26,360
			浄化槽維持管理費補助金	45,685	△4,520	41,165
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	雇用継続支援補助金	30,000	△16,079	13,921

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計	
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	116,641	△8,539	108,102	
			機構集積協力金	25,869	△23,275	2,594	
			飼料用米推進緊急対策事業費補助金	25,814	△330	25,484	
			農業次世代人材投資事業費補助金	29,250	△234	29,016	
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	960	△331	629	
		3 農業振興費	環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	1,856	△456	1,400	
			果樹農業6次産業化プロジェクト産地形成事業費補助金	2,348	△1,555	793	
			ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会負担金	1,500	△800	700	
		2 林業費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	3,900	△2,499	1,401
		7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	商業起業家支援事業費補助金	484	△484
中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	1,650				△1,650	0	
中小企業等振興支援事業費補助金	750				△164	586	
こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金	6,400				△1,766	4,634	
B C P策定等支援補助金	2,000				158	2,158	
事業引継ぎ支援補助金	1,800				△1,500	300	

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	テレワーク等推進補助金	22,500	△11,708	10,792
			新型コロナウイルス緊急支援給付金	942,683	6,917	949,600
			融資返済計画変更支援補助金	4,575	△4,575	0
			オンライン活用支援事業費補助金	900	△505	395
		2 観光物産費	宿泊施設誘客促進事業補助金	56,500	△7,582	48,918
			合宿誘致促進事業補助金	2,000	2,350	4,350
			ニューノーマル対応支援補助金	75,000	7,483	82,483
			コンベンション参加者おもてなし事業補助金	7,488	△5,294	2,194
			会議・会合等開催支援事業補助金	6,600	△474	6,126
			ふくしま感染防止対策認定店応援金	135,000	△26,800	108,200
			教育旅行助成事業費補助金	6,000	2,563	8,563
			ECサイト構築支援事業費補助金	3,000	△1,959	1,041
			8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金
ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	50				2,050
4 都市計画費	5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金		3,079	△1,544	1,535

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
8 土木費	5 住宅費	1 住宅費	一部損壊住宅修理支援事業補助金	448,500	△382,400	66,100
			老朽空家除却費補助金	1,000	△500	500
			空家地域活用支援事業補助金	1,000	△1,000	0
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	奨学資金給与交付金	23,160	△840	22,320
			修学旅行実施等支援事業協力金	6,930	△1,477	5,453
		2 学校管理費	私立小学校フッ化物洗口事業費補助金	121	△121	0
			新型コロナウイルス感染症対策学校給食費補助金	719,300	△5,427	713,873
	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等郡山市実行委員会負担金	59,629	△424	59,205
11 災害復旧費	4 民生施設災害復旧費	1 社会福祉施設等災害復旧費	保育所等設備災害復旧事業費補助金	4,371	△2,229	2,142

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和4年3月22日、第208回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例等の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があるため。

令和4年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

郡山市税条例等の一部を改正する条例

(郡山市税条例の一部改正)

第1条 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 市内に事務所を有する者に対する寄附金のうち、次に掲げるもの ア～エ (略)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 市内に事務所を有する者に対する寄附金のうち、次に掲げるもの ア～エ (略)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(法人の市民税の申告納付)

第39条 (略)

2～7 (略)

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第41条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

9～17 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第41条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する

(法人の市民税の申告納付)

第39条 (略)

2～7 (略)

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第41条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

9～17 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第41条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する

条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 16・17 (略)

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受け

条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- 16・17 (略)

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう

ようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準額は、第49条第2項又は第4項の規

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について

定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第49条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける

法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と

宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

いう。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第20条の3 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第19条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第19条第4項及び第5項並びに附則第20条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第20条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第20条の2の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第21条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置)

第22条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第21条の2において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(郡山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市税条例の一部を改正する条例(令和2年郡山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中郡山市税条例第39条第10項の改正規定及び同項を第9項とする改正規定を次のように改める。

2～5 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第20条の3 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第19条第2項、第4項及び第5項の「商業用地」とは法附則第17条第4号に、附則第19条第4項及び第5項並びに附則第20条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第20条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第20条の2の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第21条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置)

第22条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

<p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
---	--

第2条中郡山市税条例第39条第16項の改正規定及び同項を第15項とする改正規定を次のように改める。

<p>15 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う第9項の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>16 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う第10項の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
--	---

（郡山市手数料条例の一部改正）

第3条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第416条第3項又は	(略)			3	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧（同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の	(略)		

	第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。)		閲覧に供する場合を除く。)
4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付	4	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市税条例第39条第8項及び第41条の7の改正規定並びに同条例附則第10条の2第15項の改正規定(「割合は」を「割合は、」に改める部分に限る。)、同条例附則第11条の3を削る改正規定、同条例附則第12条の3の改正規定、同条例附則第20条の3の改正規定(「商業用地」を「商業地等」に改める部分に限る。)及び同条例附則第22条の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の郡山市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正後の郡山市税条例附則第12条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の郡山市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 改正後の郡山市税条例附則第22条の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前

の例による。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

大原ふれあい市営住宅1棟において、本市が管理する給湯管が破損し、漏水したため、同所藤田晋所有の家財の一部に損害を与え、転居を余儀なくさせたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和4年3月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年10月25日から同年12月10日までの間、大原ふれあい市営住宅1棟において、本市が管理する給湯管が破損し、漏水したことにより、同所藤田晋所有の家財の一部に損害を与えたこと及び転居を余儀なくさせたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、藤田晋に対し、金340,304円を支払う。
- (2) 藤田晋は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金340,304円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震により、希望ヶ丘市営住宅駐車場において、希望ヶ丘市営住宅1-5棟と1-6棟をつなぐ渡り廊下の破損による破片が落下し、同駐車場に駐車していた郡山市大槻町字針生北65番地の1吉田佑樹使用の普通乗用車に当たり、損害を与えたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和4年5月16日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震により、希望ヶ丘市営住宅駐車場において、希望ヶ丘市営住宅1-5棟と1-6棟をつなぐ渡り廊下の破損による破片が落下し、同駐車場に駐車していた郡山市大槻町字針生北65番地の1吉田佑樹使用の普通乗用車に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、吉田佑樹に対し、金374,000円を支払う。
- (2) 吉田佑樹は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金374,000円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和4年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和4年5月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和4年度郡山市一般会計補正予算(第4号)

令和4年度郡山市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ582,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,736,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		23,377,590	582,000	23,959,590
	2 国庫補助金	7,002,338	582,000	7,584,338
歳入	合計	134,154,062	582,000	134,736,062

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		48,600,627	582,000	49,182,627
	1 社会福祉費	3,313,093	172,000	3,485,093
	4 児童福祉費	22,087,868	410,000	22,497,868
歳 出	合 計	134,154,062	582,000	134,736,062

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,442,636	0	50,442,636
2 地方譲与税	1,219,056	0	1,219,056
3 利子割交付金	28,018	0	28,018
4 配当割交付金	174,726	0	174,726
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	0	74,615
6 法人事業税交付金	963,891	0	963,891
7 地方消費税交付金	7,999,938	0	7,999,938
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	0	17,880
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	105,108	0	105,108
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	0	2,944
12 地方特例交付金	242,979	0	242,979
13 地方交付税	10,045,000	0	10,045,000
14 交通安全対策特別交付金	55,047	0	55,047
15 分担金及び負担金	428,990	0	428,990
16 使用料及び手数料	2,373,581	0	2,373,581
17 国庫支出金	23,377,590	582,000	23,959,590
18 県支出金	10,691,241	0	10,691,241
19 財産収入	179,261	0	179,261
20 寄附金	210,176	0	210,176
21 繰入金	5,318,289	0	5,318,289
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	5,302,095	0	5,302,095
24 市債	13,301,000	0	13,301,000
歳入合計	134,154,062	582,000	134,736,062

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	664,199	0	664,199				
2 総務費	11,748,811	0	11,748,811				
3 民生費	48,600,627	582,000	49,182,627	582,000			
4 衛生費	19,085,896	0	19,085,896				
5 労働費	122,762	0	122,762				
6 農林水産業費	4,229,521	0	4,229,521				
7 商工費	6,174,342	0	6,174,342				
8 土木費	16,728,964	0	16,728,964				
9 消防費	3,829,336	0	3,829,336				
10 教育費	13,424,537	0	13,424,537				
11 災害復旧費	730,667	0	730,667				
12 公債費	8,315,927	0	8,315,927				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	498,472	0	498,472				
歳出合計	134,154,062	582,000	134,736,062	582,000			

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,321,163	582,000	1,903,163	1 社会福祉費 国庫補助金	172,000	生活困窮者臨時特別給付金国庫補助金 172,000
				4 児童福祉費 国庫補助金	410,000	母子家庭等対策費国庫補助金 410,000
計	7,002,338	582,000	7,584,338			

17款 国庫支出金

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 社会福祉総 務費	638,422	172,000	810,422	特定財源	172,000	10 需用費	95	◎生活困窮者臨時特別 給付金給付事業費 172,000
				国・県	172,000	11 役務費	484	
						12 委託料	21,421	
						19 扶助費	150,000	
	特定財源の内訳							
	(国)生活困窮者臨時特別給付金国庫補助金				172,000			
計	3,313,093	172,000	3,485,093	特定財源	172,000			
				国・県	172,000			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 こども家庭 支援費	8,280,061	410,000	8,690,061	特定財源	410,000	10 需用費	7	◎母子福祉対策費 410,000
				国・県	410,000	11 役務費	902	
						12 委託料	11,091	
						19 扶助費	398,000	
	特定財源の内訳							
	(国)母子家庭等対策費国庫補助金				410,000			
計	22,087,868	410,000	22,497,868	特定財源	410,000			
				国・県	410,000			

3款 民生費

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		134,154,062	582,000	134,736,062
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,835,366	0	28,835,366
	後期高齢者医療特別会計	3,769,344	0	3,769,344
	介護保険特別会計	26,738,344	0	26,738,344
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地区画整理事業特別会計	124,745	0	124,745
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,240,392	0	1,240,392
	徳定土地区画整理事業特別会計	964,004	0	964,004
	大町土地区画整理事業特別会計	364,975	0	364,975
	駐車場事業特別会計	83,967	0	83,967
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,502	0	22,502
	総合地方卸売市場特別会計	1,137,066	0	1,137,066
	工業団地開発事業特別会計	1,496,595	0	1,496,595
	熱海温泉事業特別会計	662,502	0	662,502
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	24,881	0	24,881
	多田野財産区特別会計	7,144	0	7,144
河内財産区特別会計	12,806	0	12,806	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	863	0	863
	月形財産区特別会計	1,171	0	1,171
	舟津財産区特別会計	25,713	0	25,713
	館財産区特別会計	24,433	0	24,433
	浜路財産区特別会計	743	0	743
	横沢財産区特別会計	14,284	0	14,284
	中野財産区特別会計	3,219	0	3,219
	後田財産区特別会計	2,471	0	2,471
	水道事業会計	13,533,289	0	13,533,289
	簡易水道事業会計	346,936	0	346,936
	下水道事業会計	21,951,531	0	21,951,531
	農業集落排水事業会計	1,156,573	0	1,156,573
	計	102,554,703	0	102,554,703
	合 計	236,708,765	582,000	237,290,765

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,770,581	2,770,581
2 給料															0	7,781,070	7,781,070
3 職員手当等															0	5,854,611	5,854,611
4 共済費															0	3,021,512	3,021,512
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費															0	729,199	729,199
8 旅費															0	245,269	245,269
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			102												102	6,080,134	6,080,236
11 役務費			1,386												1,386	973,883	975,269
12 委託料			32,512												32,512	17,599,405	17,631,917
13 使用料及び賃借料															0	1,848,555	1,848,555
14 工事請負費															0	14,475,118	14,475,118
15 原材料費															0	75,317	75,317
16 公有財産購入費															0	114,692	114,692
17 備品購入費															0	383,231	383,231
18 負担金補助及び交付金															0	24,201,691	24,201,691
19 扶助費			548,000												548,000	22,644,563	23,192,563
20 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
21 補償補填及び賠償金															0	264,720	264,720
22 償還金利子及び割引料															0	8,517,197	8,517,197
23 投資及び出資金															0	2,251,910	2,251,910
24 積立金															0	194,269	194,269
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金															0	9,430,492	9,430,492
予備費															0	498,472	498,472
歳出合計			582,000												582,000	134,154,062	134,736,062

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
	1 人件費															0	19,571,973
うち職員給															0	7,781,070	7,781,070
2 扶助費			548,000												548,000	29,976,986	30,524,986
3 公債費															0	8,315,927	8,315,927
4 物件費			34,000												34,000	22,378,849	22,412,849
5 維持補修費															0	2,723,853	2,723,853
6 補助費等															0	15,648,039	15,648,039
うち補助交付金															0	4,214,706	4,214,706
7 積立金															0	194,269	194,269
8 投資及び出資金															0	2,251,910	2,251,910
9 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
10 繰出金															0	9,430,492	9,430,492
11 普通建設事業費															0	16,888,963	16,888,963
(1) 補助事業費															0	11,379,555	11,379,555
(2) 単独事業費															0	5,509,408	5,509,408
12 災害復旧事業費															0	2,092,841	2,092,841
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費															0	498,472	498,472
歳出合計			582,000												582,000	134,154,062	134,736,062

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 8 専決第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 9 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年3月18日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年11月20日午後0時30分頃、郡山市昭和二丁目330番2地先の市道上において、郡山市昭和二丁目22番12号神田知沙所有、同所神田拓運転の普通乗用車が走行中、当該市道が沈下したことにより、マンホール蓋に接触し、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、神田知沙に対し、金48,510円を支払う。
- (2) 神田知沙は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金48,510円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年3月18日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年12月2日午後4時20分頃、郡山市田村町金屋字下夕川原137番2地先の市道上において、石川郡平田村大字上蓬田字向館16番地関根佳子所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、関根佳子に対し、金17,908円を支払う。
- (2) 関根佳子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金17,908円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年3月18日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年1月18日午後2時30分頃、郡山市静町381番1地内において、当市自動車が誤って、郡山市静町1番25号渡邊和也使用の小型乗用車に衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、渡邊和也に対し、金179,891円を支払う。
- (2) 渡邊和也は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金179,891円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年3月25日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年2月24日午前11時頃、郡山市片平町字見物壇182番2地内の市道上において、郡山市富田町字大徳南16番地の6株式会社剛進工業所有の小型貨物自動車が行中、跳ね上げた道路側溝用のコンクリート製の蓋により損傷したについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社剛進工業代表取締役菅島剛に対し、金273,902円を支払う。
- (2) 株式会社剛進工業代表取締役菅島剛は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金273,902円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年4月24日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月31日午前10時15分頃、郡山市熱海町高玉字五輪平28番地内の市道上において、郡山市熱海町石筵字的場15番地橋本寿秀所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、橋本寿秀に対し、金18,865円を支払う。
- (2) 橋本寿秀は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金18,865円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年4月24日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年2月10日午後7時頃、郡山市熱海町安子島字高森34番地の6地先の市道上において、郡山市熱海町長橋字館86番地の2渡邊英俊所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、渡邊英俊に対し、金147,950円を支払う。
- (2) 渡邊英俊は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金147,950円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年4月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年8月24日午後3時34分頃、郡山市御前南四丁目31番1地先の市道上において、本市自動車が誤って、道路上に飛び出した本市在住の児童と衝突し、左大腿部、腰椎部等を負傷させたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、当該児童親権者桑拓磨及び桑汀に対し、金1,058,596円を支払う。
- (2) 当該児童親権者桑拓磨及び桑汀は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金1,058,596円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年4月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年1月13日午前11時頃、郡山市富田町字鍛冶田1番地1地先において、当市自動車が悪って、同所原田洋一所有の給湯設備に衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、原田洋一に対し、金84,150円を支払う。
- (2) 原田洋一は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金84,150円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年4月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年1月24日午前10時頃、郡山市安積荒井三丁目432番地内の駐車場において、郡山市安積荒井三丁目432番地大竹智寛使用の小型乗用車に、誤って当市自動車のドアを接触させ、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、大竹智寛に対し、金58,300円を支払う。
- (2) 大竹智寛は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金58,300円

令和3年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	3年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計					特定財源			
											国・県 支出金	市債	その他	
4	衛生費	2 清掃費	河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業(その2)	4,722,988,000	1,457,342,000	137,256,000	1,594,598,000	1,054,656,000	539,942,000	539,942,000	161,889,000	378,053,000		
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(大黒橋)	1,107,000,000	412,000,000	50,780,000	462,780,000	414,143,099	48,636,901	48,636,901	2,286,901	26,750,000	19,600,000	
合計				5,829,988,000	1,869,342,000	188,036,000	2,057,378,000	1,468,799,099	588,578,901	588,578,901	164,175,901	404,803,000	19,600,000	

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和3年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	旧豊田貯水池利活用事業	3,171,000	3,170,200					3,170,200
		行政センター及び連絡所改修事業	10,800,000	10,800,000					10,800,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民情報システム改修事業	7,188,000	7,188,000		7,188,000			
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者臨時特別給付金給付事業	3,589,908,000	1,425,363,440		1,425,363,440			
	2 心身障害者福祉費	更生園PPP/PFI導入可能性調査業務委託	17,600,000	17,600,000					17,600,000
	3 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	277,721,000	277,721,000		277,721,000			
	5 生活保護費	社会福祉施設等施設整備費補助金	71,463,000	71,463,000		47,642,000			23,821,000
	6 災害救助費	住宅応急修理事業	785,000,000	475,293,631		475,293,631			
4 衛生費	2 清掃費	富久山クリーンセンター計装設備修繕事業	9,680,000	9,680,000					9,680,000
		災害等廃棄物処理事業	1,548,280,000	1,485,088,000	80,372,000	662,172,000			742,544,000
5 労働費	1 労働諸費	労働福祉会館改修事業	35,530,000	30,800,000					30,800,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	23,792,000	15,594,000			14,900,000		694,000
		土地改良事業	3,141,000	3,140,800			2,700,000		440,800
		ため池放射性物質対策事業	220,400,000	138,920,000	138,920,000				
7 商工費	1 商工費	猪苗代湖岸施設解体事業	9,370,000	9,370,000			8,200,000	1,170,000	

令和3年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
		観光業支援事業	19,938,000	19,938,000		19,938,000			
		郡山ユラックス熱海長寿命化事業	206,426,000	173,635,000			156,200,000		17,435,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	73,785,000	61,574,900		30,386,000	23,300,000		7,888,900
		通学路安全対策事業	48,000,000	48,000,000		26,400,000	21,600,000		
		無電柱化促進事業	26,494,000	13,200,000		6,245,000	4,500,000		2,455,000
		道路ストック整備事業	139,800,000	139,800,000		69,900,000	69,900,000		
		道路維持補修事業	35,010,000	33,813,500					33,813,500
		橋りょう長寿命化事業	135,263,000	94,062,906		51,733,000	34,800,000		7,529,906
		駅前広場施設改修事業	10,978,000	10,978,000					10,978,000
	3 河川費	準用河川改修事業	646,000,000	605,781,500		201,928,000	403,800,000		53,500
	4 都市計画費	地域生活拠点型再開発事業費補助金	26,056,000	26,056,000		19,542,000			6,514,000
		市街地再開発整備事業費補助金	283,676,000	283,676,000		212,757,000			70,919,000
街路整備事業		134,999,000	46,352,338		23,176,169	20,800,000		2,376,169	
9 消防費	1 消防費	消防力整備事業	32,517,000	32,516,325			23,600,000		8,916,325
10 教育費	2 小中学校費	学習保障等対策事業	97,650,000	97,650,000		48,825,000			48,825,000

令和3年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
		小学校施設環境整備事業	111,158,000	111,158,000		27,215,000	76,800,000		7,143,000
		中学校施設環境整備事業	75,865,000	75,865,000		15,196,000	56,700,000		3,969,000
	3 社会教育費	(仮称)歴史情報・公文書館整備事業	12,213,000	9,790,000		4,895,000	4,400,000		495,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業施設災害復旧工事	62,120,000	62,120,000					62,120,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧工事	6,554,000	6,553,300					6,553,300
	4 民生施設災害復旧費	放課後等デイサービス事業所災害復旧費補助金	4,679,000	4,679,000		3,119,000			1,560,000
		老人福祉施設等災害復旧費補助金	15,657,000	15,657,000		10,437,000			5,220,000
	6 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧工事	35,330,000	33,030,000			33,000,000		30,000
合 計			8,853,212,000	5,987,078,840	219,292,000	3,667,072,240	955,200,000		1,145,514,600

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌年度 繰越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	庁舎改修事業	円 5,280,000	円	円 5,280,000	円	円 5,280,000	円	円	円	円	円 5,280,000	地震のため
		旧豊田貯水池利活用 事業	4,345,000		4,345,000		4,345,000					4,345,000	事業遅延のため
4 衛生費	1 保健衛生費	医療介護病院改修事 業	4,672,800		4,672,800		4,672,800					4,672,800	工事遅延のため
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	71,258,301	49,880,000	21,378,301		21,378,301		7,127,000	4,300,000		9,951,301	補償物件移転の 遅延のため
10 教育費	4 保健体育費	体育施設維持補修事 業	2,640,000		2,640,000		2,640,000					2,640,000	工事遅延のため
11 災害復旧費	6 文教施設災害 復旧費	中央図書館災害復旧 工事	292,160,000		292,160,000		292,160,000			292,100,000		60,000	地震のため
合 計			380,356,101	49,880,000	330,476,101		330,476,101		7,127,000	296,400,000		26,949,101	

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	48,412,000円	48,411,100円	48,411,100円	円	円	円	円
合計			48,412,000	48,411,100	48,411,100				

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	3年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計					特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整 理事業費 東部幹線橋りょう整 備事業	円 390,000,000	円 170,000,000	円 170,000,000	円 71,680,000	円 98,320,000	円 98,320,000	円 24,620,000	円 73,700,000	円	円	
合 計			390,000,000	170,000,000	170,000,000	71,680,000	98,320,000	98,320,000	24,620,000	73,700,000			

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	140,901,000 円	43,976,419 円	24,176,419 円	円	19,800,000 円	円	円
合計			140,901,000	43,976,419	24,176,419		19,800,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	553,631,000	551,554,888	116,363,888	193,191,000	242,000,000		
合計			553,631,000	551,554,888	116,363,888	193,191,000	242,000,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	49,223,360	24,611,360	24,612,000		24,612,000	14,266,000	5,446,000	4,900,000		補償物件移転の 遅延のため	
合 計			49,223,360	24,611,360	24,612,000		24,612,000	14,266,000	5,446,000	4,900,000			

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	607,347,000 円	592,346,554 円	24,673,554 円	296,173,000 円	271,500,000 円	円	円
合計			607,347,000	592,346,554	24,673,554	296,173,000	271,500,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国・県支出金	市債	その他		
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	円 35,353,631	円 13,007,138	円 22,346,493	円	円 22,346,493	円 22,346,493	円	円	円	円	工事遅延のため
合 計			35,353,631	13,007,138	22,346,493		22,346,493	22,346,493					

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市工業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	2 工業団地造成事業費	西部第一工業団地造成事業	494,999,000 ^円	494,999,000 ^円	99,000 ^円	円	494,900,000 ^円	円	円
合計			494,999,000	494,999,000	99,000		494,900,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設改良積立金等	
1	資本的支出	1	建設改良費	水道施設強靱化事業 (西部第二工業団地)	円	円	円	円	円	円	円	円
			1,148,663,000	512,663,000	636,000,000	1,148,663,000	884,464,900	264,198,100	235,400,000		235,400,000	
合 計			1,148,663,000	512,663,000	636,000,000	1,148,663,000	884,464,900	264,198,100	235,400,000		235,400,000	

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金及び寄附金	企業債	建設改良積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管更新工事	円 1,259,689,200	円	円 1,259,689,200	円	円	円 1,259,689,200	円	円	他関連事業の遅延等のため
		配水管移設工事	123,187,900		123,187,900	49,797,000		73,390,900			他関連事業の遅延等のため
		配水幹線更新工事	506,484,000		506,484,000			506,484,000			事業遅延のため
		堀口浄水場施設等整備工事	165,651,200		165,651,200			165,651,200			事業遅延のため
		熱海浄水場施設更新工事	147,521,000		147,521,000			147,521,000			入札不調のため
合計			2,202,533,300		2,202,533,300	49,797,000		2,152,736,300			

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	下水道管理センター 樋門・放流渠整備事業	円 1,200,000,000	円 544,900,000	円	円 544,900,000	円	円 544,900,000	円 272,450,000	円 245,200,000	円 27,250,000	
		雨水貯留管整備事業 (石塚貯留管)	円 1,440,000,000	円 611,490,000		円 611,490,000		円 611,490,000	円 305,745,000	円 275,200,000	円 30,545,000	
合 計			円 2,640,000,000	円 1,156,390,000		円 1,156,390,000		円 1,156,390,000	円 578,195,000	円 520,400,000	円 57,795,000	

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	汚水処理施設整備事業	円 344,885,200	円	円 344,885,200	円 132,858,950	円 194,800,000	円 17,226,250	円	他関連事業の遅延等のため
		雨水対策整備事業	96,410,800		96,410,800	32,500,000	56,100,000	7,810,800		国の予算措置に伴う事業前倒し等のため
		施設改良事業 (公共下水道事業)	7,150,000		7,150,000		6,800,000	350,000		事業遅延のため
		雨水貯留施設等整備事業	962,070,014		962,070,014	412,462,257	501,500,000	48,107,757		他関連事業の遅延等のため
		施設改良事業 (特定環境保全公共下水道事業)	3,828,000		3,828,000		3,600,000	228,000		事業遅延のため
合計			1,414,344,014		1,414,344,014	577,821,207	762,800,000	73,722,807		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 費用	1 営業費用	下水道管理センター洗浄タンク等解体工事	円 89,320,000	円 44,660,000	円 44,660,000	円	円 44,600,000	円 60,000	円	事業遅延のため
		湖南地区マンホールポンプ場等修繕事業	3,960,000		3,960,000			3,960,000		事業遅延のため
合計			93,280,000	44,660,000	48,620,000		44,600,000	4,020,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和3年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1	農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	施設改良事業	円	円	円	円	円	円	事業遅延のため
			215,908,000		215,908,000	99,272,000	105,700,000	10,936,000		
合計			215,908,000		215,908,000	99,272,000	105,700,000	10,936,000		

令和4年6月15日提出

郡山市長 品川 万里